

坂戸市地域防災計画

<資料編>

坂戸市防災会議

令和7年2月

目 次

■関連条例	1
【資料1-1】 坂戸市防災会議条例	1
【資料1-2】 坂戸市水防協議会条例	3
【資料1-3】 坂戸市災害対策本部条例	4
【資料1-4】 坂戸市災害弔慰金の支給等に関する条例	5
■災害時応援協定等	10
(災害時応援協定等の一覧については本編の第1編-29～33ページを参照)	10
■応急対策に関連する施設・設備の現況	155
【資料3-1】 坂戸市防災会議委員	155
【資料3-2】 坂戸市水防協議会委員	156
【資料3-3】 防災関係機関の連絡先	157
【資料3-4】 地域防災拠点・避難場所・避難所・救護所・福祉避難所一覧表	159
【資料3-5】 指定緊急避難場所・一時避難場所一覧表(公園・緑地)	161
【資料3-6】 通信施設の現況	168
【資料3-7】 防災行政無線の現況	168
【資料3-8】 その他の通信設備	173
【資料3-9】 気象観測・河川監視システムの現況	173
【資料3-10】 塵芥及びし尿処理場の所在・処理能力	174
【資料3-11】 応急清掃資機材の現況	174
【資料3-12】 防疫用資機材の備蓄状況	174
【資料3-13】 市内の病院・診療所等の現況	175
【資料3-14】 感染症病床の設置状況	181
【資料3-15】 浸水想定区域内にある要配慮者利用施設	182
【資料3-16】 消防機関の現況	185
【資料3-17】 消防機関の施設・資機材の現況	187
【資料3-18】 水道施設の現況(貯水施設)	189
【資料3-19】 応急給水資機材の現況	189
【資料3-20】 指定文化財の現況	191
【資料3-21】 災害時における安否不明者等の氏名等に関する公表方針	193
■地震・風水害関連	195
【資料4-1】 水害ハザードマップ・土砂災害ハザードマップ	195
【資料4-2】 河川等現況図	200
【資料4-3】 緊急道路ネットワーク	201
【資料4-4】 気象庁震度階級関連解説表	202
【資料4-5】 NTT災害用伝言ダイヤル「171」解説資料	206

【資料4-6】	NTT災害用伝言板「web171」解説資料	207
【資料4-7】	東海地震の警戒宣言に伴う対応措置	208
■生活支援関連		220
【資料5-1】	災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準	220
【資料5-2】	確定報告記入要領	239
【資料5-3】	災害の被害認定基準について	242
【資料5-4】	災害復興住宅融資（建設・購入）に基づく資金貸付	245
【資料5-5】	災害復興住宅融資（補修）に基づく資金貸付	245
【資料5-6】	生活福祉資金貸付制度に基づく貸付資金（住宅の補修等に必要な経費）	246
【資料5-7】	生活福祉資金貸付制度に基づく貸付資金 （災害を受けたことにより臨時に必要な経費）	246
【資料5-8】	経営安定資金（災害復旧資金）	246
【資料5-9】	天災融資法に基づく資金融資	247
【資料5-10】	農林漁業施設資金（災害復旧）	247
【資料5-11】	農林漁業セーフティネット資金	248
【資料5-12】	埼玉県農業災害対策特別措置条例に基づく資金融資	248
【資料5-13】	農業災害資金	248
【資料5-14】	被災者生活再建支援制度	249
【資料5-15】	埼玉県・市町村生活再建支援金	251
【資料5-16】	埼玉県・市町村半壊特別給付金	252
【資料5-17】	埼玉県・市町村家賃給付金	253
【資料5-18】	埼玉県・市町村人的相互応援	254
■ライフライン関係機関の応急対策		255
【資料6-1】	東日本電信電話株式会社埼玉事業部における電気通信設備の応急対策	255
【資料6-2】	東京電力パワーグリッド株式会社川越支社における非常災害対策計画	256
【資料6-3】	坂戸ガス株式会社における災害緊急対策要綱（抜粋）	257
【資料6-4】	角栄ガス株式会社における災害緊急対策要綱（抜粋）	258
■その他		259
【資料7-1】	坂戸・鶴ヶ島消防組合受援計画	259
【資料7-2】	財政援助措置の対象一覧	267
【資料7-3】	（参考）OILと防護措置について	268

■ 関連条例

【資料1-1】 坂戸市防災会議条例

坂戸市防災会議条例

昭和39年3月15日
条例第18号

改正 昭和44年3月25日条例第11号 平成12年3月21日条例第3号
平成19年6月28日条例第12号 平成24年9月27日条例第22号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、坂戸市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 坂戸市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務。

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (2) 埼玉県知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
 - (3) 埼玉県警察の警察官のうちから市長が任命する者
 - (4) 市長がその部内又は市の加入する一部事務組合の職員のうちから指名する者
 - (5) 市の教育委員会の教育長
 - (6) 市の消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから市長が任命する者
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
- 6 前項第1号、第2号、第3号、第4号、第7号及び第8号の委員の定数は、それぞれ4人以内、6人以内、1人、13人以内、7人以内及び1人とする。
- 7 第5項第7号及び8号の委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期はその前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、埼玉県の職員、市の職員、関係公共機関の職員、関係地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則 (昭和44年条例第11号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年条例第3号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年条例第22号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(坂戸市防災会議条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行後最初に第1条の規定による改正後の坂戸市防災会議条例第3条第5項第8号の規定により任命される委員の任期は、同条第7項の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。

【資料1-2】坂戸市水防協議会条例

坂戸市水防協議会条例

令和 年 月 日
条例第 号

(目的)

第1条 水防法(昭和24年法律第193号)第34条第1項に規定する水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議するため、坂戸市水防協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 水防計画の策定及び推進に関すること。
- (2) その他水防に関し重要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員12人以内で組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任されることができる。

(会長)

第5条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

2 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会長は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、総務部防災安全課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、水防法第4条の規定による埼玉県知事の指定の日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年坂戸町条例第15号)の一部を次のように改正する。

別表中「防災会議の委員」を「防災会議の委員
水防協議会の委員」に改める。

【資料1-3】 坂戸市災害対策本部条例

坂戸市災害対策本部条例

昭和39年3月19日

条例第20号

改正 平成12年3月21日条例第20号

平成24年9月27日条例第22号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、坂戸市災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総理し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第4条 前3条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則（平成12年条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年条例第22号）抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

【資料1-4】 坂戸市災害弔慰金の支給等に関する条例

坂戸市災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和49年6月20日

条例第25号

改正	昭和50年7月19日条例第15号	昭和52年3月23日条例第19号
	昭和53年7月10日条例第18号	昭和56年10月6日条例第12号
	昭和57年12月27日条例第19号	昭和62年3月24日条例第7号
	平成3年12月24日条例第27号	平成23年9月29日条例第15号
	令和元年6月28日条例第5号	令和元年12月23日条例第26号

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 災害弔慰金の支給（第3条—第8条）
- 第3章 災害障害見舞金の支給（第9条—第11条）
- 第4章 災害援護資金の貸付け（第12条—第16条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- （1） 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- （2） 市民 災害により被害を受けた当時、坂戸市の区域内に住所を有した者をいう。

第2章 災害弔慰金の支給

（災害弔慰金の支給）

第3条 市は、市民が令第1条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

（災害弔慰金を支給する遺族）

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にする。
 - (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順位とする。
 - ア 配偶者
 - イ 子
 - ウ 父母
 - エ 孫
 - オ 祖父母
 - (3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹（死亡者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）がいるときは、その兄弟姉妹に対し、災害弔慰金を支給する。
- 2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし父母の養父母を先にし、実父母を後にする。
 - 3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難いときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。
 - 4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

（災害弔慰金の額）

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあつては500万円とし、その他の場合にあつては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

（死亡の推定）

第6条 災害の際現にその場にいあわせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

（支給の制限）

第7条 弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) その他の特別の事情があるため、市長が支給を不相当と認めた場合

（支給の手続）

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

- 2 市長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該市民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 市は、令第3条に掲げる災害により、法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の一災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

- ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合 150万円
- イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円
- ウ 住居が半壊した場合 270万円
- エ 住居が全壊した場合 350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

- ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円
- イ 住居が半壊した場合 170万円
- ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く。） 250万円
- エ 住居の全体が滅失若しくは流失した場合 350万円

(3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年（令第7条第2項括弧書の場合は、5年）とする。

(保証人及び利率)

第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、保証人を立てる場合にあつては無利子とし、保証人を立てない場合にあつては据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセント以内で規則で定める率とする。

3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

(償還等)

第15条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

(規則への委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和50年条例第15号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和52年条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和53年条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和56年条例第12号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は昭和55年12月14日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則 (昭和57年条例第19号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第9条、第10条及び第11条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し又は疾病にかかった市民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則 (昭和62年条例第7号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第13条第1項の規定は、昭和61年7月10日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付について適用する。

附 則 (平成3年条例第27号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は平成3年6月3日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条の規定は当該災害により負傷し又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について、改正後の第13条第1項の規定は同年5月26日以後に生じた災害により被害を受けた世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（平成23年条例第15号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第4条第1項の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害に係る災害弔慰金について適用する。

附 則（令和元年6月28日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年12月23日条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。

■災害時応援協定等

(1) 災害防御・救助

【資料2-1-1】

消防組織法第24条第2項に基づく応援協定

第1条 消防組織法第24条第2項の規定に基づき、坂戸市と坂戸・鶴ヶ島消防組合（以下、「消防組合」という。）との災害防ぎよのための応援協定を定めるものとする。

第2条 この協定は、坂戸市区域内に地震、台風、水火災等の非常事態の場合における災害発生の際、消防組合の消防力を活用し、災害による被害を最小限度に防止することを目的とする。

第3条 市長は、次に掲げる事項について消防組合管理者に対して必要な事務を行うについて応援要請するものとする。

- (1) 坂戸市防災会議の事務
- (2) 坂戸市に災害対策本部が設置された場合

第4条 消防組合管理者は、前条の要請があったときは、消防組合の職員を派遣するものとする。

第5条 前条により災害応急活動により応援のため出動した場合は、すべて坂戸市の現場最高の指揮者の指揮に従うものとする。

第6条 応援のため要した経費並びに事故により生じた経費は、消防組合の負担とする。

第7条 この協定に規定した事項以外のもので必要があるときは、その都度協議のうえ決定して、相互円滑なる運営を図るものとする。

第8条 本協定を証するため、正本2通を作成し各1通を保管する。

附 則

この協定は、昭和52年8月1日から施行する。

【資料2-1-2】

埼玉県防災ヘリコプター応援協定

(目的)

第1条 この協定は、埼玉県下の市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町村等」という。）が、災害による被害を最小限に防止するため、埼玉県の所有する防災ヘリコプター（以下「防災ヘリ」という。）の応援を求めることについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(協定区域)

第2条 この協定区域は、前条の市町村等の区域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において、災害とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する災害をいう。

(応援要請)

第4条 この協定に基づく応援要請は、災害が発生した市町村等（以下「発災市町村等」という。）の長が、次のいずれかに該当し、防災ヘリの活動を必要と判断する場合に、埼玉県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

- (1) 災害が隣接する市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) 発災市町村等の消防力によっては防ぎよが著しく困難な場合
- (3) その他救急搬送等防災ヘリによる活動が最も有効な場合

2 応援要請は、埼玉県環境部消防防災課防災航空係（以下「防災航空隊」という。）に、電話等により、次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害の発生場所及び被害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状態
- (4) 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (5) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (6) その他必要な事項

(防災航空隊の派遣)

第5条 知事は、前条の規定により応援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状態を確認の上、応援するものとする。

2 前項の規定による要請に応ずることができない場合は、知事は、その旨を速やかに発災市町村等の長に通報するものとする。

(防災航空隊の隊員の指揮)

第6条 前条第1項の規定により応援する場合において、災害現場における防災航空隊の隊員（以下「隊員」という。）の指揮は、発災市町村等の消防長（消防本部をおかない村にあっては、当該村長。）が行うものとする。

(消防活動に従事する場合の特例)

第7条 応援要請に基づき隊員が消防活動に従事する場合には、発災市町村等の長から隊員を派遣している市町村等の長に対し、埼玉県下消防相互応援協定（以下「相互応援協定」という。）第5条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

(経費負担)

第8条 この協定に基づく応援に要する経費は、埼玉県が負担するものとする。

2 前条に該当する活動に従事する場合においても、応援に要する経費は相互応援協定第13条の規定にかかわらず、埼玉県が負担するものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項は、埼玉県及び市町村等が協議して定めるものとする。

(適用)

第10条 この協定は、平成3年4月1日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書52通を作成し、知事及び市町村等の長は、記名押印の上、それぞれその1通を所持する。

平成3年3月29日

【資料2-1-3】

災害時における応急対策に関する協定書

坂戸市（以下「甲」という。）と埼玉土建一般労働組合坂戸支部（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生した場合における災害応急対策に係る業務（以下「災害応急業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に甲と乙が相互に協力して被災した市民生活の安定を図るため、救出救援活動、収容施設及び公共施設の補修等の災害応急業務に関する事項について定めることとする。

（協力の要請等）

第2条 甲は、災害応急業務の必要があると認めたときは、乙に協力を要請することができる。

2 甲は、前項の要請をするときは、乙に対して災害応急業務要請書（第1号様式）により要請するものとする。ただし、文書をもって要請することが困難な場合は、口頭で要請し、その後、速やかに文書を乙に提出するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、速やかに甲に協力するものとする。

（災害応急業務の内容）

第4条 甲が乙に要請できる災害応急業務は、次のとおりとする。

- (1) 倒壊建物等からの救出救援活動
- (2) 収容施設及びその他市施設の応急補修に関すること。
- (3) その他甲が必要と認める災害応急作業

（災害応急業務活動）

第5条 甲の要請により災害応急業務を実施する乙の会員（以下「会員」という。）は、現地に派遣された甲の職員（以下「職員」という。）の指示に従い災害応急活動に従事するものとする。

2 災害現場に職員が派遣されていない場合は、会員自ら要請事項に従い災害応急業務を実施するものとする。

（報告）

第6条 乙は、第2条第1項の規定による要請に基づき災害応急業務活動を行った場合は、速やかに甲に災害応急業務報告書（第2号様式）を提出するものとする。

（費用負担）

第7条 災害応急業務に要する費用は、「埼玉県積算基準」等に基づき、甲及び会員が協議の上決定し、甲が負担する。

(協定の期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から1年間とする。

2 この有効期間が満了する1か月前までに、甲、乙いずれからもこの協定の解消の申し出がない場合は、更に1年間同一の内容をもって有効期間を延長するものとし、以降においてもまた同様とする。

(災害補償)

第9条 災害応急業務活動に従事した会員が、そのため死亡し、又は負傷、疾病若しくは障害の状態となった場合の本人又はその遺族に対する災害補償については、労働災害補償保険法（昭和22年法律第50号）を適用する。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれ1通を所持するものとする。

平成25年4月24日

【資料2-1-4】

災害救助艇の使用等に関する協定書

坂戸市（以下「市」という。）と坂戸・鶴ヶ島消防組合（以下「消防組合」という。）とは、市が所有する災害救助艇（以下「救助艇」という。）の使用等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、救助艇の使用等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（使用及び維持管理）

第2条 救助艇は、消防組合の救助活動等の必要により使用（使用上の管理を含む。）するものとし、船舶検査その他定期点検等の維持管理及び財産管理は市が行う。ただし、災害の状況により、対応可能な範囲内で市と消防組合が連携、協力を図り、その任に当たるものとする。

（数量及び保管場所）

第3条 救助艇は4艇とし、保管場所は市の指定する場所とする。

（使用目的）

第4条 救助艇は、次の場合に使用するものとする。

- （1）水災又は水難事故
- （2）水災又は水難事故対応訓練
- （3）その他消防組合が必要とする場合

（使用区域）

第5条 救助艇の使用区域は、坂戸市内のほか、隣接市町境界水域及び消防組合が必要とする場所で、使用出来るものとする。

（報告）

第6条 消防組合は、救助艇を使用した場合は、別記様式により速やかに市へ報告するものとする。

（経費負担）

第7条 船舶検査、定期点検、燃料費、消耗品費及び修理費等、救助艇の維持及び使用にかかる経費は、市が負担するものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項又は協定内容に疑義が生じたときは、その都度、市及び消防組合で協議のうえ定めることとする。

（その他）

第9条 平成24年11月7日に締結した、「災害救助艇の使用等に関する協定書」については、本協定締結日をもって、廃止する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、相互に記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

令和元年7月31日

(2) 自治体間相互応援

【資料2-2-1】

大規模災害時における相互応援に関する協定書

熊谷市長、東松山市長、坂戸市長、滑川町長、嵐山町長、小川町長、都幾川村長、玉川村長、川島町長、吉見町長、鳩山町長、東秩父村及び大里村長は大規模災害時の相互応援に関し、次のとおり協定する。

(趣旨)

第1条 この協定は、熊谷市、東松山市、坂戸市、滑川町、嵐山町、小川町、都幾川村、玉川村、川島町、吉見町、鳩山町、東秩父村及び大里村（以下「協定市町村」という。）の区域において地震等による大規模災害が発生し、独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合、本協定を締結した協定市町村は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条第1項の規定に基づき、被災の協定市町村が応援を要請する応急措置等、迅速かつ円滑に遂行するための必要な事項について定めるものとする。

(連絡担当課等)

第2条 協定市町村は、相互応援に関する連絡担当課等を定め、災害が発生したときは速やかに相互に連絡するものとする。

(連絡調整員の派遣)

第3条 協定市町村は、必要があると認めるときは、被災協定市町村の災害対策本部に連絡調整員の職員を派遣することができる。

(応援の内容及び範囲)

第4条 応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 応援措置等を行うに当たって必要となる情報の収集及び提供
- (2) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (3) 被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急復旧に必要な資機材の提供
- (4) 災害応急活動に必要な車両及び職員の派遣
- (5) 協定市町村の行政境界に隣接する指定避難場所の相互利用
- (6) 被災者の一時収容のための施設の提供及びあっせん
- (7) 被災児童生徒の小中学校への一時受入れ
- (8) 前各号に定めるもののほか特に要請のあった事項

2 前項の応急範囲は、隣接する協定市町村を原則とするものとする。ただし、災害被害の状況によってはこの限りではない。

(応急要請)

第5条 協定市町村は、応援を受けようとする場合、次の各号の事項を明らかにして、電話等により要請し、後日別記災害応援要請書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援の場所
- (3) 応援の期間
- (4) 必要とする食糧、飲料水及び生活必需物資の品名と数量
- (5) 必要とする資機材、物資及び車両等の品名と数量
- (6) 必要とする職種別人員
- (7) 小中学校への一時受入れを希望する被災児童生徒の人数及び期間等
- (8) その他、応援を必要とする事項等

(応援の自主出動)

第6条 協定市町村は、大規模災害と認められる災害が発生し、応援要請を待ついとまがないと認めた場合は、他の協定市町村と協力し、自主的に被災の協定市町村の情報収集を行い、その結果を埼玉県に伝達するものとする。

2 応援する協定市町村は、前項の情報収集の結果を踏まえ、被災の協定市町村に代わり必要な応援要請を協定市町村に行うとともに、緊急応援活動を実施することができるものとする。

(応援経費の負担)

第7条 応援に要する経費の負担は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

- (1) 職員派遣に要する経費は、応援を行う協定市町村が負担する。
- (2) 前号に掲げるもののほか、応援物資の調達その他応援に要する経費は応援を受ける協定市町村が負担する。

(情報の交換)

第8条 協定市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要に応じ情報交換を行うものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、協定市町村がその都度協議し定める。

2 この協定の実施に関し必要な事項は、第2条に規定する連絡担当課が協議して定める。

第10条 この協定は、締結の日から効力を生ずる。

この協定の締結を証するため、本協定書13通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、その1通を保持する。

平成8年3月1日

【資料2-2-2】

災害時における相互応援に関する協定書

(趣旨)

第1条 埼玉県川越都市圏まちづくり協議会を構成する川越市、坂戸市、鶴ヶ島市、川島町、毛呂山町、越生町及び鳩山町（以下「構成市町」という。）は、埼玉県川越都市圏まちづくり基本構想・基本計画（レインボープラン）に基づく広域的施策の一環として、災害発生時における相互応援に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第2条 この協定は、構成市町の区域において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条1号に規定する災害が発生し、被災市町独自では十分に被災者の救援等の応急措置ができない場合、同法第67条第1項の規定に基づき、被災市町の要請に応え、相互に連携協力して迅速かつ円滑な救援活動を遂行するために必要な事項を定め、以て、住民生活の安全に寄与することを目的とする。

(応援の内容)

第3条 応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 救援活動を遂行するために必要な情報の収集及び提供
- (2) 食料、飲料水、生活必需品等の救援物資の提供
- (3) 救援活動に必要な職員の派遣
- (4) 避難場所、避難施設の提供
- (5) その他、救援活動に必要な資機材及び労務の提供で、特に要請のあった事項

(連絡担当課等)

第4条 構成市町は、相互応援に関する連絡担当課等を定め、第2条に規定する災害が発生したときは速やかに相互に連絡するものとする。

(応援要請の手続き)

第5条 応援を受けようとする市町は文書により要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により口頭にて要請できるものとし、後日文書を提出するものとする。

(経費の負担)

第6条 応援に要する経費の負担は、次のとおりとする。

- (1) 職員の派遣に要する経費は応援を行う市町の負担とする。
- (2) 前号に掲げるもののほか、救援物資の調達、その他救援に要する経費は応援を受ける市町の負担とする。ただし、市町相互の協議により、応援を行う市町の負担とすることで合意が整った場合は、この限りでない。

(連絡会議)

第7条 この協定の遂行に関し必要な事項を協議するため、構成市町の防災担当をもって組織する連絡会議を設置する。

2 連絡会議は随時開催とし、前項の協議のほか、防災に関する情報交換及び調査研究を行うものとする。

(協定書の発効)

第8条 この協定は、令和6年4月1日から発効する。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項若しくはこの協定に疑義が生じた場合は、構成市町が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため本書7通を作成し、構成市町長が署名押印のうえ、各々その1通を保有するものとする。

令和6年1月22日

【資料2-2-3】

災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定

(目的)

第1条 この協定は、埼玉県内の地域に災害対策基本法（昭和36年法律第223号以下「災対法」という。）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、被災市町村のみでは十分な応急対策及び復旧対策を実施することができない場合において、災対法第67条第1項による市町村相互の応援が迅速かつ円滑に実施されるよう、埼玉県内の全ての市町村が相互に協力することを確認し、相互応援に関する基本的な事項を定める。

(応援の種類)

第2条 この協定による応援の種類は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (5) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (6) 被災傷病者の受入れ
- (7) 遺体の火葬のための施設の提供
- (8) ボランティア受付及び活動調整
- (9) 被災児童及び生徒の応急教育の受入れ
- (10) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続き)

第3条 被災市町村の長は、単一の他の市町村の長に応援を要請しようとする場合には、次の各号に掲げる事項を明らかにして電話等により応援を要請する。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援の種類
- (3) 応援の具体的な内容及び必要量
- (4) 応援を希望する期間
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

2 被災市町村の長は、複数の市町村の長に同時に応援を要請しようとする場合には、前項に掲げる事項を明らかにして電話等により埼玉県知事（以下「知事」という。）に対し応援要請の依頼を行い、知事は、他の市町村の長に対して速やかに要請内容を伝達する。

3 被災市町村の長は、応援する市町村の長に対し、速やかに要請文書を提出する。

(応援の実施)

第4条 前条第1項の規定により応援要請を受けた市町村の長は、応援の内容を電話等により要請した被災市町村の長及び知事に連絡し、応援を実施する。ただし、特別な事情により応援できない場合は、その旨を直ちに電話等により連絡する。

2 前条第2項の規定により要請内容の伝達を受けた市町村の長は、受諾の可否を速やかに決定し、応援の可否及び応援を実施する場合は、その内容を知事に対し電話等により連絡するとともに応援を実施する。

(応援の調整)

第5条 知事は、前2条に定める相互応援が迅速かつ円滑に実施されるよう応援の調整を行うことができる。

(情報の交換等)

第6条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な情報等を相互に交換するとともに、平常時から応援の受入れ体制の整備に努める。

(その他)

第7条 この協定は、埼玉県広域消防相互応援協定のほか、市町村間の相互応援に関する他の協定を妨げない。

2 この協定の実施に関して必要な事項については、その都度協議して定める。

附 則

1 この協定は、平成19年5月1日から施行する。

2 この協定の成立は、埼玉県及び県内全市町村長の同意書をもって証する。

平成19年5月1日

災害時の相互応援に関する実施要領

1 定義

この要領において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害であり、地震、津波、暴風、豪雨等の異常な自然現象だけではなく、航空機の墜落、列車衝突転覆等の大規模事故による被害も含む。

2 県、市町村の連絡先

災害時の市町村間の相互応援が迅速かつ円滑に実施されるよう、県は、年度当初に「県及び市町村の勤務時間及び勤務時間外の連絡先一覧」を作成し、市町村に配布する。

3 応援手続き

(1) 単一の市町村に要請する場合（協定第3条第1項）

① 要請

被災市町村は、災害時相互応援連絡表（様式1）に必要事項を記入し、応援を要請する市町村に県防災行政無線若しくはN T T回線のファックスで送付し、送付したことを電話で連絡する。

② 応援の可否の連絡

要請を受けた市町村は、応援の可否を被災市町村に県防災行政無線若しくはN T T回線で回答する。

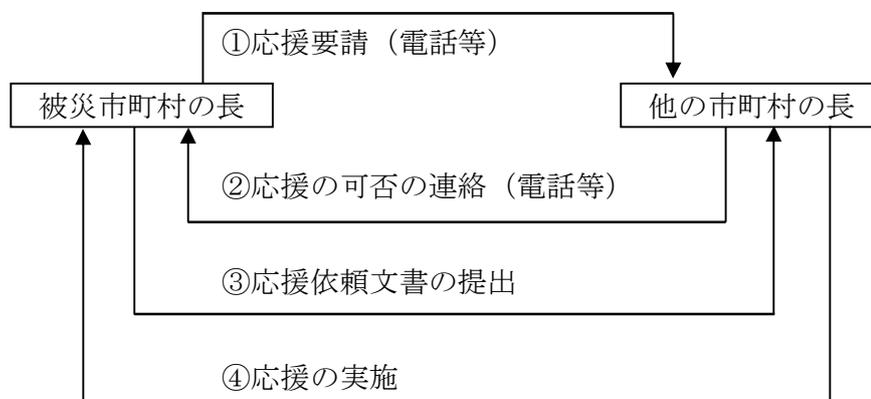
あわせて、受信した様式1に可能な応援を加除して、県防災行政無線若しくはN T T回線のファックスで送付する。

③ 依頼文書の提出

被災市町村は、受信した様式1を添付して、応援を実施する市町村に応援依頼文書（様式3）を送付する。

④ 応援の実施

応援を実施する市町村は、様式3の応援を実施する。



(2) 複数市町村に同時に応援を要請する場合（協定第3条第2項）

① 要請

被災市町村は、災害時相互応援連絡表（様式2）に必要事項を記入し、県に県防災行政無線若しくはN T T回線のファックスで送付し、送付したことを電話で連絡する。

② 要請伝達

県は、様式2を県防災行政無線の一斉F A Xで全市町村に送信する。

③ 応援の可否の連絡（電話等）

受信した市町村は、応援の可否を検討する。応援ができない市町村はその旨を、応援が可能な市町村は、様式2を加除し、応援が可能な内容を県に県防災行政無線若しくはN T T回線で回答する。

④ 連絡

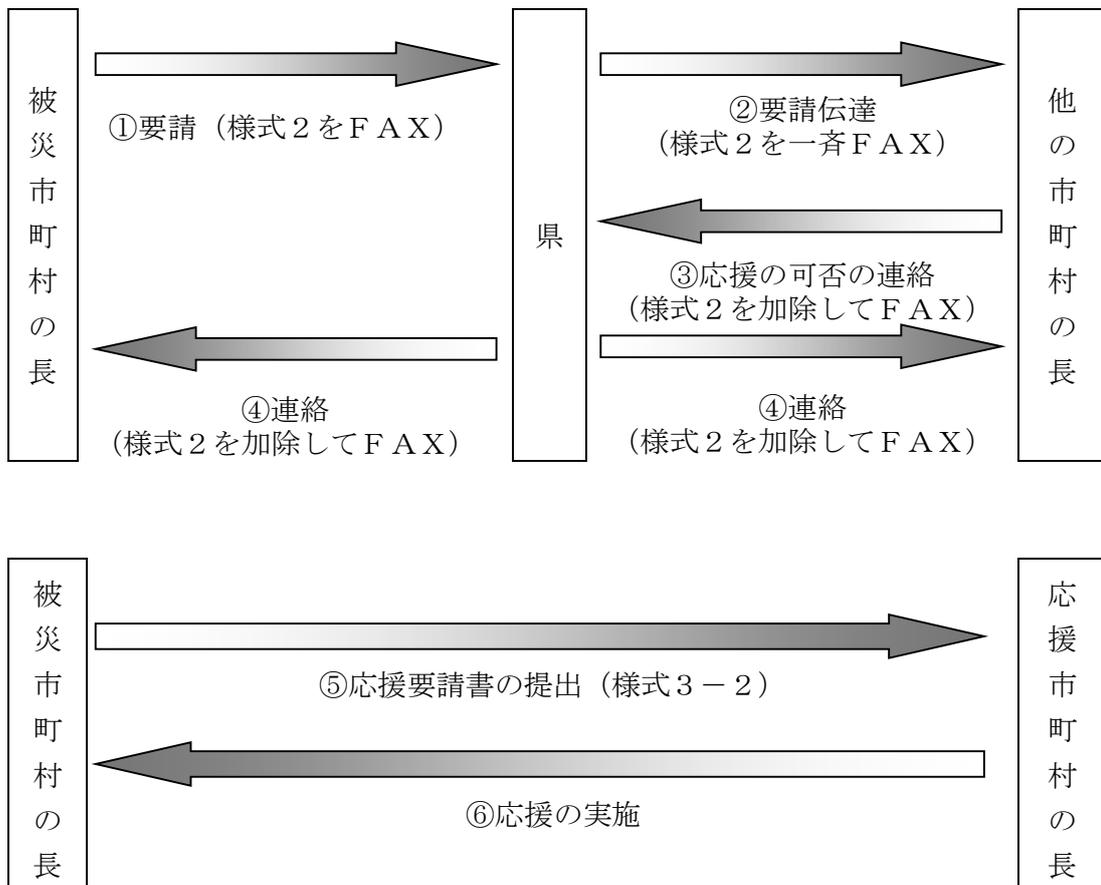
県は、提出された様式2を確認して、必要な調整を行う。県は、調整した内容を様式2に記載して、応援が可能な市町村及び被災市町村に県防災行政無線若しくはN T T回線で送付する。

⑤ 応援要請書の提出

被災市町村は、県から受信した様式2を添付して、応援を実施する市町村に応援要請書（様式3-2）を送付する。

⑥ 応援の実施

応援市町村は、様式3-2の応援を実施する。



様式1 (応援要請・個別の場合 直接応援市町村へ)

災害時相互応援連絡表

要請側市町村 連絡者	埼玉県 連絡者	応援側市町村 連絡者
担当課 氏名 電話 FAX		担当課 氏名 電話 FAX

次のとおり応援を要請（実施）します。

要請市町村	
応援市町村	
要請日時	年 月 日 (午前・午後 時 分)
被害の状況	
応援の内容	<p>① 被災市町村は、要請する応援の種類・応援の具体的な内容及び必要量を具体的に記入する。必要に応じて別業すること。</p> <p>② 受信した市町村は、応援の可否を判断して、応援できる内容・数量を書き加え、被災市町村に返信する。</p>
応援希望時期	
応援場所	
応援経路	
その他 必要事項	

様式2 (応援要請・複数応援の場合 県へ)

災害時相互応援連絡表

要請側市町村 連絡者	埼玉県 連絡者	応援側市町村 連絡者
担当課 氏名 電話 FAX	担当課 氏名 電話 FAX	担当課 氏名 電話 FAX

次のとおり応援を要請(受諾)します。

要請市町村	
応援市町村	
要請日時	年 月 日 (午前・午後 時 分)
被害の状況	
応援の内容	① 被災市町村は、要請する応援の種類・応援の具体的な内容及び必要量を具体的に記入する。必要に応じて別葉すること。 ② 受信した市町村は、応援の可否を判断して、応援できる内容・数量を書き加え、県に返信する。
応援希望時期	
応援場所	
応援経路	
その他 必要事項	

応援要請書

市町村長 様

市町村長

災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定第3条第1項に基づき、別添様式1のとおり応援を要請します。

応援要請書

市町村長 様

市町村長

災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定第 3 条第 2 項に基づき、別添様式 2 のとおり応援を要請します。

【資料2-2-4】

新潟県南魚沼市と埼玉県坂戸市の災害時における相互応援に関する協定

新潟県南魚沼市と埼玉県坂戸市（以下「協定市」という。）は、いずれかの協定市において、災害が発生し、独自では救援等の応急対策を十分に実施できない場合において、被災した市（以下「被災市」という。）の要請に応じて応急対策及び災害復旧対策を円滑に実施できるようにするため、協定市の相互の応援体制について、必要な事項を定めるものとする。

（応援内容）

第1条 応援の種類及び内容は次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- （2）被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急復旧等に必要な資機材の提供及び物資の提供
- （3）情報収集及び救援活動等に必要な車両等の提供
- （4）避難が必要な被災者の受け入れ
- （5）被災児童・生徒の教育機関への受け入れ
- （6）救援及び応急復旧に必要な職員の派遣
- （7）ボランティアのあっせん
- （8）市役所の機能確保のために必要な施設及び設備の提供
- （9）前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援要請の手続き）

第2条 災害発生により応援を要請する被災自治体は、次に掲げる事項を明らかにして、応急的に電話等により要請し、その後速やかに別記応援要請書を送付するものとする。

- （1）被害の状況
- （2）前条第1号から第3号に掲げる応援を要請する場合にあっては、物品等の品名、数量及び受領場所等
- （3）前条第6号に掲げる職員の派遣要請をする場合は、職員の職種、要請人数、場所、業務内容及び派遣期間等
- （4）応援場所への経路
- （5）前各号に掲げるもののほか、応援を受けるために必要な事項

（緊急応援）

第3条 大規模災害の発生により、被災市との連絡が取れない場合で、緊急に応援が必要であると認めるときには収集した情報に基づき第1条に掲げる応援を実施できるものとする。

2 前項の規定により応援を実施した場合においては、応援を行った市は、応援内容を被災市へ速やかに連絡するとともに、災害に係る情報を収集し被災市に提供するものとする。

（応援経費の負担）

第4条 応援に要した経費は、原則として、被災市の負担とする。ただし、前条第1項の規定に基づく応援に要した経費の負担は、別途協議するものとする。

(災害補償)

第5条 第1条第6号の規定により派遣された職員（以下「派遣職員」という。）に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによる。

2 派遣職員が公務執行中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援を受ける被災市が、応援を受ける被災市への往復経路途中に生じたものについては応援を行う市が、それぞれ賠償の責めを負うものとする。

(連絡体制)

第6条 協定市は、相互応援の円滑化を図るため、あらかじめ連絡担当課を定めておくものとする。

(情報交換)

第7条 協定市は、この協定に基づく相互応援が円滑に実施されるよう、地域防災計画等必要な資料を相互に提供するとともに、定期的な意見交換等を実施する。

(協議)

第8条 この協定の実施に関し定めのない事項については、協定市が協議をして定めるものとする。

(適用期日)

第9条 この協定は、平成24年11月1日から効力を生ずるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者押印のうえ、各自1通を保有する。

平成24年11月1日

【資料2-2-5】

長野県中野市と埼玉県坂戸市の災害時における相互応援に関する協定

長野県中野市と埼玉県坂戸市（以下「協定市」という。）は、いずれかの協定市において、災害が発生し、独自では救援等の応急対策を十分に実施できない場合において、被災した市（以下「被災市」という。）の要請に応じて応急対策及び災害復旧対策を円滑に実施できるようにするため、協定市の相互の応援体制について、必要な事項を定めるものとする。

（応援内容）

第1条 応援の種類及び内容は次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- （2）被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急復旧等に必要な資機材の提供並びに物資の提供
- （3）情報収集及び救援活動等に必要な車両等の提供
- （4）避難が必要な被災者の受け入れ
- （5）被災児童・生徒の教育機関への受け入れ
- （6）救援及び応急復旧に必要な職員の派遣
- （7）ボランティアのあっせん
- （8）市役所の機能確保のために必要な施設及び設備の提供
- （9）前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援要請の手続き）

第2条 災害発生により応援を要請する被災市は、次に掲げる事項を明らかにして、応急的に電話等により要請し、その後速やかに別記応援要請書を送付するものとする。

- （1）被害の状況
- （2）前条第1号から第3号に掲げる応援を要請する場合にあっては、物品等の品名、数量、受領場所等
- （3）前条第6号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種、要請人数、場所、業務内容、派遣期間等
- （4）応援場所への経路
- （5）前各号に掲げるもののほか、応援を受けるために必要な事項

（緊急応援）

第3条 大規模災害の発生により、被災市との連絡が取れない場合で、緊急に応援が必要であると認めるときには、収集した情報に基づき第1条に掲げる応援を実施できるものとする。

2 前項の規定により応援を実施した場合においては、応援を行った市は、応援内容を被災市へ速やかに連絡するとともに、災害に係る情報を収集し被災市に提供するものとする。

（応援経費の負担）

第4条 応援に要した経費は、原則として、被災市の負担とする。ただし、前条第1項の規定に基づく応援に要した経費の負担は、別途協議するものとする。

(災害補償)

第5条 第1条第6号の規定により派遣された職員（以下「派遣職員」という。）に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによる。

2 派遣職員が公務執行中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援を受ける被災市が、応援を受ける被災市への往復経路途中に生じたものについては応援を行う市が、それぞれ賠償の責めを負うものとする。

(連絡体制)

第6条 協定市は、相互応援の円滑化を図るため、あらかじめ連絡担当課を定めておくものとする。

(情報交換)

第7条 協定市は、この協定に基づく相互応援が円滑に実施されるよう、地域防災計画等必要な資料を相互に提供するとともに、定期的な意見交換等を実施する。

(協議)

第8条 この協定の実施に関し定めのない事項については、協定市が協議をして定めるものとする。

(適用期日)

第9条 この協定は、協定締結日から効力を生ずるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者押印の上、各自1通を保有する。

平成26年8月1日

【資料2-2-6】

大規模災害時における避難に関する応援協定

新潟県南魚沼市と埼玉県坂戸市（以下「協定市」という。）は、大規模災害時における協定市出身者の避難を円滑に実施できるようにするため、応援体制に関する必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第1条 首都圏又は北陸地方を中心とした大規模災害等が発生し、被災地周辺等に在住する協定市出身者の広域的な避難が必要となった場合を想定し、被災地に近い協定市の地域内に避難活動を行うための拠点施設を設置し、避難を円滑に実施できるよう、あらかじめ体制整備に努めるもの。

（前提条件）

第2条 本協定は、新潟県南魚沼市と埼玉県坂戸市の災害時における相互応援に関する協定（以下、相互応援協定という。）第8条の規定に基づくものであり、本協定に定めのない事項については、相互応援協定の定めに基づき準ずるものとする。

2 本協定に基づく応援は、協定市において災害等による被害がない場合、又は被害が軽微で、応援することが可能な状況である場合に適用するものとする。

（応援内容）

第3条 避難支援の内容等は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 避難支援活動を行う職員及び活動拠点施設の提供
- (2) 被災者の支援を行う拠点施設の提供
- (3) 第1号及び第2号における活動に必要な施設の想定、必要となる資機材の事前配置及び提供
- (4) 避難支援活動を行う場合を想定した職員の人事交流
- (5) 前各号にかかげるもののほか、特に要請があった事項

（協力要請の手続き）

第4条 大規模災害発生により本協定に基づく要請を行う場合、要請市は、相互応援協定第2条に基づき応援要請の手続きを行うものとする。

（適用期日）

第5条 この協定は、令和5年10月10日から効力を生ずるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者押印のうえ、各自1通を保有する。

令和5年10月10日

(3) 総合支援

【資料2-3-1】

災害時における総合的な支援に関する協定書

坂戸市（以下「甲」という。）及び鶴ヶ島市（以下「乙」という。）は坂戸・鶴ヶ島防火安全協会（以下「丙」という。）と坂戸市内、鶴ヶ島市内における地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）発生に際し、相互に協力して災害時の市民生活の早期安定を図るために、総合的な支援について協定を締結する。

（支援事項の発動）

第1条 この協定に定める災害時の支援事項は、原則として甲又は乙が災害対策本部を設置し、丙の各事業所に対して支援の要請を行なったときをもって発動する。

（各事業所の支援の内容）

第2条 この協定で定める支援の内容は丙の事業所から丙へ別に定める「災害時支援内容書」の提出に基づきまとめられた別に定める「災害時支援内容一覧表」に記された各事業所の支援内容とする。

（各種支援の協力要請）

第3条 災害時において甲又は乙はそれぞれの責において丙の事業所に対し災害時に必要とする支援内容を直接要請することができる。

（総合的支援の実施）

第4条 丙の事業所は、前条の規定により甲又は乙から要請を受けたときは、丙の事業所としてできる範囲での支援を行うものとする。

（支援の要請手続）

第5条 甲又は乙の丙の事業所に対する要請手続は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭又は電話等をもって要請し、事後に文書（様式1）を提出するものとする。

（報告）

第6条 丙の事業所は、前条の規定に基づき支援したときは、甲又は乙に電話等で速やかに報告し、事後に報告書（様式第2号）を提出するものとする。

（経費の負担）

第7条 甲又は乙の要請に基づき、丙の事業所が供給した支援物資等に要する経費のうち次の経費は、それぞれ要請した市が負担するものとする。

- (1) 支援物資の供給等に要する経費
- (2) その他甲又は乙が負担すべき経費

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における丙の小売価格等を基準とし、甲と乙がそれぞれ丙と協議の上速やかに決定する。

(経費の請求)

第8条 丙の事業所は、業務が完了したときは、速やかに前条の経費を支援要請した甲又は乙に請求するものとする。

2 支援要請した甲又は乙は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに丙に支払うものとする。

(協定の期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から5年間とする。

2 この有効期間が満了する1ヶ月前までに、甲、乙、丙いずれからもこの協定の解消の申し出がない場合は、更に5年間同一の内容をもって有効期間を延長するものとし、以降においてもまた同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙、丙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書3通を作成し、甲、乙、丙記名押印の上、それぞれ1通を所持するものとする。

平成25年3月27日

(4) 応急救護

【資料2-4-1】

災害時の医療救護に関する協定書

坂戸市（以下「甲」という。）と社団法人坂戸鶴ヶ島医師会（以下「乙」という。）とは災害時の医療救護に関して、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、坂戸市地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（医療救護計画）

第2条 乙は、甲の要請に基づく医療救護活動の円滑な実施を図るため、医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 乙は、医療救護計画を変更したときは、速やかに変更後の医療救護計画を甲に提出するものとする。

（医療救護班の派遣）

第3条 甲は、医療救護活動を実施する上で必要があると認めた場合は、乙に対し医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、前条に規定する医療救護計画に基づき、速やかに医療救護班を編成し救護所に派遣するものとする。

（医療救護班に対する指揮）

第4条 医療救護班に対する指揮及び医療救護活動に係る連絡調整は、甲の指定する者が行うものとする。

（医療救護班の業務）

第5条 乙が派遣する医療救護班は、甲が地域防災拠点等に設置する救護所において医療救護活動を行うものとする。

2 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者の傷病の程度の判定
- (2) 傷病者に対する応急処置の実施及び必要な医療の提供
- (3) 医療機関への搬送の要否及びその順位の決定
- (4) 死亡の確認及び死体の検案
- (5) その他必要な措置

（医療救護班の輸送）

第6条 甲は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、医療救護班の輸送について必要な措置をとるものとする。

(医薬品等の確保)

第7条 乙が派遣する医療救護班が使用する医薬品等は、当該医療救護班が携行するもののほか、原則として甲が確保するものとする。

2 乙は、甲が行う医薬品等の備蓄に関して、保管場所、品名、数量等の必要な助言及び協力を行うものとする。

(医療費)

第8条 救護所における医療費は、無料とする。

2 搬送先の医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

(費用弁償)

第9条 甲の要請に基づき、乙が医療救護を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

- (1) 医療救護班の編成及び派遣に要する経費
- (2) 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費
- (3) 医療救護班員が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費
- (4) 前各号に定めるもののほか、この協定実施のために要した経費のうち甲が必要と認めた経費

2 前項に定める費用の額については、別に定める。

(細目)

第10条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1箇月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がなされないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長されるものとし、以降も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成16年7月20日

【資料2-4-2】

災害時における傷病者の応急処置活動に関する協定書

坂戸市（以下「甲」という。）と社団法人埼玉県接骨師会川越支部（以下「乙」という。）とは、坂戸市内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合、傷病者の応急処置活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、坂戸市内において災害が発生した場合、甲が乙の協力を得て傷病者に対しての応急処置活動について必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、坂戸市内において災害が発生し、応急処置活動の必要性が生じた場合、乙に対して接骨師の派遣を要請するものとする。

（協力内容）

第3条 乙は、甲の前条に基づく要請があった場合は、坂戸市地域防災計画に定められた地域防災拠点に併設される救護所において、坂戸市地域防災計画における医療救護班と連携を保ち柔道整復師法の規定に基づく業務を行うものとする。

（指揮命令）

第4条 乙の協定に係わる指揮命令及び連絡調整については、甲の指定する者が行い、応急手当に係わる必要な指示については、医療救護班の医師が行うものとする。

（衛生材料等の確保）

第5条 乙が使用する衛生材料等は、乙が携行するもののほか、原則として甲が確保するものとする。

（応急処置費）

第6条 救護所における応急処置費は、無料とする。

2 搬送先の接骨院等における応急処置費は、患者負担とする。

（費用弁償等）

第7条 第2条の規定に基づき、乙が応急処置活動等を実施した場合に要する衛生材料等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用弁償等の額については、甲、乙協議の上、定めるものとする。

（災害補償）

第8条 応急処置活動実施中に従事者の責めに帰することができない理由により、当該従事者が死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は心身に障害がある状態になったときは、乙が補償する。ただし、埼玉縣市町村総合事務組合同規約（平成18年7月14日指令市第745号）が適用される場合は、甲が補償する。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協議書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成23年4月13日

【資料2-4-3】

災害時の医療救護活動及び医薬品等の供給に関する協定書

坂戸市（以下「甲」という。）と坂戸鶴ヶ島市薬剤師会（以下「乙」という。）とは、大規模な災害が発生した場合の迅速な医療救護活動及び医薬品等の供給を実施するため、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、坂戸市地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動及び医薬品等の供給を円滑に実施するための乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（薬剤師の要請及び派遣）

第2条 甲は、医療救護活動を行う必要が生じたときは、乙に対し薬剤師の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定に基づき要請を受けたときは、速やかに薬剤師を甲の指定する場所に派遣するものとする。

（薬剤師の業務）

第3条 薬剤師の業務は、次のとおりとする。

- （1） 医療救護班の班員として、救護所や避難所等における医師の処方又は指示に基づく調剤及び服薬指導
- （2） 医薬品の集積場所における医薬品の仕分け及び管理
- （3） その他医療救護に関し、必要とする事項

（調剤費）

第4条 救護所や避難所等における調剤は保険適用外とし、調剤費は無料とする。

（医薬品・衛生資材の供給等）

第5条 乙の会員薬局等は、災害の状況に応じ、甲の要請により医薬品（一般医薬品及び医療用医薬品）及び衛生資材を甲へ供給するものとする。

（医療紛争の措置）

第6条 この協定により実施した医療救護活動に関して、患者との間に医療紛争が発生した場合は、甲は、乙と緊密な連携のもとに速やかに原因等を調査し、適切な措置を講ずるものとする。

（費用弁償等）

第7条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動等を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

- （1） 薬剤師の派遣に要する経費
- （2） 乙が調達した医薬品、衛生資材の実費
- （3） 薬剤師が携行した医薬品、衛生資材を使用した場合の実費
- （4） 医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費

(5) 前各号に定めるもののほか、この協定実施のために要した経費のうち甲が必要と認めた経費

2 前項の規定による費用弁償等の額については、実費弁償によるものを除き、甲、乙協議の上、別に定めるものとする。

(細目)

第8条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲、乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1箇月前までに、甲、乙いずれからも何ら意思表示がなされないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長されるものとし、以降も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれ1通を所持するものとする。

平成26年10月24日

【資料2-4-4】

災害時の歯科医療救護活動に関する協定書

埼玉県坂戸市（以下「甲」という。）と坂戸鶴ヶ島歯科医師会（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合における、被災住民等の歯科に関する医療救護活動（以下「歯科医療救護活動」という。）に関して次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（総則）

第1条 本協定は、坂戸市地域防災計画に基づき、甲が行う歯科医療救護活動に対する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（歯科医療救護計画）

第2条 乙は、甲の要請に基づく歯科医療救護活動の円滑な実施を図るため、歯科医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 乙は、歯科医療救護計画を変更したときは、速やかに変更後の歯科医療救護計画を甲に提出するものとする。

（歯科医療救護班の派遣）

第3条 甲は、歯科医療救護活動を実施するうえで必要があると認めた場合は、乙に対し歯科医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、前条に規定する歯科医療救護計画に基づき、速やかに歯科医療救護班を編成し、救護所に派遣するものとする。

（歯科医療救護班に対する指揮）

第4条 歯科医療救護班に対する指揮及び歯科医療救護活動に係る連絡調整は、会長又は会長に事故あるときは、副会長が行うものとする。

（歯科医療救護班の業務）

第5条 乙が派遣する歯科医療救護班は、甲が地域防災拠点等に設置する救護所において、社団法人坂戸鶴ヶ島医師会と連携し、歯科医療救護活動を行うものとする。

2 歯科医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 歯科に関連した傷病者に対する応急処置の実施及び必要可能な歯科医療の提供
- (2) 医療機関への搬送の要否
- (3) 警察からの依頼による死体の身元確認作業
- (4) 口腔ケア活動の実施
- (5) その他必要な措置

（医薬品等の確保）

第6条 乙が派遣する歯科医療救護班が使用する医薬品等は、当該歯科医療救護班が携行するもののほか、原則として乙との協議により甲が確保するものとする。

2 乙は、甲が行う医薬品の備蓄に関して、保管場所、品名、数量等の必要な助言及び協力を行うものとする。

(医療費)

第7条 救護所における医療費は、無料とする。

2 搬送先の医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

(費用弁償)

第8条 甲の要請に基づき、乙が歯科医療救護を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

(1) 歯科医療救護班の編成及び派遣に要する経費

(2) 歯科医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費

(3) 歯科医療救護班員が歯科医療救護活動において負傷、又は疾病により死亡した場合の扶助費

(4) 前各号に定めるもののほか、歯科医療救護のために要した経費のうち甲が必要と認めた経費

2 前項に定める額については、別に定める。

(細目)

第9条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

(協定の期間)

第10条 本協定の期間は、本協定の締結日から平成31年3月31日までとする。ただし、この期間満了1か月前までに甲又は乙から書面による異議の申出がなければ更に1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(変更及び解除)

第11条 甲又は乙が本協定の内容の変更又は解除を申し出たときは、甲乙協議のうえ、本協定の変更又は解除を行うものとする。

(その他)

第12条 本協定書に定めのない事項及び本協定書に関し疑義を生じた事項については、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保管するものとする。

平成30年8月9日

災害時の歯科医療救護活動に関する協定実施細則

坂戸市（以下「甲」という。）と坂戸鶴ヶ島歯科医師会（以下「乙」という。）とは、平成30年8月9日付けで締結した災害時の歯科医療救護活動に関する協定（以下「協定」という。）第9条の規定に基づき、協定の実施に関する取扱いについて次のとおり定める。

（歯科医療救護計画）

第1条 協定第2条第1項に定める歯科医療救護計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 歯科医療救護班の編成
- (2) 歯科医療救護班の活動
- (3) 会員との通信連絡
- (4) 指揮系統
- (5) 医薬品、医療用資器材の確保
- (6) その他必要な事項

（派遣要請）

第2条 協定第3条の歯科医療救護班の派遣要請は、文書（様式第1号及び第1号の2）により行うものとする。ただし、緊急やむを得ない場合には、口頭あるいは他の手段により要請することができるものとする。

（歯科医療救護活動の報告）

第3条 乙は、協定第3条の規定により、歯科医療救護班を派遣した時は、歯科医療救護活動終了後速やかに、次に掲げる書類を甲に提出するものとする。

- (1) 歯科医療救護活動報告書（様式第2号）
- (2) 班員名簿（様式第3号）
- (3) 医薬品等使用報告書（様式第4号）

（事故報告）

第4条 乙は、協定第3条に基づく歯科医療救護活動において、歯科医療救護班員が負傷した時、疾病にかかった時、又は死亡した時は、「事故報告書」（様式第5号）により、速やかに甲に報告するものとする。

（費用弁償の額）

第5条 協定第8条第1項第1号及び第2号に規定する費用の額は、埼玉県災害救助法施行細則（昭和35年埼玉県規則第26号）及び災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）の例による。

- 2 協定第8条第1項第3号に規定する扶助費については、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）の例による。
- 3 協定第8条第1項第4号に規定する費用は、前各項に該当しない費用であって、甲乙協議のうえ甲が弁償することが適当と認められた費用とする。

(費用弁償の請求)

第6条 協定第8条第1項第1号、第2号及び第4号に規定する費用については、乙が各歯科医療救護班分をとりまとめ、埼玉県災害救助法施行細則に定める様式又は「費用弁償請求書」(様式第6号)により甲に請求するものとする。

2 協定第8条第1項第3号に規定する扶助費については、支給を受けようとする者が、埼玉県災害救助法施行細則に定める様式により、甲に請求するものとする。

(支払い)

第7条 甲は、前条の規定による費用弁償等について、乙又は扶助金申請者から請求を受けた場合は、関係書類を確認の上、速やかに支払うものとする。

この細則の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成30年8月9日

(5) 情報収集・提供

【資料2-5-1】

アマチュア無線による災害時応援協定書

坂戸市（以下「甲」という。）と坂戸アマチュア無線クラブ（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、市内において地震、台風等による大規模な災害（以下「災害」という。）が発生し、または発生するおそれがある場合において、乙が甲に協力して災害情報の収集伝達を行うために必要な事項について定めることを目的とする。

（構成員）

第2条 この協定において、災害情報の収集伝達を行う者は、乙の構成員（以下「構成員」という。）とする。

2 乙は毎年1回構成員名簿を甲に提出するものとする。

（協力の要請等）

第3条 甲は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、アマチュア無線による災害情報の収集伝達の必要がある時は、乙に対し、災害情報の収集伝達について協力を要請するものとする。

2 前項により要請を受けた乙は、災害情報の収集伝達に関する業務について協力するものとする。

（情報の提供）

第4条 乙は、甲から協力要請がなくても、必要と思われる災害情報については甲に提供するものとする。

（情報収集伝達訓練）

第5条 甲及び乙は、災害時に災害情報の収集伝達を迅速かつ的確に行うため、毎年共同して訓練を行うものとする。

（補償）

第6条 第3条第2項の規定により、通信活動中の構成員が負傷した場合等の補償は、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）の例により、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

（雑則）

第7条 この協定に定めのない事項または規定している事項に疑義が生じた場合には、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成16年9月1日

【資料2-5-2】

災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定書

坂戸市（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社川越支社（以下「乙」という。）は、坂戸市内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。）第2条第1号に定める災害（以下「災害」という。）により、広範囲の長時間停電（以下「大規模停電」という。）が発生し、又は発生のおそれがある場合の早期復旧等に係る甲及び乙による相互協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害対策基本法及び防災基本計画に基づき、甲は住民の生命・財産の保護、生活支援の役割を担うこと、乙は電力の早期復旧の役割を担うことを相互に確認し、災害時における、甲及び乙の協力関係構築に資する事項を定め、地域の防災力を高めることを目的に締結する。

（連絡体制）

第2条 甲及び乙は、災害時の連携を図るため、直通電話の設置等、連絡体制を確立する。

2 甲及び乙は、甲乙協議の上、災害時に甲又は乙の職員を甲又は乙に派遣できるものとする。

（災害時の情報連携）

第3条 甲及び乙は、災害時における電力の早期回復を図るため、次の各号に掲げる情報を相互に提供する。

- (1) 甲は乙に対し、住民が避難している地域、避難所の情報を提供
- (2) 乙は甲に対し、停電の発生状況や復旧見込等、停電に関連する情報を提供
- (3) 甲及び乙は、それぞれが知り得た道路陥没、水没、土砂崩落、樹木倒壊等による道路寸断の情報、道路復旧の状況を共有

（災害時の相互協力）

第4条 甲及び乙は、災害時における大規模停電の早期復旧のため、次の各号に掲げる事項について相互に協力する。

- (1) 停電復旧に係る応急措置の実施
- (2) 電力復旧の支障となる障害物等の除去
- (3) 甲及び乙が所有する施設や駐車場等の利用
- (4) 住民への停電情報等の周知のための、甲の防災無線、防災メール、広報媒体等の利用

（覚書の締結）

第5条 甲及び乙は、本協定に定める甲及び乙の役割や具体的な実施事項について、必要に応じ、別に覚書により定めるものとする。

（秘密保持）

第6条 甲及び乙は、この協定に基づく活動を通じて知り得た秘密情報を他人に開示又は漏えいしてはならない。

(協定期間)

第7条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が各相手方に対し、特段の意思表示をしない場合は、この協定は、期間満了の日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第8条 本協定に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

(旧協定の失効)

第9条 甲乙間で締結した平成23年1月18日付け「災害時等における情報提供、電力復旧等に関する協定書」は、本協定の締結日からその効力を失うものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年9月10日

【資料2-5-3】

災害発生時における坂戸市と坂戸市内郵便局の協力に関する協定

坂戸市(以下「甲」という。)と坂戸市内郵便局(別表、以下「乙」という。)は、坂戸市内に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために次のとおり協定する。

なお、本協定については、乙を代表して坂戸郵便局及び西坂戸三郵便局が締結するものとする。

(定義)

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める被害をいう。

(協力要請)

第2条 甲及び乙は、坂戸市内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

(1) 緊急車両等としての車両の提供

(車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。)

(2) 甲又は乙が収集した被災者の避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供

(3) 郵便局ネットワークを活用した広報活動

(4) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策

ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付

イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除

ウ 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除

エ 被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除

(5) 乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供

(6) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の収集・交付等並びにこれらを確実にを行うための必要な事項^(注)

(7) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い

(8) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

(注) 避難者情報確認シート(避難先届)又は転居届の配布・回収を含む。

(協力の実施)

第3条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けた場合は、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

(経費の負担)

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

2 前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

(災害情報連絡体制の整備)

第5条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(情報の交換)

第6条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

(連絡責任者)

第7条 この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

甲 坂戸市総務部長

乙 日本郵便株式会社 坂戸郵便局総務部長

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、両者で協議し決定する。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、締結日から平成29年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲及び乙のいずれからも申出がない場合は、当該期間満了の日の翌日から起算して1年間、この協定を更新するものとし、以後もまた同様とする。

この協定を証するため、本書3通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成29年1月19日

【資料2-5-4】

災害時の情報交換に関する協定

国土交通省関東地方整備局長菊川滋（以下「甲」という。）と、坂戸市長伊利仁（以下「乙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、坂戸市の地域について災害が発生または、災害が発生するおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等（以下、情報交換という。）について定め、もって、適切迅速かつ的確な災害対処に資することを目的とする。

（情報交換の開始時期）

第2条 甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

- 一 坂戸市内で重大な被害が発生または、発生するおそれがある場合
- 二 坂戸市災害対策本部が設置された場合
- 三 その他甲または乙が必要とする場合

（情報交換の内容）

第3条 甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- 一 一般被害状況に関すること
- 二 公共土木施設（道路、河川、都市施設等）の被害状況に関すること
- 三 その他甲または乙が必要な場合

（情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合または甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。

なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（平素の協力）

第5条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（協議）

第6条 本協定に疑義が生じたとき、または本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は、2通作成し、甲乙押印のうえ各1通を所有する。

平成22年11月24日

(6) 被災者・帰宅困難者支援

【資料2-6-1】

災害時における協力体制に関する協定書

坂戸市（以下「甲」という。）と学校法人香川栄養学園女子栄養大学（以下「乙」という。）は、坂戸市内における地震、台風等の災害（以下「災害」という。）の発生に際し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害が発生した場合に、市民、在勤者等の（以下「市民等」という。）安全確保や生活復興等の災害対策を迅速に推進するため甲及び乙の協力体制について整備することを目的とする。

（協力内容）

第2条 乙は、甲からの要請に基づき、次に掲げる事項について協力するものとする。

- (1) 甲から指定された被災場所及び避難所への学生ボランティアの派遣
- (2) 甲が地域防災計画において定める、避難所及び帰宅困難者支援場所への避難が、災害状況及び天候等により困難な場合における大学施設の提供
- (3) 大学施設に収容した被災者への応急医療品及び備蓄物資の提供
- (4) その他協議による必要事項

（協力要請）

第3条 甲は、乙に前条の規定により協力を要請する場合は、甲乙双方の担当者を通じて行うものとする。

（協力）

第4条 乙は、甲から前条の規定による協力要請を受けた場合は、協定の内容に従って可能な限り協力するものとする。ただし、やむを得ない事情により協力要請に応じられない場合は、この限りでない。

（施設提供期間）

第5条 第2条第2号の規定による大学施設の提供期間は、原則として災害発生直後の初動期間（1週間程度）とし、市民等が自宅に帰宅し、又は坂戸市が指定する施設に移動するまでの期間とする。ただし、これを超えて使用する場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（経費の負担）

第6条 第2条の規定による協力を要した経費は、原則として甲が負担するものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義を生じた場合は、必要に応じて、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成20年2月15日

災害時における協力体制に関する協定書

坂戸市（以下「甲」という。）と学校法人城西大学（以下「乙」という。）は、坂戸市内における地震、台風等の災害（以下「災害」という。）の発生に際し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害が発生した場合に、市民、在勤者等の（以下「市民等」という。）安全確保や生活復興等の災害対策を迅速に推進するため甲及び乙の協力体制について整備することを目的とする。

（協力内容）

第2条 乙は、甲からの要請に基づき、次に掲げる事項について協力するものとする。

- （1） 甲から指定された被災場所及び避難所への学生ボランティアの派遣
- （2） 甲が地域防災計画において定める、避難所及び帰宅困難者支援場所への避難が、災害状況及び天候等により困難な場合における大学施設の提供
- （3） 大学施設に収容した被災者への応急医療品及び備蓄物資の提供
- （4） その他協議による必要事項

（協力要請）

第3条 甲は、乙に前条の規定により協力を要請する場合は、甲乙双方の担当者を通じて行うものとする。

（協力）

第4条 乙は、甲から前条の規定による協力要請を受けた場合は、協定の内容に従って可能な限り協力するものとする。ただし、やむを得ない事情により協力要請に応じられない場合は、この限りでない。

（施設提供期間）

第5条 第2条第2号の規定による大学施設の提供期間は、原則として災害発生直後の初動期間（1週間程度）とし、市民等が自宅に帰宅し、又は坂戸市が指定する施設に移動するまでの期間とする。ただし、これを超えて使用する場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（経費の負担）

第6条 第2条の規定による協力を要した経費は、原則として甲が負担するものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義を生じた場合は、必要に応じて、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成20年2月15日

【資料2-6-2】

災害時における協力体制に関する協定書

坂戸市（以下「甲」という。）と学校法人明海大学（以下「乙」という。）は、坂戸市内における地震、台風等の災害（以下「災害」という。）の発生に際し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害が発生した場合に、市民、在勤者等の（以下「市民等」という。）安全確保や生活復興等の災害対策を迅速に推進するため甲及び乙の協力体制について整備することを目的とする。

（協力内容）

第2条 乙は、甲からの要請に基づき、次に掲げる事項について協力するものとする。

- （1） 甲から指定された被災場所及び避難所への学生ボランティアの派遣
- （2） 甲が地域防災計画において定める、避難所及び帰宅困難者支援場所への避難が、災害状況及び天候等により困難な場合における大学施設の提供
- （3） 大学施設に収容した被災者への応急手当、医薬品及び備蓄物資の提供
- （4） その他協議による必要事項

（協力要請）

第3条 甲は、乙に前条の規定により協力を要請する場合は、甲乙双方の担当者を通じて行うものとする。

（協力）

第4条 乙は、甲から前条の規定による協力要請を受けた場合は、協定の内容に従って可能な限り協力するものとする。ただし、やむを得ない事情により協力要請に応じられない場合は、この限りでない。

（施設提供期間）

第5条 第2条第2号の規定による大学施設の提供期間は、原則として災害発生直後の初動期間（1週間程度）とし、市民等が自宅に帰宅し、又は坂戸市が指定する施設に移動するまでの期間とする。ただし、これを超えて使用する場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（経費の負担）

第6条 第2条の規定による協力を要した経費は、原則として甲が負担するものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義を生じた場合は、必要に応じて、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成20年2月15日

【資料2-6-3】

災害時における総合的支援に関する協定書

坂戸市（以下「甲」という。）と株式会社セレモアつくば埼玉本社（以下「乙」という。）とは、坂戸市内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害（以下「災害」という。）の発生に伴う、帰宅困難者の収容及び遺体の安置等に関する事項について協定を締結する。

（目的）

第1条 坂戸市内における災害発生に際し、甲が乙の協力を得て災害時の市民生活の早期安定を図るために、帰宅困難者の収容及び遺体の安置等に関する事項について必要な事項を定めることを目的とする。

（協定事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（協力の内容）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、次に掲げる事項に関し、協力するものとする。

- （1） 帰宅困難者が発生した場合の、施設内への収容（無償提供）
- （2） 死者が発生した場合における棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送、施設内への遺体安置
- （3） その他協議による必要事項

（協力）

第4条 乙は、甲から前条の規定による協力要請を受けた場合は、協定の内容に従って可能な限り協力するものとする。ただし、やむを得ない事情により協力要請に応じられない場合は、この限りでない。

（要請手続）

第5条 甲は、第3条の規定による要請を行うときは、収容施設提供要請書（別記様式）を乙に提出することにより行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話により要請することができるものとし、その後速やかに収容施設提供要請書を提出するものとする。

（費用負担）

第6条 前3条(2)(3)の規定により、甲が要請した業務にかかる費用については、甲が負担するものとし、災害発生直前の適正な価格を原則とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結日から5年間とする。

- 2 この有効期間が満了する日の1ヶ月前までに、甲乙いずれからもこの協定の解消の申出がない場合は、更に5年間同一内容をもって有効期間を延長するものとし、以降においてもまた同様とする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義を生じた場合は、必要に応じて、甲乙協議するものとする。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成23年12月22日

【資料2-6-4】

災害時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定書

坂戸市（以下「甲」という。）と社会福祉法人十善会（以下「乙」という。）とは、坂戸市において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合における福祉避難所の開設及び運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、要配慮者を支援するため、甲が乙に対して要請する対象者の乙の社会福祉施設への受入れ及び要配慮者の介護等の協力並びにその手続について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 要配慮者 福祉施設や医療機関に入所又は入院をしていない身体的援助を要する在宅の者で一般の避難所での生活に支障を来たすものをいう。
- （2） 対象者 要配慮者及び日常的に当該要配慮者の身体的援助を直接行っている者をいう。
- （3） 福祉避難所 対象者を避難者として受入れる社会福祉施設をいう。

（使用する施設）

第3条 福祉避難所として使用する施設は、次のとおりとする。

坂戸市大字中小坂80番地の2 障害者支援施設 さかど療護園

（受入要請等）

第4条 甲は、要配慮者について、福祉避難所への避難が必要であると認めるときは、乙に対し、福祉避難所開設要請書（様式第1号）により福祉避難所の開設を要請する。ただし、緊急を要するときは、口頭により要請できるものとし、その後速やかに福祉避難所開設要請書を提出するものとする。

2 乙は、前項の規定による要請があったときは、可能な範囲で福祉避難所の開設に協力するものとする。

3 甲は、乙に対して対象者の受入れを要請するときは、福祉避難所対象者受入要請書（様式第2号）により行うものとする。

4 甲は、乙の福祉避難所の運営を支援するため、乙に対し、次に掲げる事項の実施に努めるものとする。

- （1） 対象者の受入れに必要な資機材、食糧、飲料水及び生活必需物資の提供
- （2） 対象者の受入れを可能とするための施設等の応急修繕に必要な資機材及び物資の提供等
- （3） 対象者の受入れに必要なボランティア等の人員の派遣
- （4） その他甲乙協議の上必要と認める支援

（経費の負担）

第5条 乙が対象者のために支出した経費のうち食料費及び生活用品費については、甲が所要の実費を負担するものとする。

2 前項以外の経費の負担については、甲乙協議の上決定する。

(支払)

第6条 甲は、前条の経費について、乙から請求を受けた場合は、関係書類を確認の上、速やかに支払うものとする。

(福祉避難所の開設期間等)

第7条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から30日以内とする。ただし、災害の状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は、乙に対し、福祉避難所開設期間延長要請書(様式第3号)により、30日を限度として福祉避難所の開設期間の延長を要請することができるものとする。

2 乙は、前項の規定による要請があったときは、可能な範囲で福祉避難所の開設に協力するものとする。

3 甲は、福祉避難所の開設により、乙の事業に重大な影響を及ぼすことがないように配慮するとともに、当該福祉避難所の開設の早期解消に努めるものとする。

(福祉避難所への移送)

第8条 要配慮者の福祉避難所への移送については、原則その家族等の介助者の協力により行うものとし、その協力により難いときは、甲が移送に協力するものとする。

(守秘義務)

第9条 乙は、福祉避難所の運営に当たり知り得た対象者の情報を他に漏らしてはならない。

2 乙は、乙の職員に対し、福祉避難所の運営に当たり知り得た対象者の情報を他に漏らさないよう指導しなければならない。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上決定する。

(協定の効力)

第11条 この協定は、締結の日から効力を生じ、甲乙いずれからも協定の解除又は変更の申出がない限り、継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を所有するものとする。

平成27年9月30日

福祉避難所開設要請書

第 号
年 月 日

様

坂戸市長

災害時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定書第4条第1項の規定により、下記のとおり福祉避難所の開設を要請します。

記

開設期間	年 月 日 時から 年 月 日 時まで 日間
使用施設	
その他	

連絡先 坂戸市 部 課 氏名
電話 (内線) 直通電話
FAX

第 号
年 月 日
（ 時 分）
福祉避難所対象者受入要請書

様

坂戸市長

災害時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定書第4条第3項の規定により、下記のとおり、対象者の受入れについて要請します。

記

1 対象者の情報

住 所	坂戸市
氏 名	
連 絡 先	固定電話 携帯電話
心身の状況等	
身元引受人	住 所 氏 名 固定電話 携帯電話
その他必要な事項	

2 要請担当者

_____ 部 _____ 課 氏名

電 話 _____ (内線 _____) 直通電話 _____

F A X _____

福祉避難所開設期間延長要請書

第 年 月 日
号

様

坂戸市長

災害時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定書第7条第1項の規定により、下記のとおり福祉避難所開設期間の延長を要請します。

記

延長期間	年 月 日 時から 年 月 日 時まで	日間
使用施設		
延長の理由		
その他		

連絡先 坂戸市 部 課 氏名
電話 (内線) 直通電話
FAX

災害時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定書

坂戸市（以下「甲」という。）と社会福祉法人プラモウト・サークルクラブ（以下「乙」という。）とは、坂戸市において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合における福祉避難所の開設及び運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、要配慮者を支援するため、甲が乙に対して要請する対象者の乙の社会福祉施設への受入れ及び要配慮者の介護等の協力並びにその手続について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 要配慮者 福祉施設や医療機関に入所又は入院をしていない身体的援助を要する在宅の者で一般の避難所での生活に支障を来すものをいう。
- （2） 対象者 要配慮者及び日常的に当該要配慮者の身体的援助を直接行っている者をいう。
- （3） 福祉避難所 対象者を避難者として受入れる社会福祉施設をいう。

（使用する施設）

第3条 福祉避難所として使用する施設は、次のとおりとする。

坂戸市大字石井1684番地 特別養護老人ホーム 坂戸サークルホーム

（受入要請等）

第4条 甲は、要配慮者について、福祉避難所への避難が必要であると認めるときは、乙に対し、福祉避難所開設要請書（様式第1号）により福祉避難所の開設を要請する。ただし、緊急を要するときは、口頭により要請できるものとし、その後速やかに福祉避難所開設要請書を提出するものとする。

2 乙は、前項の規定による要請があったときは、可能な範囲で福祉避難所の開設に協力するものとする。

3 甲は、乙に対して対象者の受入れを要請するときは、福祉避難所対象者受入要請書（様式第2号）により行うものとする。

4 甲は、乙の福祉避難所の運営を支援するため、乙に対し、次に掲げる事項の実施に努めるものとする。

- （1） 対象者の受入れに必要な資機材、食糧、飲料水及び生活必需物資の提供
- （2） 対象者の受入れを可能とするための施設等の応急修繕に必要な資機材及び物資の提供等
- （3） 対象者の受入れに必要なボランティア等の人員の派遣
- （4） その他甲乙協議の上必要と認める支援

（経費の負担）

第5条 乙が対象者のために支出した経費のうち食料費及び生活用品費については、甲が所要の実費を負担するものとする。

2 前項以外の経費の負担については、甲乙協議の上決定する。

(支払)

第6条 甲は、前条の経費について、乙から請求を受けた場合は、関係書類を確認の上、速やかに支払うものとする。

(福祉避難所の開設期間等)

第7条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から30日以内とする。ただし、災害の状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は、乙に対し、福祉避難所開設期間延長要請書(様式第3号)により、30日を限度として福祉避難所の開設期間の延長を要請することができるものとする。

2 乙は、前項の規定による要請があったときは、可能な範囲で福祉避難所の開設に協力するものとする。

3 甲は、福祉避難所の開設により、乙の事業に重大な影響を及ぼすことがないように配慮するとともに、当該福祉避難所の開設の早期解消に努めるものとする。

(福祉避難所への移送)

第8条 要配慮者の福祉避難所への移送については、原則その家族等の介助者の協力により行うものとし、その協力により難いときは、甲が移送に協力するものとする。

(守秘義務)

第9条 乙は、福祉避難所の運営に当たり知り得た対象者の情報を他に漏らしてはならない。

2 乙は、乙の職員に対し、福祉避難所の運営に当たり知り得た対象者の情報を他に漏らさないよう指導しなければならない。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上決定する。

(協定の効力)

第11条 この協定は、締結の日から効力を生じ、甲乙いずれからも協定の解除又は変更の申出がない限り、継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を所有するものとする。

平成27年9月30日

様式第1号、第2号及び第3号はp.56～p.58を参照する。

災害時における福祉避難所の開設及び運営に関する変更協定書

平成27年9月30日付け坂戸市（以下「甲」という。）と社会福祉法人プラモウト・サークルクラブ（以下「乙」という。）との間で締結した「災害時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定書」（以下「原協定書」という。）の一部を次のように変更する協定を締結する。

（趣旨の変更）

第1条 原協定書第1条に規定する趣旨について、次のとおり変更する。

この協定は、災害時において、要配慮者を支援するため、甲が乙に対して要請する対象者の乙の施設への受入れ及び要配慮者の介護等の協力並びにその手続について、必要な事項を定めるものとする。

（定義の変更）

第2条 原協定書第2条に規定する定義について、次のとおり変更する。

- （1）要配慮者 福祉施設や医療機関に入所又は入院には至らない法第8条第2項第15号に規定する要配慮者をいう。
- （2）対象者 要配慮者及び日常的に当該要配慮者の支援を直接行っている者をいう。
- （3）福祉避難所 対象者を避難者として受入れる施設をいう。

（使用する施設の追加）

第3条 原協定書第3条に規定する福祉避難所として使用する施設に、次の施設を追加する。

坂戸市大字小沼490番地1 特別養護老人ホーム 小沼サークルホーム

（受入要請等の変更）

第4条 原協定書第4条第4項第1号に規定する受入要請等について、次のとおり変更する。

- （1）対象者の受入れに必要な資機材、食料、飲料水及び生活必需物資の提供

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を所有するものとする。

平成31年3月12日

災害時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定書

坂戸市（以下「甲」という。）と社会福祉法人栄光会（以下「乙」という。）とは、坂戸市において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合における福祉避難所の開設及び運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、要配慮者を支援するため、甲が乙に対して要請する対象者の乙の社会福祉施設への受入れ及び要配慮者の介護等の協力並びにその手続について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 要配慮者 福祉施設や医療機関に入所又は入院をしていない身体的援助を要する在宅の者で一般の避難所での生活に支障を来たすものをいう。
- （2） 対象者 要配慮者及び日常的に当該要配慮者の身体的援助を直接行っている者をいう。
- （3） 福祉避難所 対象者を避難者として受入れる社会福祉施設をいう。

（使用する施設）

第3条 福祉避難所として使用する施設は、次のとおりとする。

坂戸市大字森戸739番地1 特別養護老人ホーム さかどロイヤルの園

（受入要請等）

第4条 甲は、要配慮者について、福祉避難所への避難が必要であると認めるときは、乙に対し、福祉避難所開設要請書（様式第1号）により福祉避難所の開設を要請する。ただし、緊急を要するときは、口頭により要請できるものとし、その後速やかに福祉避難所開設要請書を提出するものとする。

2 乙は、前項の規定による要請があったときは、可能な範囲で福祉避難所の開設に協力するものとする。

3 甲は、乙に対して対象者の受入れを要請するときは、福祉避難所対象者受入要請書（様式第2号）により行うものとする。

4 甲は、乙の福祉避難所の運営を支援するため、乙に対し、次に掲げる事項の実施に努めるものとする。

- （1） 対象者の受入れに必要な資機材、食糧、飲料水及び生活必需物資の提供
- （2） 対象者の受入れを可能とするための施設等の応急修繕に必要な資機材及び物資の提供等
- （3） 対象者の受入れに必要なボランティア等の人員の派遣
- （4） その他甲乙協議の上必要と認める支援

（経費の負担）

第5条 乙が対象者のために支出した経費のうち食料費及び生活用品費については、甲が所要の実費を負担するものとする。

2 前項以外の経費の負担については、甲乙協議の上決定する。

(支払)

第6条 甲は、前条の経費について、乙から請求を受けた場合は、関係書類を確認の上、速やかに支払うものとする。

(福祉避難所の開設期間等)

第7条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から30日以内とする。ただし、災害の状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は、乙に対し、福祉避難所開設期間延長要請書(様式第3号)により、30日を限度として福祉避難所の開設期間の延長を要請することができるものとする。

2 乙は、前項の規定による要請があったときは、可能な範囲で福祉避難所の開設に協力するものとする。

3 甲は、福祉避難所の開設により、乙の事業に重大な影響を及ぼすことがないように配慮するとともに、当該福祉避難所の開設の早期解消に努めるものとする。

(福祉避難所への移送)

第8条 要配慮者の福祉避難所への移送については、原則その家族等の介助者の協力により行うものとし、その協力により難いときは、甲が移送に協力するものとする。

(守秘義務)

第9条 乙は、福祉避難所の運営に当たり知り得た対象者の情報を他に漏らしてはならない。

2 乙は、乙の職員に対し、福祉避難所の運営に当たり知り得た対象者の情報を他に漏らさないよう指導しなければならない。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上決定する。

(協定の効力)

第11条 この協定は、締結の日から効力を生じ、甲乙いずれからも協定の解除又は変更の申出がない限り、継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を所有するものとする。

平成27年9月30日

様式第1号、第2号及び第3号はp.56～p.58を参照する。

【資料2-6-5】

災害時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定書

坂戸市（以下「甲」という。）と社会医療法人社団新都市医療研究会〔関越〕会（以下「乙」という。）とは、坂戸市において災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合における福祉避難所の開設及び運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、要配慮者を支援するため、甲が乙に対して要請する対象者の乙の施設への受入れ及び要配慮者の介護等の協力並びにその手続について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）要配慮者 福祉施設や医療機関に入所又は入院には至らない法第8条第2項第15号に規定する要配慮者をいう。
- （2）対象者 要配慮者及び日常的に当該要配慮者の支援を直接行っている者をいう。
- （3）福祉避難所 対象者を避難者として受入れる施設をいう。

（使用する施設）

第3条 福祉避難所として使用する施設は、次のとおりとする。

坂戸市大字塚越769番地 介護老人保健施設 すみよし

（受入要請等）

第4条 甲は、要配慮者について、福祉避難所への避難が必要であると認めるときは、乙に対し、福祉避難所開設要請書（様式第1号）により福祉避難所の開設を要請する。ただし、緊急を要するときは、口頭により要請できるものとし、その後速やかに福祉避難所開設要請書を提出するものとする。

- 2 乙は、前項の規定による要請があったときは、可能な範囲で福祉避難所の開設に協力するものとする。
- 3 甲は、乙に対して対象者の受入れを要請するときは、福祉避難所対象者受入要請書（様式第2号）により行うものとする。
- 4 甲は、乙の福祉避難所の運営を支援するため、乙に対し、次に掲げる事項の実施に努めるものとする。

- （1）対象者の受入れに必要な資機材、食料、飲料水及び生活必需物資の提供
- （2）対象者の受入れを可能とするための施設等の応急修繕に必要な資機材及び物資の提供等
- （3）対象者の受入れに必要なボランティア等の人員の派遣
- （4）その他甲乙協議の上必要と認める支援

(経費の負担)

第5条 乙が対象者のために支出した経費のうち食料費及び生活用品費については、甲が所要の実費を負担するものとする。

2 前項以外の経費の負担については、甲乙協議の上決定する。

(支払)

第6条 甲は、前条の経費について、乙から請求を受けた場合は、関係書類を確認の上、速やかに支払うものとする。

(福祉避難所の開設期間等)

第7条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から30日以内とする。ただし、災害の状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は、乙に対し、福祉避難所開設期間延長要請書(様式第3号)により、30日を限度として福祉避難所の開設期間の延長を要請することができるものとする。

2 乙は、前項の規定による要請があったときは、可能な範囲で福祉避難所の開設に協力するものとする。

3 甲は、福祉避難所の開設により、乙の事業に重大な影響を及ぼすことがないように配慮するとともに、当該福祉避難所の開設の早期解消に努めるものとする。

(福祉避難所への移送)

第8条 要配慮者の福祉避難所への移送については、原則その家族等の介助者の協力により行うものとし、その協力により難いときは、甲が移送に協力するものとする。

(守秘義務)

第9条 乙は、福祉避難所の運営に当たり知り得た対象者の情報を他に漏らしてはならない。

2 乙は、乙の職員に対し、福祉避難所の運営に当たり知り得た対象者の情報を他に漏らさないよう指導しなければならない。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上決定する。

(協定の効力)

第11条 この協定は、締結の日から効力を生じ、甲乙いずれからも協定の解除又は変更の申出がない限り、継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を所有するものとする。

平成31年3月12日

様式第1号、第2号及び第3号はp.56～p.58を参照する。

災害時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定書

坂戸市（以下「甲」という。）と社会福祉法人久壽会（以下「乙」という。）とは、坂戸市において災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合における福祉避難所の開設及び運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、要配慮者を支援するため、甲が乙に対して要請する対象者の乙の施設への受入れ及び要配慮者の介護等の協力並びにその手続について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）要配慮者 福祉施設や医療機関に入所又は入院には至らない法第8条第2項第15号に規定する要配慮者をいう。
- （2）対象者 要配慮者及び日常的に当該要配慮者の支援を直接行っている者をいう。
- （3）福祉避難所 対象者を避難者として受入れる施設をいう。

（使用する施設）

第3条 福祉避難所として使用する施設は、次のとおりとする。

坂戸市大字浅羽1130番地1 特別養護老人ホーム 好日の家

（受入要請等）

第4条 甲は、要配慮者について、福祉避難所への避難が必要であると認めるときは、乙に対し、福祉避難所開設要請書（様式第1号）により福祉避難所の開設を要請する。ただし、緊急を要するときは、口頭により要請できるものとし、その後速やかに福祉避難所開設要請書を提出するものとする。

2 乙は、前項の規定による要請があったときは、可能な範囲で福祉避難所の開設に協力するものとする。

3 甲は、乙に対して対象者の受入れを要請するときは、福祉避難所対象者受入要請書（様式第2号）により行うものとする。

4 甲は、乙の福祉避難所の運営を支援するため、乙に対し、次に掲げる事項の実施に努めるものとする。

- （1）対象者の受入れに必要な資機材、食料、飲料水及び生活必需物資の提供
- （2）対象者の受入れを可能とするための施設等の応急修繕に必要な資機材及び物資の提供等
- （3）対象者の受入れに必要なボランティア等の人員の派遣
- （4）その他甲乙協議の上必要と認める支援

（経費の負担）

第5条 乙が対象者のために支出した経費のうち食料費及び生活用品費については、甲が所要の実費を負担するものとする。

2 前項以外の経費の負担については、甲乙協議の上決定する。

(支払)

第6条 甲は、前条の経費について、乙から請求を受けた場合は、関係書類を確認の上、速やかに支払うものとする。

(福祉避難所の開設期間等)

第7条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から30日以内とする。ただし、災害の状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は、乙に対し、福祉避難所開設期間延長要請書(様式第3号)により、30日を限度として福祉避難所の開設期間の延長を要請することができるものとする。

2 乙は、前項の規定による要請があったときは、可能な範囲で福祉避難所の開設に協力するものとする。

3 甲は、福祉避難所の開設により、乙の事業に重大な影響を及ぼすことがないように配慮するとともに、当該福祉避難所の開設の早期解消に努めるものとする。

(福祉避難所への移送)

第8条 要配慮者の福祉避難所への移送については、原則その家族等の介助者の協力により行うものとし、その協力により難いときは、甲が移送に協力するものとする。

(守秘義務)

第9条 乙は、福祉避難所の運営に当たり知り得た対象者の情報を他に漏らしてはならない。

2 乙は、乙の職員に対し、福祉避難所の運営に当たり知り得た対象者の情報を他に漏らさないよう指導しなければならない。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上決定する。

(協定の効力)

第11条 この協定は、締結の日から効力を生じ、甲乙いずれからも協定の解除又は変更の申出がない限り、継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を所有するものとする。

平成31年3月12日

様式第1号、第2号及び第3号はp.56～p.58を参照する。

災害時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定書

坂戸市（以下「甲」という。）と社会医療法人刀仁会（以下「乙」という。）とは、坂戸市において災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合における福祉避難所の開設及び運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、要配慮者を支援するため、甲が乙に対して要請する対象者の乙の施設への受入れ及び要配慮者の介護等の協力並びにその手続について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）要配慮者 福祉施設や医療機関に入所又は入院には至らない法第8条第2項第15号に規定する要配慮者をいう。
- （2）対象者 要配慮者及び日常的に当該要配慮者の支援を直接行っている者をいう。
- （3）福祉避難所 対象者を避難者として受入れる施設をいう。

（使用する施設）

第3条 福祉避難所として使用する施設は、次のとおりとする。

坂戸市本町2番13号 介護老人保健施設 はつらつ

（受入要請等）

第4条 甲は、要配慮者について、福祉避難所への避難が必要であると認めるときは、乙に対し、福祉避難所開設要請書（様式第1号）により福祉避難所の開設を要請する。ただし、緊急を要するときは、口頭により要請できるものとし、その後速やかに福祉避難所開設要請書を提出するものとする。

2 乙は、前項の規定による要請があったときは、可能な範囲で福祉避難所の開設に協力するものとする。

3 甲は、乙に対して対象者の受入れを要請するときは、福祉避難所対象者受入要請書（様式第2号）により行うものとする。

4 甲は、乙の福祉避難所の運営を支援するため、乙に対し、次に掲げる事項の実施に努めるものとする。

- （1）対象者の受入れに必要な資機材、食料、飲料水及び生活必需物資の提供
- （2）対象者の受入れを可能とするための施設等の応急修繕に必要な資機材及び物資の提供等
- （3）対象者の受入れに必要なボランティア等の人員の派遣
- （4）その他甲乙協議の上必要と認める支援

（経費の負担）

第5条 乙が対象者のために支出した経費のうち食料費及び生活用品費については、甲が所要の実費を負担するものとする。

2 前項以外の経費の負担については、甲乙協議の上決定する。

(支払)

第6条 甲は、前条の経費について、乙から請求を受けた場合は、関係書類を確認の上、速やかに支払うものとする。

(福祉避難所の開設期間等)

第7条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から30日以内とする。ただし、災害の状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は、乙に対し、福祉避難所開設期間延長要請書(様式第3号)により、30日を限度として福祉避難所の開設期間の延長を要請することができるものとする。

2 乙は、前項の規定による要請があったときは、可能な範囲で福祉避難所の開設に協力するものとする。

3 甲は、福祉避難所の開設により、乙の事業に重大な影響を及ぼすことがないように配慮するとともに、当該福祉避難所の開設の早期解消に努めるものとする。

(福祉避難所への移送)

第8条 要配慮者の福祉避難所への移送については、原則その家族等の介助者の協力により行うものとし、その協力により難いときは、甲が移送に協力するものとする。

(守秘義務)

第9条 乙は、福祉避難所の運営に当たり知り得た対象者の情報を他に漏らしてはならない。

2 乙は、乙の職員に対し、福祉避難所の運営に当たり知り得た対象者の情報を他に漏らさないよう指導しなければならない。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上決定する。

(協定の効力)

第11条 この協定は、締結の日から効力を生じ、甲乙いずれからも協定の解除又は変更の申出がない限り、継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を所有するものとする。

平成31年3月12日

様式第1号、第2号及び第3号はp.56～p.58を参照する。

【資料2-6-6】

災害時における葬祭協力等に関する協定

埼玉県坂戸市（以下「甲」という。）と埼玉葬祭業協同組合（以下「乙」という。）及び全日本葬祭業協同組合連合会（以下「丙」という。）は、地震、風水害その他の災害等（以下「災害等」という。）が発生した場合における棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の収容・保全・処置・安置・搬送等の協力（以下「葬祭協力等」という。）に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害等が発生した場合において、甲が乙及び丙に対して葬祭協力等を要請できること並びにその場合の手続き等について定めることを目的とする。

（協力業務）

第2条 本協定において、甲が乙及び丙に協力を要請できる業務は、次に掲げる事項とする。

- （1）棺及び葬祭用品の供給並びに作業等の役務の提供
- （2）遺体の収容・保全・処置・安置・搬送
- （3）その他、甲の要請により乙及び丙が応じられる事項

（協力要請）

第3条 甲は、災害等が発生し、葬祭協力等を必要とするときは、乙及び丙に対し葬祭協力等を要請できるものとする。ただし、災害等が甚大ではない場合は乙が、災害等が甚大な場合又乙が災害等により葬祭協力等を行えない場合は丙が協力するものとする。

（要請方法）

第4条 前条の規定による要請は原則として文書によるものとし、要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要する時は、次に掲げる事項を口頭、電話、その他の方法により連絡し、甲は事後に要請書を乙及び丙に提出することができる。

- （1）要請を行った者の職・氏名
- （2）要請の理由
- （3）要請する葬祭協力等の内容
- （4）履行期間及び履行場所
- （5）その他の要請を行うための事項

（要請に対する措置）

第5条 乙及び丙は、甲から前条の要請を受けたときは、要請事項について適切な措置を取るとともに、応諾の有無を速やかに甲に回答するものとする。

（協力の実施）

第6条 乙及び丙は、第3条の要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り協力するものとする。

（燃料確保への協力）

第7条 甲は、第3条の要請をしたときは、乙及び丙の葬祭協力等に必要な範囲内において、可能な限りガソリン等燃料の確保に協力するものとする。

(要請による従事場所)

第8条 第3条の甲の要請により、葬祭協力等に従事する乙及び乙の派遣する乙の組合員又は丙及び丙の派遣する丙の所属員は、甲が指定した場所において従事するものとする。

(守秘義務)

第9条 乙及び丙は、協力業務を通じて知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。

(報告)

第10条 乙及び丙は、第4条の要請により協力したときは、事後に、次に掲げる事項を記した報告書(様式第2号)を甲に提出するものとする。ただし、葬祭協力等が数箇月にまたがる場合は、終了した月毎に集計して報告するものとする。

(1) 葬祭用品の品目及び数量

(2) 遺体収容施設の場所及び名称、遺体の収容期間及び収容体数並びに遺体の保全及び処置の体数

(3) 履行期間及び履行場所

(4) 乙の組合長の氏名及び従事者名簿又は丙の所属長の氏名及び従事者名簿

(5) 霊柩車の台数及び搬送報告書

(6) その他の必須事項

(経費の負担)

第11条 葬祭協力等に要した費用は、甲が負担するものとする。

(経費の請求)

第12条 乙の組合員及び丙の所属員は、葬祭協力等の実績を集計し、甲に請求するものとする。

(経費の支払い)

第13条 甲は前条の規定に基づき乙及び丙から経費の請求があった場合は、その内容を検査のうえ、乙及び丙に支払うものとする。

(価格の決定)

第14条 遺体の収容及び安置に必要な機材、資材及び消耗品の価格並びに使用した施設等の使用料等は、災害の発生直前における災害救助法(昭和22年法律第118号)の基準額及び市場の適正な価額を基準とし、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

(支援体制の整備)

第15条 乙及び丙は、災害時における円滑な葬祭協力等が図られるよう広域応援体制及び伝達体制の整備に努めるものとする。

(連絡責任者)

第16条 この協定の実施に関する連絡責任者は、甲にあっては坂戸市 防災安全課、乙にあっては埼玉葬祭業協同組合理事長、丙にあっては全日本葬祭業協同組合連合会長とする。

(災害時の情報共有)

第17条 乙及び丙は、葬祭協力等の活動中に災害情報を確認したときは、速やかに甲に連絡するものとする。

(協力内容の連衡連絡)

第18条 甲は、葬祭協力等の活動が図れるよう、葬祭用品の供給場所、遺体安置所、霊柩車待機場所等に関し、重要な変更が生じた場合、乙及び丙に連絡するものとする。

(協定実施の円滑化)

第19条 この協定の実施に基づく協力が、円滑に行われるよう定期的に関係者で協議を実施するものとする

(有効期間)

第20条 この協定の有効期間は、締結の日から1年とする。ただし、有効期間満了の日から2か月前までに、甲、乙及び丙のいずれからも何らの申出がないときは、当該有効期間満了の日から更に1年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

(定めのない事項)

第21条 この協定に関し、定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じた場合は、甲、乙及び丙で協議のうえ、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和2年5月18日

第 号
年 月 日

埼玉葬祭業協同組合理事長 様
(全日本葬祭業協同組合連合会長)

坂戸市長 石川 清

要 請 書

このことについて、災害時における葬祭協力等に関する協定第3条の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

担 当 者	所 属	
	職 ・ 氏名	
	連 絡 先	電 話 F A X
口頭による 要 請 日 時	年 月 日 時 分 ころ (市町村からの受理日時 年 月 日 時 分 ころ)	
要 請 理 由		
要 請 内 容 (用品名、サイズ、 数量等)		
履 行 場 所		
履 行 期 日 又 は 期 間		
備 考		

第 号
年 月 日

坂戸市長 あて

埼玉葬祭業協同組合理事長
(全日本葬祭業協同組合連合会長)

報 告 書

年 月 日付け第 号で要請のあった業務に関する実績について、災害時における葬祭協力等に関する協定第10条の規定に基づき、次のとおり報告します。

実施業務内容		
従事者氏名		
履行の場所		
履行期日 又は期間	期日： 年 月 日 期日： 年 月 日 ～ 年 月 日	
報告担当者	所属・氏名	
	連絡先	電 話 F A X
備 考		

(7) 広報・報道

【資料2-7-1】

防災行政無線の再送信連携に関する覚書

坂戸市（以下「甲」という）と、株式会社ジェイコム埼玉・東日本（以下「乙」という）は、甲が防災行政無線により市民向けに実施している行政告知放送を乙の設備を利用し再送信を行うことについて、下記のとおり覚書を締結する。

（再送信の同意）

第1条

(1) 甲及び乙は、防災行政無線により市民向けに実施している行政告知放送を乙の設備（第6条に定義する）を利用し、乙の緊急地震速報サービスに加入している者に貸与している専用端末を通して、再送信を行うことに同意する。

(2) 乙は、甲が提供する行政告知放送の内容について、変更を加えないものとする。

（有効期間）

第2条 本覚書の有効期間は、令和2年10月1日から令和3年9月30日までとする。ただし、甲・乙双方から期間満了1ヶ月前までに書面による申し出がない場合は、有効期間を1年間延長するものとし、以後も同様とする。

（提供エリア）

第3条 本覚書で合意した再送信の提供エリアは、別紙1に規定する乙が運営するサービス提供エリアとする。これ以外の地域に関しては再送信を行わないものとする。

（費用）

第4条

(1) 本覚書による再送信の情報提供の対価は無償とする。

(2) 乙は、再送信を行うにあたり、乙の緊急地震速報サービス加入者に対して、無償での再送信とするものとする。ただし、乙が提供している緊急地震速報サービスに関しては、利用料金を含め乙所定の契約条件によるものとし、甲は乙に対して制限をかけないものとする。

(3) 甲及び乙は、再送信を実施するに当り必要な甲の設備及び乙の設備の改修等の費用に関して、自らの責任と負担において実施し、相手方に請求しないものとする。

（免責事項）

第5条

(1) 乙は、乙の設備の維持管理を乙の責任において実施するが、天変地災その他事故等により、再送信が実施できなかった場合でも、なんら責任を負わないものとする

(2) 甲が実施する再送信の内容に関しては、甲の責任とし、乙は責任を負わないものとする。乙は、乙の緊急地震速報サービス加入者から再送信の内容に関する質疑、異議、請求等があるときは、これを甲に引き継ぐ。

(設備の維持管理)

第6条

- (1) 甲の設備及び乙の設備は、別紙2に規定する。
- (2) 本覚書で合意した再送信のため、甲及び乙は、各々の設備について各々の責任と負担において、維持管理を行うものとする。なお、甲が所有又は管理する施設内の乙の設備にかかる電気料金等は甲が負担するものとする。
- (3) 乙は、再送信のために、甲の設備の点検が必要と判断した場合、甲の設備に立ち入り点検を実施することができるものとする。この場合、事後速やかに甲に点検の結果を報告するものとする。

(守秘義務)

第7条 甲及び乙は、本覚書に規定する業務の遂行にあたり知りえた相手方の事業上、技術上の事項について、第三者に開示してはならない。ただし、事前に甲・乙合意した事項に関してはこの限りではない。

(解除)

第8条 甲又は乙が、第2条の有効期間中に本覚書を解除しようとする場合には、2ヶ月前に相手方に書面にて通知することにより、本覚書を将来に向かって解除することができる。

(権利義務)

第9条 甲及び乙は、相手方の事前の承諾なく、本覚書上の地位、及び権利義務を第三者に譲渡し、引き受けさせ、その他処分しないものとする。

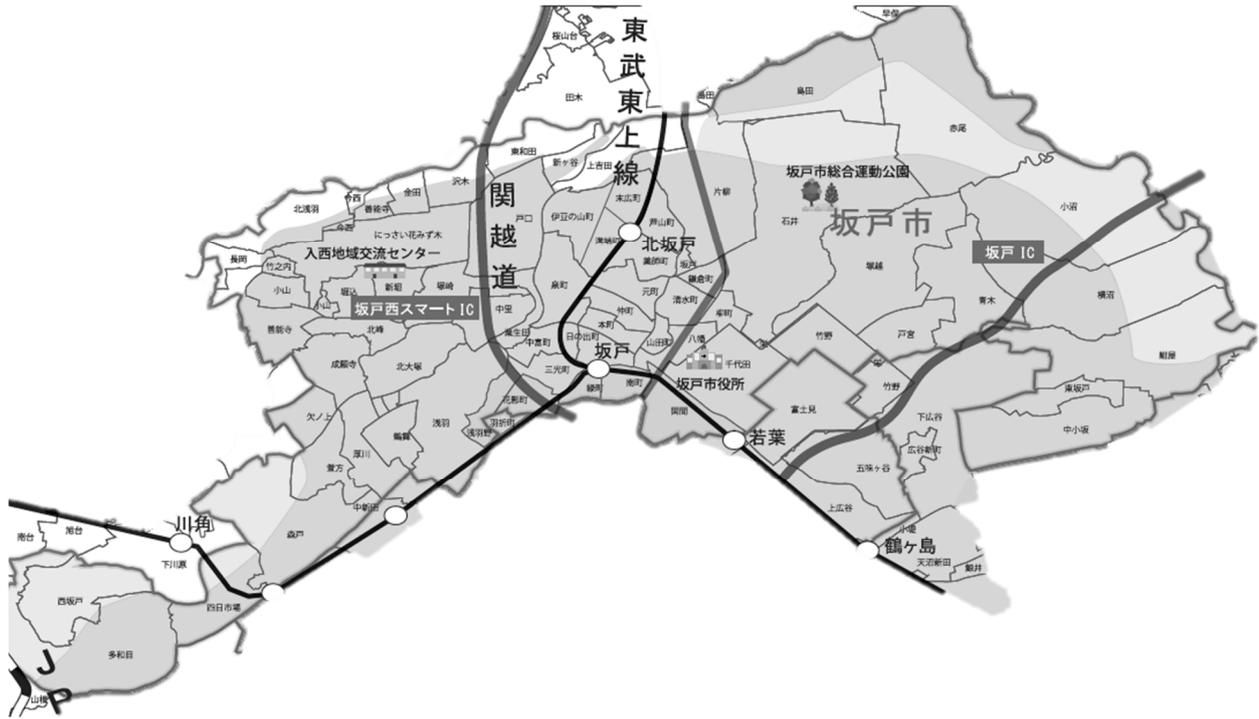
(協議事項)

第10条 本覚書に定めのない事項及び本覚書に関し疑義を生じた事項については、その都度、誠意を持って甲及び乙協議の上定めるものとする。

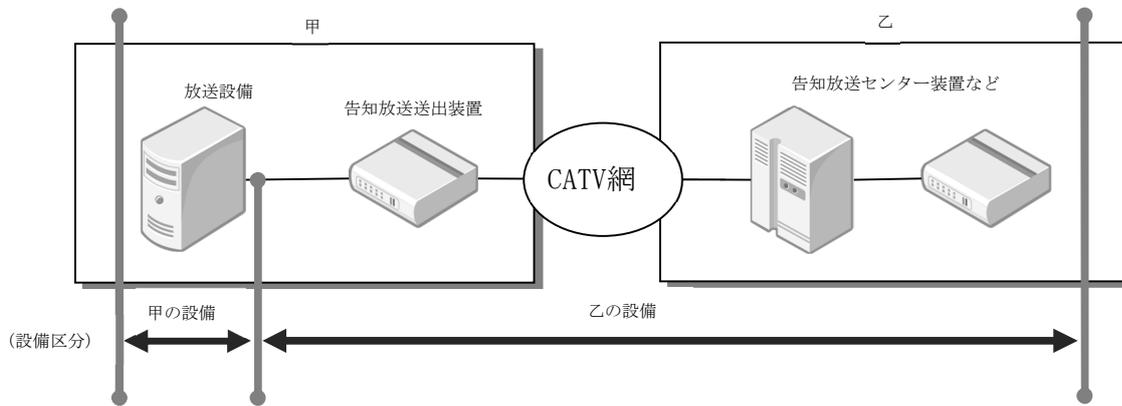
本覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ1通を保管するものとする。

令和2年8月28日

別紙1 サービス提供エリア



別紙2 甲の設備及び乙の設備



(8) 物資供給

【資料2-8-1】

災害時における応急生活物資供給等に関する協定書

坂戸市（以下「甲」という。）といるま野農業協同組合（以下「乙」という。）は坂戸市内における地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）発生に際し、相互に協力して災害時の市民生活の早期安定を図るために、応急生活物資の調達及び供給等に関する事項について協定を締結する。

（協力事項の発動）

第1条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行なったときをもって発動する。

（応急生活物資供給の協力要請）

第2条 災害時において甲が応急生活物資を必要とするときは、甲は、乙に対し乙の保有商品の供給について要請できるものとする。

（応急生活物資供給の協力実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有商品の範囲において優先供給及び運搬について積極的に協力するものとする。

（応急生活物資）

第4条 甲が乙に要請する災害時の応急生活物資は、原則として被害の状況に応じ甲乙協議しその都度決定するものとする。

（応急生活物資供給の要請手続）

第5条 甲の乙に対する要請手続は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭又は電話等をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

（応急生活物資の運搬）

第6条 応急生活物資の運搬は、乙又は乙の指示する者が行なうものとする。また、甲は、必要に応じて乙に対して運搬の協力を求めることができる。

（応急生活物資の引き取り）

第7条 応急生活物資の引き渡し場所は、甲乙が協議して決定するものとし、当該場所において乙の納品書等に基づき、甲が確認の上、引き取るものとする。

（費用）

第8条 第3条及び第6条の規定により乙が供給した商品の対価及び乙が行った運搬等の費用については甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が保有商品の供給及び運搬終了後、乙の提出する出荷確認書等に基づき、適正価格により甲乙協議の上、決定するものとする。

（広域的な支援体制の整備）

第9条 乙は、他の農業協同組合等との間で、災害時における農業協同組合間相互支援等の広域的な支援が受けられる体制の整備に努力するものとする。

（法令の遵守）

第10条 この協定の施行にあたっては、農業協同組合法その他法令を遵守するものとする。

（定めのない事項）

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を所持するものとする。

平成12年2月25日

【資料2-8-2】

災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定

坂戸市（以下「甲」という。）と生活協同組合さいたまコープ（以下「乙」という。）は、坂戸市において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条1項に規定する災害（以下「災害」という。）の発生に際し、供給困難となる生活物資の優先的な供給協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に甲と乙が相互に協力して市民生活の安定を図るため、食糧、生活必需品等（以下「応急生活物資」という。）の調達及び供給等について、必要な事項を定めることとする。

（協定事項の発動等）

第2条 この協定に定める協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対し要請を行ったときをもって発動する。

（協力内容）

第3条 甲は、災害時に次の事項について、乙に対し、協力を要請することができる。

- （1） 応急生活物資の調達及び供給
- （2） 物資搬送車両の確保
- （3） 被災状況等の情報の提供

2 乙は、甲から要請を受けたときは、乙の保有する商品等の優先供給及び運搬について積極的に協力するものとする。

（要請の方法）

第4条 甲が乙に要請するにあたっては、次に掲げる事項を口頭、電話等をもって要請し、事後に文書（様式第1号）を提出するものとする。

- （1） 応急生活物資の種類及び数量
- （2） 応急生活物資の運搬先
- （3） その他必要な事項

（報告）

第5条 乙は、前条の規定に基づき協力したときは、次に掲げる事項を口頭、電話等で甲に報告し、事後に報告書（様式第2号）を提出するものとする。

- （1） 供給した応急生活物資の種類及び数量
- （2） 運搬に要した車両の数量及び従事者の人数
- （3） その他必要な事項

(経費の負担)

第6条 甲の要請に基づき、乙が第3条に定める応急生活物資の供給及び運搬に要する経費のうち次の経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 供給した応急生活物資に要する経費
- (2) 運搬車両及び従事者に要する経費
- (3) その他甲が負担すべき経費

(経費の請求)

第7条 乙は、業務が完了したときは、速やかに前条の費用を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により請求された内容を確認したうえ、適当と認めるときは、速やかに乙に支払うものとする。

(ボランティア活動への支援)

第8条 乙は、乙の組合員に対し、甲の実施する防災ボランティアへの協力を推進し、災害時に実施する応急生活物資の配布等のボランティア活動を支援するものとする。

(広域的な支援体制の整備)

第9条 乙は、他の生活協同組合等との間で、災害時における相互支援の協定の締結等、広域的な支援が受けられる体制の整備に努めるものとする。

(連絡責任者)

第10条 協定に基づく業務を円滑に遂行するため、甲及び乙は、連絡調整及び指示を行う連絡責任者をあらかじめ指定し、それぞれ通知するものとする。

(法令の遵守)

第11条 この協定の施行に当たっては、消費生活協同組合法その他法令を遵守するものとする。

(協定の期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から5年間とする。

2 この有効期間が満了する1ヶ月前までに、甲乙いずれからもこの協定の解消の申し出がない場合は、更に5年間同一の内容をもって有効期間を延長するものとし、以降においてもまた同様とする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項、又は疑義が生じた事項については、甲と乙が協議の上決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年10月30日

【資料2-8-3】

災害時における救援物資提供に関する協定書

坂戸市（以下「甲」という。）と三国コカ・コーラボトリング（株）（以下「乙」という。）は、坂戸市における地震等による災害（以下「災害」という。）の発生に際し、救援物資提供に関する事項について、次のとおり協定を締結する。

（協定事項の発動）

第1条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（協力の内容）

第2条 乙は、甲から救援物資の提供の要請を受けたときは、飲料水の優先的な安定供給に関し、協力するものとする。

（要請手続）

第3条 甲は、この協定による要請を行なうときは、救援物資提供要請書（別記様式）をもって行なうものとする。ただし、緊急を要するときは口頭、電話により要請することができるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。

（飲料水の引取り）

第4条 飲料水の引渡し場所は、甲、乙が協議し決定するものとし、当該場所において乙の納品書等に基づき、甲が確認の上、引き取るものとする。

（費用負担）

第5条 第2条の規定により乙が供給した飲料水の対価については甲が負担するものとし、価格は甲、乙協議の上、決定するものとする。

（有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定締結日から5年間とする。

2 この有効期間が満了する日の1ヶ月前までに、甲乙いずれからもこの協定の解消の申出がない場合は、更に5年間同一内容をもって有効期間を延長するものとし、以降においてもまた同様とする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義を生じた場合は、必要に応じて、甲乙協議するものとする。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲、乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

附則

1 この協定は、平成25年2月1日から適用する。

2 災害時における救援物資提供に関する協定書（平成16年6月1日締結）は廃止する。

平成25年2月1日

【資料2-8-4】

災害時における救援物資提供に関する協定書

坂戸市（以下「甲」という。）と、株式会社伊藤園（以下「乙」という。）は、坂戸市内における災害の発生に際し、供給困難となる清涼飲料水の供給について、次のとおり協定を締結する。

（協定事項の発動）

第1条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（協力の内容）

第2条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、次に掲げる事項に関し、協力するものとする。

- （1） 地域貢献型自動販売機の機内在庫の清涼飲料水を甲に無償提供すること。
- （2） 速やかに供給体制を整え、甲の要請の下、清涼飲料水を可能な範囲において供給すること。

（要請手続）

第3条 甲は、第1条の規定による要請を行うときは、救援物資提供要請書（別記様式）を乙に提出することにより行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話により要請することができるものとし、その後速やかに救援物資提供要請書を提出するものとする。

（清涼飲料水の引取り）

第4条 清涼飲料水の引渡し場所は、甲が指定するものとし、当該場所において乙の納品書等に基づき、甲が確認の上引き取るものとする。

（費用負担）

第5条 第2条第2号の規定により乙が供給した清涼飲料水の代金は、甲が負担するものとし、価格は、甲、乙協議の上決定するものとする。

（有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定の締結日から5年間とする。

- 2 この協定の有効期間が満了する日の1か月前までに、甲、乙いずれからもこの協定の解消の申出がない場合は、更に5年間同一の内容をもって有効期間を延長するものとし、以降においてもまた同様とする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義を生じた場合は、必要に応じて、甲、乙協議するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれ1通を所持するものとする。

平成25年8月22日

【資料2-8-5】

災害時におけるレンタル機材の優先供給に関する協定書

坂戸市（以下「甲」という。）とコーエィ株式会社（以下「乙」という。）は、坂戸市における地震等による災害（以下「災害」という。）の発生に際し、市民生活の早期安定を図るため、レンタル機材の優先供給に関する事項について、次のとおり協定を締結する。

（協定事項の発動）

第1条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（要請手続）

第2条 災害時において、甲が別表に定めるレンタル機材（以下「機材」という。）を必要とするときは、甲は、乙に対し機材の優先供給について協力を要請することができる。

2 前項の要請を行うときは、協力要請書（別記様式）を乙に提出することにより行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話により要請することができるものとし、その後速やかに協力要請書を提出するものとする。

（協力実施）

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、機材の優先供給に積極的に努めるものとする。

（費用負担）

第4条 前3条の規定により、乙が供給した機材のレンタル料及び運搬の費用については、甲が負担するものとし、価格は、甲乙協議の上、決定するものとする。

（機材の引渡し）

第5条 機材の引渡し場所は、甲が指定するものとし、当該場所において乙の納品書等に基づき、甲が確認の上、引渡しを受けるものとする。

（有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定締結日から5年間とする。

2 この有効期間が満了する日の1ヶ月前までに、甲乙いずれからもこの協定の解消の申出がない場合は、更に5年間同一内容をもって有効期間を延長するものとし、以降においてもまた同様とする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義を生じた場合は、必要に応じて、甲乙協議するものとする。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成18年3月15日

【資料2-8-6】

災害時における物資提供等の協力に関する協定書

坂戸市（以下「甲」という。）とムサシ王子コンテナ株式会社（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合又は発生するおそれがある場合における物資提供等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時の物資提供等に関し、甲が乙に対して協力を求めるときの必要な基本的事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時に物資を必要とするときは、乙に対し物資提供の協力を要請することができるものとし、乙は、特別の理由がない限り、要請に協力するものとする。

2 前項の規定による要請は、書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により協力を要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（物資の品目）

第3条 この協定により、甲が乙に対し提供を要請する物資は、次に掲げるものの内、乙が保有又は調達できるものとする。

（1）段ボールベッド及びらくだん ※連続段ボールシートもしくは同等品

（2）その他乙が取扱う製品

（提供の実施等）

第4条 乙は、第2条の規定による要請を受けたときは、特別な理由がない限りその要請に基づく物資の提供を速やかに実施するとともに、その状況を甲に連絡するものとする。

2 乙は、自身の被災等で第2条による要請に応じることが困難な場合は、その旨及び今後の見通しを甲に連絡するものとする。

（物資の運搬）

第5条 物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

（物資の引渡し）

第6条 物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、甲は当該引渡し場所に職員を派遣し、物資を確認の上、乙から引渡しを受けるものとする。

(費用の負担)

第7条 物資の提供に係る費用及び甲の要請に基づいて乙が行った運搬等の費用（以下「費用」という。）は、甲が負担するものとする。

- 2 費用は、協力要請時における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。
- 3 費用の支払い方法等は、甲乙の協議によるものとし、甲はその支払いに責任を負うものとする。

(協定の解除)

第8条 甲又は乙は、この協定を解除しようとするときは、3ヶ月前に文書で相手方に通知しなければならない。

- 2 甲は、乙がこの協定に基づく目的を達成することができないと認めるときは、これを解除できるものとする。
- 3 乙は、この協定に基づく目的を達成することができない状況となったときは、甲に協定解除の申出をし、甲の承諾を得ることとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度末の3月31日を初年度の最終日とし、以降は4月1日より翌年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1ヶ月前までに甲乙いずれかから協定解除または変更の申し出がないときは、さらに1年延長するものとし、以後はこの例によるものとする。

(協議事項)

第10条 この協定に定める事項に疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和3年6月18日

【資料2-8-7】

災害時におけるキッチンカーによる炊き出し等の実施の協力に関する協定書

坂戸市（以下「甲」という。）と一般社団法人日本キッチンカー協会（以下「乙」という。）は、次のとおり災害時におけるキッチンカー（食品衛生法に基づく移動販売の営業許可及び営業届出がされた自動車）による炊き出し等の協力に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の市域内に地震、風水害等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲が、乙の協力を得て避難者に対して炊き出し等を実施することにより市民生活の安定に寄与することを目的とする。

（支援の要請）

第2条 甲は、災害時において、次条に掲げる支援の必要がある場合に、乙に対し、協力を要請することができる。この場合において、乙は、可能な限り要請に応ずるよう、必要な連絡・調整を行うものとする。

2 前項の規定による要請は、文書により行うものとする。ただし、文書で要請する暇がないときは、電話等により口頭で要請し、その後速やかに協力要請書（様式第1号）を提出するものとする。

3 甲に対する支援については、埼玉県営業許可書を有するキッチンカーが望ましい。

（支援の内容）

第3条 この協定により、甲が乙に対し協力を要請する支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 甲が開設した避難所等におけるキッチンカーによる炊き出し等の実施
- (2) 甲が指定する被災場所等におけるキッチンカーによる炊き出し等の実施
- (3) 前各号に掲げるもののほか、甲が指定する支援

（要請に伴う措置）

第4条 第2条の規定により甲から支援の協力要請を受けたときは、乙は速やかに業務の実施可能性について検討し、可能な限り支援を実施するものとする。

2 乙がキッチンカーによる炊き出し等を行う場合、食品衛生法を遵守し、同法に基づく営業許可又は営業届出の範囲内の食品等を取扱いするものとする。

（実績報告）

第5条 乙は、この協定に基づく協力を行ったときは、甲に対し実績報告書（様式第2号）により報告を行うものとする。

(費用の負担)

第6条 乙が提供した商品（通常営業時の定価）の売り上げ分を甲が負担するものとし、その他に係る費用等が発生した場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

(連絡体制の整備等)

第7条 甲と乙は、災害時に備え、平常時から連絡体制を整備し、相互に確認するものとする。

2 乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に協力するものとする。

3 甲は乙に所属するキッチンカーを把握するため、乙は甲に対し、年に1回会員名簿を提出するものとし、登録業者の変更があった場合については、随時新しい会員名簿等を提出するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、協定締結の日から1年間とする。ただし、協定期間が満了する1か月前までに、甲乙いずれからも相手方に対して協定の解除又は協定の変更の意思表示がないときは、この協定は同一条件でさらに1年間更新されるものとし、その後においても同様とする。

(協議事項)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じた場合は、誠意を持って甲乙協議の上決定するものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自それぞれ1通を保有する。

令和6年1月15日

(9) 輸送

【資料2-9-1】

災害時における物資の輸送に関する協定書

坂戸市（以下「甲」という。）と社団法人埼玉県トラック協会川越支部（以下「乙」という。）は、坂戸市と坂戸市が締結した災害応援協定先の自治体において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害（以下「災害」という。）の発生に際し、物資の輸送（以下「緊急輸送」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 甲の災害時応急対策及び自治体の相互応援措置のために、貨物自動車による緊急輸送に関し必要な事項を定め、緊急輸送を迅速かつ円滑に実施することを目的とする。

（協定事項の発動等）

第2条 この協定に定める協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（要請の手続）

第3条 甲は、この協定による要請をしようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした「災害時における緊急輸送業務協力要請書」（様式第1号。以下「要請書」という。）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、安全に配慮して口頭又は電話等により要請することができるものとし、後日、速やかに要請書を提出するものとする。

(1) 要請理由

(2) 輸送する物資名、数量及び輸送先

(3) 車両の台数及び運転手等（原則として、運転手及び補助者の2名体制とする）の人数

(4) 輸送年月日（期間）

(5) その他必要とする事項

（実施）

第4条 乙は、甲から緊急輸送の要請があったときは、特別な理由がない限り他に優先して乙に所属する運送事業者を指定し、甲に輸送車両を提供するものとする。

（報告）

第5条 乙は、前条の規定により緊急輸送の実施を終えたときは、当該業務の終了後速やかに「災害時における緊急輸送業務実施報告書」（様式第2号）をもって報告するものとする。

（費用の負担）

第6条 乙が第2条の要請により緊急輸送の実施に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の運搬費用については、原則として乙が貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第10条の規定により国土交通大臣に届出した額によるものとし、補助者（8時間制）の費用は、実際に要した運送作業時間に単価を乗じた額を甲が負担するものとする。

3 甲は、次の場合の費用について、その実費を負担するものとし、それ以外のものについては甲乙協議して定めるものとする。

ア 燃料の高騰が著しいときのサーチャージ料

イ 宿泊の費用

(費用の請求及び支払い)

第7条 乙は、第2条の緊急輸送終了後、当該の緊急輸送に要した費用を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認のうえ速やかに乙に支払うものとする。

(事故等)

第8条 乙の提供した輸送車両が故障その他の理由により緊急輸送を中断したときは、乙は速やかに当該輸送車両を交換してその緊急輸送を継続しなければならない。

2 災害時に起因する地盤のゆがみ、道路の寸断等により目的地まで、辿り着けないなど安全な走行を確保できない場合は、乙より道路等の状況を甲に報告し、甲、乙協議のうえ対応を決めるものとする。

3 乙の事情とは異なる災害の影響で、車両の故障等により代替え車両が必要となった場合の費用は甲が負担するものとする。

(災害応援活動への適用)

第9条 この協定は、甲が締結した災害応援協定先の自治体に、地震、風水害等の災害が発生し、災害応援活動を行うために貨物自動車による緊急輸送が必要となったときについても適用するものとする。

(期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙いずれかから協定解消の申し出がないかぎり同一内容をもって継続するものとする。

2 前項の解消の申し出は、1か月前までに相手方に申し出るものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関して必要な事項については、その都度甲、乙間で協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲及び乙が署名押印のうえ各1通を保有する。

平成24年6月27日

(10) 廃棄物処理・生活衛生

【資料2-10-1】

災害廃棄物等の処理に関する相互支援協定書

埼玉県清掃行政研究協議会とその会員である県、市町村及び関係一部事務組合（以下「市町村等」という。）とは、災害発生時における一般廃棄物及び災害廃棄物（以下「災害廃棄物等」という。）の処理に関する相互支援について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、地震等の災害により、区域内の一般廃棄物の適正処理が困難となった市町村等に対して、県及びその他の市町村等がその円滑な処理を確保するために行う相互支援について、基本的な事項を定める。

（役割）

第2条 市町村等は、要請に応じて、次に掲げる相互支援を行うものとする。

- (1) 災害廃棄物等の処理に必要な資機材等の提供及び斡旋
- (2) 災害廃棄物等を一時的に保管する仮置場の提供
- (3) 災害廃棄物等の処理に必要な職員の派遣
- (4) 災害廃棄物等の処理の実施
- (5) その他災害廃棄物等の処理に関し必要な事項

2 県は、前項の相互支援が円滑に行われるよう関係機関との調整に努めるものとする。

3 埼玉県清掃行政研究協議会は、第1項の相互支援が円滑に行われるよう支援体制の構築に努めるものとする。

（責務）

第3条 災害廃棄物等の処理の円滑な実施及び良好な相互支援体制を確保するため、次の責務を負う。

- (1) 災害発生時は、相互援助の精神を持って、処理機能が確保できる施設を最大限に相互活用するなど、県内における災害廃棄物等の円滑な処理に協力しなければならない。
- (2) 支援要請があったときは、積極的に応ずるよう努めなければならない。
- (3) 県外の自治体から支援要請があったときは、県内における災害廃棄物等の処理の円滑な実施に支障が生じない範囲において、これに応じるものとする。

（費用負担）

第4条 第2条第1項に規定する相互支援に要した経費は、支援の要請を行った市町村等が負担するものとし、支払いの方法等については、当事者間で協議の上決定するものとする。なお、同項(3)に規定する職員の派遣に係る経費の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 派遣者の事故等に関する補償対応は、派遣する市町村等が行う。ただし、派遣する市町村等が行うことに疑義が生じた場合には、当事者間での協議の上決定するものとする。

(2) 派遣者の旅費及び諸手当並びに移動手段(公用車、レンタカー等)、宿泊及び食事の手配に係る経費等は、派遣する市町村等が措置するものとする。

(期間)

第5条 本協定の有効期間は、平成20年7月15日から平成21年3月31日までとする。ただし、期間満了の一か月前までにいずれからも異議の申し出がないときは引き続き一年間有効とし、翌年度以降においても同様とする。

(疑義が生じた場合)

第6条 相互支援を行う上で疑義が生じた場合は、埼玉県清掃行政研究協議会災害廃棄物対策部会で協議の上、決定するものとする。

本協定の成立を証として、本書2通を作成し、記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和2年5月29日

【資料2-10-2】

災害時における生活環境の支援及びし尿処理に関する協定書

坂戸市（以下「甲」という。）と 株式会社坂戸公衛社（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合における浄化槽の緊急点検、補修工事、応急復旧、し尿流出地域の消毒、避難所等への仮設トイレの運搬設置及び撤去、し尿収集運搬等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携及び協力し、災害が発生した時に速やかに第2条に掲げる支援を実施し、市民の生活環境の安定及び確保を図ることを目的とする。

（協力内容）

第2条 乙は、甲から要請を受けたときは、次に掲げる事項に関し、協力するものとする。

- （1）浄化槽の緊急点検及び被害実態調査
- （2）浄化槽の部品交換及び補修工事・応急復旧等
- （3）し尿流出地域の消毒作業
- （4）浄化槽汚泥の収集運搬
- （5）避難所への仮設トイレの運搬設置及び洗浄、消毒、撤去、水洗及び手洗いに用いる水の準備
- （6）仮設トイレのし尿の収集運搬
- （7）その他必要な事項

（要請方法）

第3条 甲が第2条に規定する要請をするときは、次の事項を明らかにして、協力要請書を乙に提出する。ただし、緊急を要するときは電話連絡等により要請することができるものとし、その後、協力要請書を提出するものとする。

- （1）要請の内容
- （2）実施場所
- （3）その他必要事項

（費用負担）

第4条 甲は、支援の提供を受けた後、乙の請求に基づき、その代金を乙に支払うものとする。

- 2 前項の代金は、当該災害発生時の直前における正規の価格とする。
- 3 乙が物資の運搬をした場合は、当該費用は甲の負担とする。

（連絡責任者の報告）

第5条 甲及び乙は、本協定に関する連絡責任者を協定締結後速やかに相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(協定の有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、協定締結日から5年間とする。ただし、この有効期間が満了する日の1ヶ月前までに、甲乙いずれからもこの協定の解消の申出がない場合は、更に1年間同一内容をもって有効期間を延長するものとし、以降もまた同様とする。

(その他)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定の内容に疑義が生じた場合は、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

本協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和2年5月18日

年 月 日

災害時支援協力要請書

様

坂戸市長 石川 清

災害時における生活環境の支援及びし尿処理に関する協定書第3条の規定に基づき、次のとおり要請します。

記

内 容	
場 所	
期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
備 考	

要 請 者	所 属 職 名 電 話 F A X 氏 名
要請日時	年 月 日 () 時 分

災害時における生活環境の支援及びし尿処理に関する協定書

坂戸市（以下「甲」という。）と 笹沼商事株式会社（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合における浄化槽の緊急点検、補修工事、応急復旧、し尿流出地域の消毒、避難所等への仮設トイレの運搬設置及び撤去、し尿収集運搬等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携及び協力し、災害が発生した時に速やかに第2条に掲げる支援を実施し、市民の生活環境の安定及び確保を図ることを目的とする。

（協力内容）

第2条 乙は、甲から要請を受けたときは、次に掲げる事項に関し、協力するものとする。

- （1）浄化槽の緊急点検及び被害実態調査
- （2）浄化槽の部品交換及び補修工事・応急復旧等
- （3）し尿流出地域の消毒作業
- （4）浄化槽汚泥の収集運搬
- （5）避難所への仮設トイレの運搬設置及び洗浄、消毒、撤去、水洗及び手洗いに用いる水の準備
- （6）仮設トイレのし尿の収集運搬
- （7）その他必要な事項

（要請方法）

第3条 甲が第2条に規定する要請をするときは、次の事項を明らかにして、協力要請書を乙に提出する。ただし、緊急を要するときは電話連絡等により要請することができるものとし、その後、協力要請書を提出するものとする。

- （1）要請の内容
- （2）実施場所
- （3）その他必要事項

（費用負担）

第4条 甲は、支援の提供を受けた後、乙の請求に基づき、その代金を乙に支払うものとする。

- 2 前項の代金は、当該災害発生時の直前における正規の価格とする。
- 3 乙が物資の運搬をした場合は、当該費用は甲の負担とする。

（連絡責任者の報告）

第5条 甲及び乙は、本協定に関する連絡責任者を協定締結後速やかに相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(協定の有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、協定締結日から5年間とする。ただし、この有効期間が満了する日の1ヶ月前までに、甲乙いずれからもこの協定の解消の申出がない場合は、更に1年間同一内容をもって有効期間を延長するものとし、以降もまた同様とする。

(その他)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定の内容に疑義が生じた場合は、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

本協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和2年5月18日

第3条の要請に用いる様式はp.94を参照する。

災害時における生活環境の支援及びし尿処理に関する協定書

坂戸市（以下「甲」という。）と 有限会社正和清掃社（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合における浄化槽の緊急点検、補修工事、応急復旧、し尿流出地域の消毒、避難所等への仮設トイレの運搬設置及び撤去、し尿収集運搬等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携及び協力し、災害が発生した時に速やかに第2条に掲げる支援を実施し、市民の生活環境の安定及び確保を図ることを目的とする。

（協力内容）

第2条 乙は、甲から要請を受けたときは、次に掲げる事項に関し、協力するものとする。

- （1）浄化槽の緊急点検及び被害実態調査
- （2）浄化槽の部品交換及び補修工事・応急復旧等
- （3）し尿流出地域の消毒作業
- （4）浄化槽汚泥の収集運搬
- （5）避難所への仮設トイレの運搬設置及び洗浄、消毒、撤去、水洗及び手洗いに用いる水の準備
- （6）仮設トイレのし尿の収集運搬
- （7）その他必要な事項

（要請方法）

第3条 甲が第2条に規定する要請をするときは、次の事項を明らかにして、協力要請書を乙に提出する。ただし、緊急を要するときは電話連絡等により要請することができるものとし、その後、協力要請書を提出するものとする。

- （1）要請の内容
- （2）実施場所
- （3）その他必要事項

（費用負担）

第4条 甲は、支援の提供を受けた後、乙の請求に基づき、その代金を乙に支払うものとする。

- 2 前項の代金は、当該災害発生時の直前における正規の価格とする。
- 3 乙が物資の運搬をした場合は、当該費用は甲の負担とする。

（連絡責任者の報告）

第5条 甲及び乙は、本協定に関する連絡責任者を協定締結後速やかに相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(協定の有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、協定締結日から5年間とする。ただし、この有効期間が満了する日の1ヶ月前までに、甲乙いずれからもこの協定の解消の申出がない場合は、更に1年間同一内容をもって有効期間を延長するものとし、以降もまた同様とする。

(その他)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定の内容に疑義が生じた場合は、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

本協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和2年5月18日

第3条の要請に用いる様式はp.94を参照する。

【資料2-10-3】

ごみ処理に関する相互支援協定

坂戸市及び埼玉西部環境保全組合（以下「協定団体」という。）は、ごみ処理の相互支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、協定団体が管理するごみ処理施設及び粗大ごみ処理施設（以下「施設」という。）に不慮の事故等が発生し、ごみ処理に支障を来たす事態が発生した場合において、相互支援を図ることにより、円滑なごみ処理を実施することを目的とする。

（相互支援の実施）

第2条 この協定により、協定団体が相互支援を実施する場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 施設が、故障、事故等により緊急事態に陥り、支援を必要とするとき。
- (2) 施設が、改修、更新等により一時的に処理能力が不足し、支援を必要とするとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、災害等による急激なごみ量の増加や著しい施設の処理能力の低下等により、支援を必要とするとき。

（相互支援の内容）

第3条 この協定による相互支援の内容は、施設で行うごみ中間処理業務とする。

- 2 前項の業務に伴う最終処分業務は、協定団体が協議の上、決定するものとする。
- 3 前2項に掲げるもののほか、協定団体が協議の上、ごみ処理に必要な業務等を実施することができる。

（費用負担）

第4条 第2条の規定に基づき支援を受ける団体は、支援を行う団体に対し、支援内容に相当する費用を負担するものとし、その負担の内容については、協定団体間で協議の上、決定するものとする。

（協定団体の努力義務）

第5条 協定団体は、協定の目的を達成するため、次に掲げる事項を常に留意し、ごみ処理業務を適正かつ円滑に執行するものとする。

- (1) 分別収集の徹底を図るとともに、ごみの発生抑制、再資源化、有効利用等を積極的に行い、ごみの減量化に努めること。
- (2) 施設の適正な整備及び維持管理を行い、施設の安定稼働に努めること。

（支援の要請及び受入れ）

第6条 第2条各号に掲げる事態が生じたときは、支援に関する事項を記載した文書により、支援を要請するものとする。

- 2 前項の規定に基づき、支援の要請を受けた団体は、当該要請を行った団体と協議の上、自らの処理能力、運転計画等を勘案し、業務に支障のない範囲において、支援を実施するものとする。

(契約の締結)

第7条 前条第2項の規定に基づき、支援を実施するときは、契約を締結するものとする。

(情報の交換)

第8条 この協定の円滑な運用を期するため、協定団体は、ごみ処理に関し、情報交換を積極的に行うものとする。

(疑義の決定等)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して生じた疑義は、協定団体が協議して決定するものとする。

(適用)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、期間満了前3か月までに、いずれの協定団体からも改廃等の申出がない場合は、更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

この協定締結の証として、本書2通を作成し、記名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

令和2年2月10日

【資料2-10-4】

災害時における災害廃棄物等の処理等に関する協定書

坂戸市（以下「甲」という。）と坂戸市総合建設業協同組合（以下「乙」という。）とは、災害の発生時における災害廃棄物等の処理等に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、坂戸市内に災害が発生した場合における災害廃棄物等の撤去、収集・運搬等の協力に関し、必要な事項について定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。
- (2) 災害廃棄物等 災害によって多量に排出された一般廃棄物及び災害に伴い緊急に処理する必要が生じた廃棄物をいう。

（協力要請）

第3条 甲は、次に掲げる甲が実施する事業（以下「災害廃棄物等の処理等」という。）について、乙に協力を要請するものとする。

- (1) 災害廃棄物等の撤去
- (2) 災害廃棄物等の収集・運搬
- (3) 仮置場の設置・運営
- (4) 前3号に掲げる事業の実施に伴う必要な事項

（協力要請の手続）

第4条 甲は、前条の規定による協力の要請（以下「協力要請」という。）に当たっては、次に掲げる事項を文書で乙に通知するものとする。ただし、文書により難しい場合は、口頭で協力要請をし、後に速やかに文書で通知するものとする。

- (1) 協力内容
- (2) その他必要な事項

（災害廃棄物等の処理等の実施）

第5条 乙は、甲から協力要請があったときは、必要な人員、車両、資機材を調達し、災害廃棄物等の処理等に可能な限り協力するものとする。

2 乙は、災害廃棄物等の処理等の実施に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。
- (2) 災害廃棄物等の再利用及び再資源化のため分別に配慮すること。

（情報の提供）

第6条 甲は、災害廃棄物等の処理等に円滑な協力を得るために必要な情報として、市内の被災状況、復旧状況等の情報を乙に提供するものとする。

2 乙は、災害廃棄物等の処理等に関して協力可能な組合員の人員、車両、資機材等の状況を甲に報告するものとする。

(費用等)

第7条 協力要請に基づき実施した災害廃棄物等の処理等に要した費用については、甲が負担するものとする。

2 前項の規定により甲が負担する費用の額は、災害が発生する直前における賃金水準等を基準として、甲、乙協議の上決定するものとする。

(損害補償)

第8条 協力要請に基づき実施した災害廃棄物等の処理等に従事した者が負傷し、又は疾病にかかった場合等の損害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他の法令の規定するところによる。

(連絡窓口)

第9条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては坂戸市環境産業部廃棄物対策課、乙においては坂戸市総合建設業協同組合事務局とする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。

2 この協定の有効期間が満了する日の1か月前までに、甲、乙いずれからこの協定の解消の申出がない場合は、更に5年間同一内容をもって有効期間を延長するものとし、その後も同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又は内容に疑義が生じた場合は、その都度甲、乙協議の上決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和3年10月1日

【資料2-10-5】

災害時における感染症予防に関する協定書

坂戸市（以下「甲」という。）と埼玉環境衛生株式会社（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合における感染症予防を目的とする家屋等の消毒について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携及び協力し、災害が発生した時に速やかに第2条に掲げる支援を実施し、市民の生活衛生の安定及び確保を図ることを目的とする。

（協力内容）

第2条 乙は、甲から要請を受けたときは、次に掲げる事項に関し、協力するものとする。

- （1）災害を受けた家屋等の消毒作業
- （2）その他必要な事項

（要請方法）

第3条 甲が第2条に規定する要請をするときは、次の事項を明らかにして、協力要請書を乙に提出する。ただし、緊急を要するときは電話連絡等により要請することができるものとし、その後、協力要請書を提出するものとする。

- （1）要請の内容
- （2）実施場所
- （3）その他必要事項

（費用負担）

第4条 甲は、支援の提供を受けた後、乙の請求に基づき、その代金を乙に支払うものとする。

- 2 前項の代金は、当該災害発生時の直前における正規の価格とする。
- 3 乙が物資の運搬をした場合は、当該費用は甲の負担とする。

（連絡責任者の報告）

第5条 甲及び乙は、本協定に関する連絡責任者を協定締結後速やかに相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

（協定の有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定締結日から5年間とする。ただし、この有効期間が満了する日の1ヶ月前までに、甲乙いずれからもこの協定の解消の申出がない場合は、更に1年間同一内容をもって有効期間を延長するものとし、以降もまた同様とする。

（その他）

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定の内容に疑義が生じた場合は、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

本協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和2年5月18日

年 月 日

災害時支援協力要請書

様

坂戸市長 石川 清

災害時における感染症予防に関する協定書第3条の規定に基づき、次のとおり要請します。

記

内 容	
場 所	
期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
備 考	

要 請 者	所 属 職 名 電 話 F A X 氏 名
要請日時	年 月 日 () 時 分

【資料2-10-6】

災害時における仮設トイレの供給協力に関する協定書

坂戸市（以下「甲」という。）と日野興業株式会社（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合における甲への仮設トイレの供給の協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携及び協力し、災害が発生した時に速やかに第3条に掲げる支援を実施し、市民の日常生活の安定及び確保を図ることを目的とする。

（協力内容）

第2条 乙は、甲から要請を受けたときは、次に掲げる事項に関し協力するものとする。

- （1） 仮設トイレの貸与
- （2） その他必要事項

（要請方法）

第3条 甲が第2条に規定する要請をするときは、次の事項を明らかにして、協力要請書を乙に提出する。ただし、緊急を要するときは電話連絡等により要請することができるものとし、その後、協力要請書を提出するものとする。

- （1） 協力要請の内容及び必要量
- （2） 協力を希望する期間
- （3） その他必要な事項

（費用負担）

第4条 甲は、支援の提供を受けた後、乙の請求に基づき、その代金を乙に支払うものとする。

2 前項の代金は、当該災害発生時の直前における正規の価格とする。

3 乙が物資の運搬をした場合は、当該費用は甲の負担とする。

（連絡責任者の報告）

第5条 甲及び乙は、本協定に関する連絡責任者を協定締結後、すみやかに相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

（協定の有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定締結日から5年間とする。ただし、この有効期間が満了する日の1ヶ月前までに、甲乙いずれからもこの協定の解消の申出がない場合は、更に1年間同一内容をもって有効期間を延長するものとし、以降もまた同様とする。

（その他）

第7条 この協定に定めのない事項及び協定の内容に疑義が生じた場合は、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

本協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和2年5月18日

年 月 日

災害時支援協力要請書

様

坂戸市長

災害時における仮設トイレの供給協力に関する協定書第3条の規定に基づき、次のとおり要請します。

記

内 容	
場 所	
期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
備 考	

要 請 者	所 属 職 名 電 話 F A X 氏 名
要請日時	年 月 日 () 時 分

【資料2-10-7】

災害時における井戸水の給水協力に関する協定書

坂戸市（以下「甲」という。）と 株式会社丸天興業（以下「乙」という。）は、災害時における生活用水等の給水協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、市内において災害が発生した場合、甲が行う応急給水活動に対し、乙の協力について必要な事項を定めるものとする。

（協力内容）

第2条 災害時において、乙が所有する井戸より給水可能な範囲で、次に掲げる事項への協力を行うものとする。

- （1）甲が実施する生活用水等の応急給水に関する井戸水の供給
- （2）乙の周辺住民に対する井戸水の供給及び井戸の解放

（井戸の所在）

第3条 甲が乙に要請を求める井戸は、次に掲げるものとする。

所在地 坂戸市大字紺屋550番地1

（要請方法）

第4条 甲は乙に対して協力を要請する場合、次の事項を明らかにして、協力要請書を乙に提出する。ただし、緊急を要するときは電話連絡等により要請することができるものとし、その後、協力要請書を提出するものとする。

- （1）要請の内容
- （2）要請する期間
- （3）その他必要事項

（情報公開）

第5条 甲は井戸の所在地等の情報について、一般に公開するものとする。

（水質検査）

第6条 甲は、当該井戸の水質検査を毎年1回実施し、その検査費用は甲の負担とする。

（維持管理）

第7条 通常時における井戸の維持管理は、乙の責任において行う。

（費用負担）

第8条 乙の提供による災害時に関する井戸水の給水にかかる費用については、乙の負担とする。

(報告)

第9条 甲及び乙は、本協定に関する連絡責任者を協定締結後速やかに相手方に報告するものとし、変更があった場合は直ちに報告するものとする。

(協定の有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結日から5年間とする。ただし、この有効期間が満了する日の1ヶ月前までに、甲乙いずれからもこの協定の解消の申出がない場合は、更に1年間同一内容をもって有効期間を延長するものとし、以降もまた同様とする。

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定の内容に疑義が生じた場合は、甲乙が協議して定める。

本協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和2年5月18日

年 月 日

災害時支援協力要請書

様

坂戸市長 石川 清

災害時における井戸水の給水協力に関する協定書第4条の規定に基づき、次のとおり要請します。

記

内 容	
場 所	
期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
備 考	

要 請 者	所 属 職 名 電 話 F A X 氏 名
要請日時	年 月 日 () 時 分

【資料2-10-8】

災害時における自走式仮設水洗トイレの提供に関する協定書

坂戸市(以下「甲」という。)と株式会社川口自動車工業(以下「乙」という。)は、災害時における自走式仮設水洗トイレ(以下「トイレカー」という。)の提供に関して、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、坂戸市内において災害対策基本法(昭和36年法律第223号。)第2条第1項に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)に甲の要請に応じ、乙がその保有又は管理するトイレカーを提供することに関して必要な事項を定める。

(協力の内容)

第2条 甲は、災害時においてトイレカーを必要とするときには、乙に対して要請を行い、乙は特段の理由がない限り保有又は管理するトイレカーの提供による協力を行うものとする。
2 甲は、トイレカーの運営を主体となって行うものとし、乙は可能な限り甲に協力するものとする。

(要請の手続)

第3条 甲は、乙に対して前条に規定する協力を要請するときは、協力要請書(様式第1号)をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電子メール等で要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

(トイレカーの引渡し)

第4条 乙は、甲の指定する場所へトイレカーを搬入し引渡すものとする。
2 甲は、前項に規定する引渡しの際、甲が指定する者をもってこれを確認させ、引渡しを受けるものとする。

(トイレカーの返却)

第5条 甲は、トイレカーの使用が終了したときは、速やかに乙の確認を受けた上で返還するものとする。

(費用の負担及び支払い)

第6条 甲は、トイレカーの提供に要した費用を負担するものとする。この場合において、当該費用は、災害発生直前における適正な価格を基準とし、又はトイレカーの維持、管理費用等を勘案し、甲と乙が協議の上決定するものとする。
2 乙は、前項の費用を集計し、積算根拠を示す資料を添付して、甲に請求するものとする。
3 甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を確認し、速やかに支払うものとする。

(トイレカーの破損等の対応)

第7条 甲は、災害時の使用におけるトイレカーの破損、汚損等の復旧に要する費用については、乙との協議の上決定した費用を負担するものとする。

(連絡責任者の報告)

第8条 甲と乙は、この協定に関する連絡責任者を定め、連絡責任者届(様式第2号)により相手方に通知しなければならない。また、連絡責任者に変更が生じたときも同様とする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度末の3月31日を初年度の最終日とし、以降は4月1日より翌年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1ヶ月前までに甲乙いずれかから協定解除または変更の申し出がないときは、さらに1年延長するものとし、以後はこの例によるものとする。

(協議事項)

第10条 この協定に定める事項に疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項が生じたときは、その都度甲と乙が協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和3年11月19日

【資料2-10-9】

災害時における路面清掃に関する協定書

坂戸市（以下「甲」という。）と笹沼商事株式会社（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合における路面清掃について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携及び協力し、災害が発生した時に速やかに第2条に掲げる支援を実施し、市民の生活環境の安定及び確保を図ることを目的とする。

（協力内容）

第2条 乙は、甲から要請を受けたときは次に掲げる事項に関し協力するものとする。

- （1）路面清掃車の出動及び清掃業務（オペレーター付き）
- （2）その他必要な事項

（要請方法）

第3条 甲が第2条に規定する要請をするときは、次の事項を明らかにして、協力要請書を乙に提出する。ただし、緊急を要するときは電話連絡等により要請することができるものとし、その後、協力要請書を提出するものとする。

- （1）要請の内容
- （2）実施場所
- （3）その他必要事項

（費用負担）

第4条 甲は、支援の提供を受けた後、乙の請求に基づき、その代金を乙に支払うものとする。

2 前項の代金は、オペレーター付時間当たりの清掃業務費用（標準的な機械経費及び人件費）とし、当該災害発生時の直前における正規の価格以内とする。

（連絡責任者の報告）

第5条 甲及び乙は、本協定に関する連絡責任者を協定締結後速やかに相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

（協定の有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定締結日から5年間とする。ただし、この有効期間が満了する日の1ヶ月前までに、甲乙いずれからもこの協定の解消の申出がない場合は、更に1年間同一内容をもって有効期間を延長するものとし、以降もまた同様とする。

（その他）

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定の内容に疑義が生じた場合は、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

本協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和3年1月18日

年 月 日

災害時支援協力要請書

様

坂戸市長 石川 清

災害時における路面清掃に関する協定書第3条の規定に基づき、次のとおり要請します。

記

内 容	
場 所	
期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
備 考	

要 請 者	所 属 職 名 電 話 F A X 氏 名
要請日時	年 月 日 () 時 分

【資料2-10-10】

災害時における災害廃棄物等の収集・運搬等に関する協定書

坂戸市（以下「甲」という。）と株式会社坂戸公衛社（以下「乙」という。）とは、災害の発生時における災害廃棄物等の収集・運搬等に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、坂戸市内に災害が発生した場合における災害廃棄物等の収集・運搬等の協力に関し、必要な事項について定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。
- (2) 災害廃棄物等 災害によって多量に排出された一般廃棄物及び災害に伴い緊急に処理する必要が生じた廃棄物をいう。

（協力要請）

第3条 甲は、次に掲げる甲が実施する事業（以下「災害廃棄物等の収集・運搬等」という。）について、乙に協力を要請するものとする。

- (1) 災害廃棄物等の収集・運搬
- (2) 前号に掲げる事業の実施に伴う必要な事項

（協力要請の手続き）

第4条 甲は、前条の規定による協力の要請（以下「協力要請」という。）に当たっては、次に掲げる事項を文書で乙に通知するものとする。ただし、文書により難しい場合は、口頭で協力要請をし、後に速やかに文書で通知するものとする。

- (1) 協力内容
- (2) その他必要な事項

（災害廃棄物等の収集・運搬等の実施）

第5条 乙は、甲から協力要請があったときは、必要な人員、車両、資機材を調達し、災害廃棄物等の収集・運搬等に可能な限り協力するものとする。

2 乙は、災害廃棄物等の収集・運搬等の実施に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。
- (2) 災害廃棄物等の再利用及び再資源化のため分別に配慮すること。

（情報の提供）

第6条 甲は、災害廃棄物等の収集・運搬等に円滑な協力を得るために必要な情報として、市内の被災状況、復旧状況等の情報を乙に提供するものとする。

2 乙は、災害廃棄物等の収集・運搬等に関して協力可能な人員、車両、資機材等の状況を甲に報告するものとする。

(費用等)

第7条 協力要請に基づき実施した災害廃棄物等の収集・運搬等に要した費用については、甲が負担するものとする。

2 前項の規定により甲が負担する費用の額は、災害が発生する直前における賃金水準等を基準として、甲、乙協議の上決定するものとする。

(損害補償)

第8条 協力要請に基づき実施した災害廃棄物等の収集・運搬等に従事した者が負傷し、又は疾病にかかった場合等の損害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他の法令の規定するところによる。

(連絡窓口)

第9条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては坂戸市環境産業部西清掃センターとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。

2 この協定の有効期間が満了する日の1か月前までに、甲、乙いずれからもこの協定の解消の申出がない場合は、更に1年間同一内容をもって有効期間を延長するものとし、その後も同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又は内容に疑義が生じた場合は、その都度甲、乙協議の上決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和3年9月13日

災害時における災害廃棄物等の収集・運搬等に関する協定書

坂戸市（以下「甲」という。）と有限会社 正和清掃社（以下「乙」という。）とは、災害の発生時における災害廃棄物等の収集・運搬等に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、坂戸市内に災害が発生した場合における災害廃棄物等の収集・運搬等の協力に関し、必要な事項について定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。
- (2) 災害廃棄物等 災害によって多量に排出された一般廃棄物及び災害に伴い緊急に処理する必要が生じた廃棄物をいう。

（協力要請）

第3条 甲は、次に掲げる甲が実施する事業（以下「災害廃棄物等の収集・運搬等」という。）について、乙に協力を要請するものとする。

- (1) 災害廃棄物等の収集・運搬
- (2) 前号に掲げる事業の実施に伴う必要な事項

（協力要請の手続き）

第4条 甲は、前条の規定による協力の要請（以下「協力要請」という。）に当たっては、次に掲げる事項を文書で乙に通知するものとする。ただし、文書により難しい場合は、口頭で協力要請をし、後に速やかに文書で通知するものとする。

- (1) 協力内容
- (2) その他必要な事項

（災害廃棄物等の収集・運搬等の実施）

第5条 乙は、甲から協力要請があったときは、必要な人員、車両、資機材を調達し、災害廃棄物等の収集・運搬等に可能な限り協力するものとする。

2 乙は、災害廃棄物等の収集・運搬等の実施に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。
- (2) 災害廃棄物等の再利用及び再資源化のため分別に配慮すること。

（情報の提供）

第6条 甲は、災害廃棄物等の収集・運搬等に円滑な協力を得るために必要な情報として、市内の被災状況、復旧状況等の情報を乙に提供するものとする。

2 乙は、災害廃棄物等の収集・運搬等に関して協力可能な人員、車両、資機材等の状況を甲に報告するものとする。

(費用等)

第7条 協力要請に基づき実施した災害廃棄物等の収集・運搬等に要した費用については、甲が負担するものとする。

2 前項の規定により甲が負担する費用の額は、災害が発生する直前における賃金水準等を基準として、甲、乙協議の上決定するものとする。

(損害補償)

第8条 協力要請に基づき実施した災害廃棄物等の収集・運搬等に従事した者が負傷し、又は疾病にかかった場合等の損害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他の法令の規定するところによる。

(連絡窓口)

第9条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては坂戸市環境産業部西清掃センターとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。

2 この協定の有効期間が満了する日の1か月前までに、甲、乙いずれからもこの協定の解消の申出がない場合は、更に1年間同一内容をもって有効期間を延長するものとし、その後も同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又は内容に疑義が生じた場合は、その都度甲、乙協議の上決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和3年9月14日

災害時における災害廃棄物等の収集・運搬等に関する協定書

坂戸市（以下「甲」という。）と笹沼商事株式会社（以下「乙」という。）とは、災害の発生時における災害廃棄物等の収集・運搬等に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、坂戸市内に災害が発生した場合における災害廃棄物等の収集・運搬等の協力に関し、必要な事項について定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。
- (2) 災害廃棄物等 災害によって多量に排出された一般廃棄物及び災害に伴い緊急に処理する必要が生じた廃棄物をいう。

（協力要請）

第3条 甲は、次に掲げる甲が実施する事業（以下「災害廃棄物等の収集・運搬等」という。）について、乙に協力を要請するものとする。

- (1) 災害廃棄物等の収集・運搬
- (2) 前号に掲げる事業の実施に伴う必要な事項

（協力要請の手続き）

第4条 甲は、前条の規定による協力の要請（以下「協力要請」という。）に当たっては、次に掲げる事項を文書で乙に通知するものとする。ただし、文書により難しい場合は、口頭で協力要請をし、後に速やかに文書で通知するものとする。

- (1) 協力内容
- (2) その他必要な事項

（災害廃棄物等の収集・運搬等の実施）

第5条 乙は、甲から協力要請があったときは、必要な人員、車両、資機材を調達し、災害廃棄物等の収集・運搬等に可能な限り協力するものとする。

2 乙は、災害廃棄物等の収集・運搬等の実施に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。
- (2) 災害廃棄物等の再利用及び再資源化のため分別に配慮すること。

（情報の提供）

第6条 甲は、災害廃棄物等の収集・運搬等に円滑な協力を得るために必要な情報として、市内の被災状況、復旧状況等の情報を乙に提供するものとする。

2 乙は、災害廃棄物等の収集・運搬等に関して協力可能な人員、車両、資機材等の状況を甲に報告するものとする。

(費用等)

第7条 協力要請に基づき実施した災害廃棄物等の収集・運搬等に要した費用については、甲が負担するものとする。

2 前項の規定により甲が負担する費用の額は、災害が発生する直前における賃金水準等を基準として、甲、乙協議の上決定するものとする。

(損害補償)

第8条 協力要請に基づき実施した災害廃棄物等の収集・運搬等に従事した者が負傷し、又は疾病にかかった場合等の損害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他の法令の規定するところによる。

(連絡窓口)

第9条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては坂戸市環境産業部西清掃センターとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。

2 この協定の有効期間が満了する日の1か月前までに、甲、乙いずれからもこの協定の解消の申出がない場合は、更に1年間同一内容をもって有効期間を延長するものとし、その後も同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又は内容に疑義が生じた場合は、その都度甲、乙協議の上決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和3年9月30日

(11) 家屋被害認定調査

【資料2-11-1】

災害時における家屋被害認定調査に関する協定書

坂戸市（以下「甲」という。）と埼玉土地家屋調査士会（以下「乙」という。）とは、坂戸市内における地震、風水害その他の災害発生時（以下、「災害時」という。）における家屋被害認定調査（以下、「認定調査」という。）の迅速かつ円滑な実施に向けて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲の市内において災害が発生した場合に、甲から乙に対して行う支援協力の要請に関し、その手続きを定め、円滑な支援協力が実施できるよう必要な事項を定めるものとする。

（支援協力の内容）

第2条 甲は乙に対して、次の事項について協力を要請することができる。

- （1） 災害に係る住家の被害認定基準運用指針（平成13年6月28日府政防第518号）に基づき、甲の職員と連携した市内家屋の調査に関すること。
- （2） 甲が発行したり災証明について、市民からの相談に関すること。

（支援の要請）

第3条 甲は乙に対して、前条に規定の支援を要請する場合には、認定調査を実施する所在地及び内容等、必要事項を記載した被害認定調査要請書（別紙様式第1号）にて行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等により要請することができるものとし、事後速やかに被害認定調査要請書を提出するものとする。

（支援の実施）

第4条 乙は、前条の規定により支援要請を受けた時は、被害認定調査要請承諾書（別紙様式第2号）を提出するとともに、速やかに乙の会員を甲に派遣し認定調査を実施するものとする。ただし、支援が実施できない場合にはその旨を遅滞なく報告するものとする。

（費用の負担）

第5条 甲は、前条の規定により派遣された会員の人件費は負担しない。

- 2 乙が、甲の要請により認定調査を実施する場合に必要な資機材の費用については甲が負担するものとする。

（費用の請求）

第6条 乙は認定調査が完了したときは、速やかに前条第2項の費用を甲に請求するものとする。

- 2 甲は、前項の規定により請求された内容を確認のうえ、適当と認めたときは、速やかに乙に支払うものとする。

（守秘義務）

第7条 乙及び乙の会員は、認定調査の実施により知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(従事者の災害補償)

第8条 乙は、認定調査に従事した乙の会員が当該調査のために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙が別途加入する災害補償保険等により対応する。

(有効期間)

第9条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成24年3月31日までとする。ただし、協定期間満了の1箇月前までに甲乙いずれかからの協定解除の申し出がないときは、さらに1年延長するものとし、その後においても同様とする。

(連絡責任者の報告)

第10条 この協定の円滑な実施を図るため、甲、乙双方の連絡責任者を定めるものとする。

(協議事項)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲乙が協議して決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者署名押印の上、各自その1通を保有する。

平成23年3月30日

(12) 生活支援

【資料2-12-1】

災害時における民間賃貸住宅の提供支援に関する協定書

坂戸市（以下「甲」という。）と社団法人埼玉県宅地建物取引業協会埼玉西部支部（以下「乙」という。）とは、坂戸市内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害が発生した場合、民間賃貸住宅の提供支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 甲は、坂戸市内において災害が発生し、家屋の倒壊や消失等の理由により居住できなくなった被災者に対し、応急的な住宅として民間賃貸住宅への入居の支援を乙に求めることに関して、基本的事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において被災者への一時的供給住居を確保するために、乙に対し、入居可能な民間賃貸住宅の情報提供及び住宅提供の支援を要請するものとする。

（協力）

第3条 乙は、甲の前条に基づく要請があった場合は、民間賃貸住宅の情報提供と住宅提供の支援について、甲に可能な限り協力するものとする。

（協議）

第4条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協議書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各1通を保有する。

平成18年4月27日

【資料2-12-2】

災害時における被災者等相談の実施に関する協定書

坂戸市（以下「甲」という。）と埼玉司法書士会（以下「乙」という。）は、災害時における被災者等（被災者並びにその雇用主、従業者、相続人及び親族をいう。以下同じ。）からの相談（以下「被災者等相談」という。）に関し、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、被災者等相談の円滑かつ適切な実施に資することを目的とする。

（派遣要請等）

第2条 甲は、災害時において被災者等相談の必要が生じたときは、乙に対して協力を要請することができるものとする。

2 乙は、甲から前項に規定する要請（以下「要請」という。）を受けた場合は、速やかに被災者等相談を行う司法書士（以下「相談員」という。）の派遣実施計画を作成し、甲に報告するものとする。

3 乙は、前項に規定する派遣実施計画に基づき、甲が指定する相談窓口相談員を派遣するものとする。

4 乙は、相談員を乙又は乙の関係団体の会員の中から選出するものとする。

（被災者等相談の範囲）

第3条 相談員は、次に掲げる相談を行うものとする。

- （1）相続に関する相談
- （2）不動産登記及び商業・法人登記に関する相談
- （3）不在者財産管理制度及び相続財産管理制度に関する相談
- （4）成年後見制度に関する相談
- （5）その他司法書士法に定める業務に関する相談

（要請の方法）

第4条 甲が要請を行うときは、相談の内容、場所及び期間その他必要事項を明らかにした別紙様式「災害時支援協力要請書」（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。ただし、要請書を提出することが困難な場合には、口頭等により要請し、その後、速やかに要請書を提出するものとする。

（態勢整備等）

第5条 乙は、甲の要請に対応できる態勢を確保するように努めるものとする。

2 乙は、甲の要請に対応し、又は前項の態勢を確保するため、連絡態勢、連絡方法及び連絡手段について、被災者等相談責任者を定め、平常時から連絡調整に努めるものとする。

3 乙は、甲から要請を受けた場合において、乙のみで対応できないときは、乙の関係団体に支援を求めることができるものとする。

(費用負担)

第6条 被災者等相談の実施に必要な人件費、調査費及び物件費は、乙が負担するものとする。ただし、甲から相談機材や相談場所等の提供を受ける場合はこの限りでない。

(相談料)

第7条 乙及び相談員は、被災者等相談の相談者から相談料を徴しないものとする。

(情報交換)

第8条 甲及び乙は、被災者等相談を円滑に実施できるよう、平常時から災害対策及び派遣実施計画作成に必要な情報交換及び資料の提供を行うとともに必要に応じ協議を行うものとする。

(連携)

第9条 乙は、乙が被災者等相談を円滑に実施するに当たり、他機関等（埼玉弁護士会を除く。）と連携する必要があるときは、甲に他機関等との調整を申し入れ、当該調整を了した上、当該被災者等相談を実施するものとする。

(協定の存続期間)

第10条 この協定の存続期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了日の1か月前までに甲又は乙から申出がなかった場合は、協定の存続期間が更に1年間自動延長されるものとする。2年目以降も同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を所有するものとする。

平成28年4月6日

【資料2-12-3】

災害時における被災者等支援の実施に関する協定書

坂戸市（以下「甲」という）と埼玉県行政書士会（以下「乙」という。）は、災害時における被災者等支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、被災者等支援のため、行政書士が関与できる業務相談（以下「行政書士業務相談」という。）を相互に協力して実施することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（行政書士業務相談）

第2条 本協定において「行政書士業務相談」とは次に掲げる事項とする。

- (1) 罹災証明書申請書類に関する相談
- (2) 自動車登録申請書類に関する相談
- (3) 相続関係書類に関する相談
- (4) 許認可申請書類に関する相談
- (5) 権利義務・事実証明関係書類に関する相談
- (6) その他行政書士法に定める業務に関する相談

（相談対象）

第3条 行政書士業務相談を受けることができる者は、以下のとおりとする。

- (1) 災害により被害を受けた坂戸市内在住者（企業その他の団体等を含む）
- (2) 災害により坂戸市外から坂戸市内に避難した者
- (3) 前各号の者の親族、介護者又は現に支援に当たっている者で、甲又は乙が必要と認めたもの

（支援業務の要請）

第4条 甲は、災害時において、被災者等支援のため甲が必要と認める場合は、乙に対して第2条各号に規定する行政書士業務相談の実施を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、原則として災害時支援要請書（別記様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話、ファクシミリ等の方法により行い、後日速やかに災害時支援要請書を送付するものとする。

（行政書士の派遣）

第5条 乙は、前条第1項の規定により要請を受けた場合、速やかに乙の会員の中から行政書士業務相談に従事する者を選定し、派遣するものとする。

(相談場所の調整及び広報)

第6条 甲は、災害時において乙に協力の要請をする際には、被災者等支援のための行政書士業務相談を実施する場所の調整及び支援活動の広報等に努めるものとする。

(報告)

第7条 乙は、行政書士業務相談を実施した場合において、甲から報告を求められた時は、行政書士業務相談の実施状況その他必要な事項について書面により報告するものとする。

(費用)

第8条 行政書士業務相談は無料とし、乙は被災者等から報酬を受け取らないものとする。

2 行政書士業務相談の実施に必要な人件費等の経費は、乙が負担するものとする。

(協定の期間)

第9条 本協定の期間は、本協定の締結日から令和4年3月31日までとする。ただし、この期間満了1か月前までに甲又は乙から異議の申出がなければ更に1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(変更及び解除)

第10条 甲又は乙が本協定の内容の変更又は解除を申し出たときは、甲乙協議のうえ、本協定の変更又は解除を行うものとする。

(協議)

第11条 本協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた事項については、甲と乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和3年11月29日

災害時民間賃貸住宅提供支援に関する取扱説明書

災害時に民間賃貸住宅の一時的利用を希望する被災者の方は、基本的事項を確認してから、契約手続きを進めてください。

1 基本事項

- (1) 契約については、民間賃貸住宅の一時使用を希望する被災者と、社団法人埼玉県宅地建物取引業協会埼玉西部支部の登録会員が管理している提供可能な民間賃貸住宅の所有者との間で行う賃貸借契約によるものとする。
- (2) 賃料については、被災者が月毎に民間賃貸住宅の所有者に支払うものとする。災害時対応のため、敷金(保証金)及び礼金については、被災者は支払うことを必要としないものとする。
- (3) 賃貸借契約の期間は、最長2年間とする。
- (4) 契約事務手数料は、月額賃料の0.5ヶ月分の金額とする。
- (5) 月額の賃貸借料金は、10万円以内とする。
- (6) 住宅の基準としては、一戸あたり延床面積29.7㎡(9坪)以上とし、家族構成等により調整することができる。

2 契約手続

- (1) 民間賃貸住宅の利用を希望する被災者は、坂戸市災害対策本部に申し出る。
- (2) 災害対策本部は、社団法人埼玉県宅地建物取引業協会埼玉西部支部に照会し、会員が管理している民間賃貸住宅の空き情報を提供する。
- (3) 民間賃貸住宅の賃貸借契約の手続きは、社団法人埼玉県宅地建物取引業協会埼玉西部支部の登録会員が行うものとする。

(13) 災害復旧

【資料2-13-1】

災害時における応急復旧工事に関する変更協定書

坂戸市（以下「甲」という。）と坂戸市総合建設業協同組合（以下「乙」という。）は、災害時における応急復旧工事に関する協定について、平成17年12月12日付けで協定を締結した内容について、次のとおり変更協定を締結する。

（業務内容）

第1条 この協定による業務は、坂戸市内において災害が発生し、甲の管理する道路及び橋梁等に被害が発生した場合に、甲が行う応急復旧工事への協力とする。

（協力要請）

第2条 甲は、応急復旧工事を実施する必要があると認めたときは、乙に対し協力を要請する。

2 乙は、甲から要請があった場合は、速やかに甲に協力するものとする。なお、応急復旧工事の場所については別紙箇所図のとおりとする。

（要請手続）

第3条 甲は、通常の連絡方法が可能なときは、有線通信等により乙に協力を要請するとともに、災害発生場所、被害状況、工事内容等について連絡するものとする。ただし、乙又は乙の会員は、災害により有線通信等が途絶し、甲との連絡が不可能なときは、甲の要請を待つことなく応急復旧工事を実施できるものとする。

（実績報告）

第4条 応急復旧工事を実施した乙又は乙の会員は、その状況を速やかに甲に報告するものとする。

（費用負担）

第5条 乙又は乙の会員が実施した工事費用については、甲が負担するものとし、価格は甲乙協議の上、決定するものとする。

（損害賠償）

第6条 作業中の従事者の責めに帰することができない理由により、当該従事者が死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は心身に障害がある状態になったときは、乙又は乙の会員が補償する。ただし、埼玉県市町村消防災害補償組合同規約（昭和28年1月1日施行）が適用される場合は、甲が補償する。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結日から5年間とする。

2 この有効期間が満了する日の1ヶ月前までに、甲乙いずれからもこの協定の解消の申出がない場合は、更に5年間同一内容をもって有効期間を延長するものとし、以降においてもまた同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義を生じた場合は、必要に応じて、甲乙協議するものとする。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上各自その1通を保有する。

平成19年2月28日

【資料2-13-2】

災害時における応急復旧工事に関する変更協定書

坂戸市（以下「甲」という。）とほんね会（以下「乙」という。）は、坂戸市内における地震、台風等の災害（以下「災害」という。）の発生に際し、相互に協力して災害時の応急復旧工事を迅速に行う内容の協定をため、次のとおり協定を締結する。

（業務内容）

第1条 この協定による業務は、坂戸市内において災害が発生し、甲の管理する道路及び橋梁等に被害が発生した場合に、甲が行う応急復旧工事への協力とする。

（協力要請）

第2条 甲は、応急復旧工事を実施する必要があると認めたときは、乙に対し協力を要請する。

2 乙は、甲から要請があった場合は、速やかに甲に協力するものとする。なお、応急復旧工事の場所については別紙箇所図のとおりとする。

（要請手続）

第3条 甲は、通常の連絡方法が可能なときは、有線通信等により乙に協力を要請するとともに、災害発生場所、被害状況、工事内容等について連絡するものとする。ただし、乙又は乙の会員は、災害により有線通信等が途絶し、甲との連絡が不可能なときは、甲の要請を待つことなく応急復旧工事を実施できるものとする。

（実績報告）

第4条 応急復旧工事を実施した乙又は乙の会員は、その状況を速やかに甲に報告するものとする。

（費用負担）

第5条 乙又は乙の会員が実施した工事費用については、甲が負担するものとし、価格は甲乙協議の上、決定するものとする。

（損害賠償）

第6条 作業中の従事者の責めに帰することができない理由により、当該従事者が死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は心身に障害がある状態になったときは、乙又は乙の会員が補償する。ただし、埼玉県市町村消防災害補償組合同規約（昭和28年1月1日施行）が適用される場合は、甲が補償する。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結日から5年間とする。

2 この有効期間が満了する日の1ヶ月前までに、甲乙いずれからもこの協定の解消の申出がない場合は、更に5年間同一内容をもって有効期間を延長するものとし、以降においてもまた同様とする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義を生じた場合は、必要に応じて、甲乙協議するものとする。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上各自その1通を保有する。

平成19年2月28日

【資料2-13-3】

災害時における電気設備等の復旧に関する協定書

埼玉県と埼玉県電気工事工業組合との「災害時における電気設備等の復旧に関する協定書」の趣旨に基づき、坂戸市（以下「甲」という。）と埼玉県電気工事工業組合（以下「乙」という。）との間において、災害時における電気設備等の復旧活動等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この規定は、甲の市域内において災害等が発生した場合に、甲から乙に対して行う支援協力の要請に関し、その手続きを定め、災害応急対策及び災害復興対策を円滑に実施できることを目的とする。

（支援協力の種類）

第2条 甲は乙に対し、次の事項について協力を要請することができる。

- （1） 公共施設等の電気設備等の復旧活動に関すること。
- （2） 坂戸市内における電気に係る事故防止に関すること。
- （3） 活動中に二次災害等を発見した場合には、関係機関に通報すること。
- （4） 前号の規定の通報により、関係機関からの指示に従うこと。
- （5） 災害発生時における復旧に関すること。

2 甲及び乙は、前項に定めのない場合については、協議のうえ相互に協力を要請することができる。

（支援協力要請の手続き）

第3条 甲は乙に対し、前条の規定の支援協力を受けようとする場合には、次の事項を明らかにし、「支援要請書」（別紙様式第1）をもって要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により支援要請し、事後速やかに支援要請書を交付するものとする。

- （1） 支援協力の種類
- （2） 支援協力の具体的な内容、施設名及び場所等
- （3） 支援協力を希望する期間

（支援協力の実施）

第4条 前条の規定により、甲から支援要請を受けた乙は、直ちに支援を実施するものとする。ただし、特別な事情により支援ができない場合には、その旨を電話等により連絡するものとする。

（復旧作業後の引渡）

第5条 乙は、甲の要請による電気設備等が復旧した場合には、直ちに甲に「災害復旧業務完了報告書」（別紙様式第2）により報告し、相互に作業内容を確認し、甲に引渡すものとする。ただし、緊急を要するときは、電話により報告し、速やかに「災害復旧業務完了報告書」（別紙様式第2）を提出する。

（復旧実施マニュアルの提示）

第6条 乙は甲の要請に対応するために、災害復旧のための実施マニュアルを作成し、甲に提示するものとする。

(経費の負担)

第7条 乙が、甲の要請により支援協力に要した経費については、甲・乙協議のうえ決定し、甲が負担するものとする。なお、資材、人工の価格は、適正な価格とする。

(有効期間)

第8条 この規定の有効期間は、平成21年7月28日から平成22年7月27日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の1ヶ月前までに、甲又は乙から何らかの申し出がない場合には、規定の期間満了の翌日から1年間、この規定を自動的に更新するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第9条 協定について、疑義を生じた時又は定めのない事項については、甲、乙がその都度協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれ各1通を保有する。

平成21年7月28日

様式第1（第3条関係）

年 月 日

埼玉県電気工事工業組合 殿
(FAX 048-663-0298)

坂戸市長

支 援 要 請 書

平成21年7月28日付けで締結した「災害時等における電気設備等の復旧に関する協定書」
第3条の規定に基づき、下記のとおり要請いたします。

記

1 支援協力の種類

- 電気設備等の被害復旧
- 坂戸市内における電気に係る事故防止に関すること。
- 活動中に二次災害等を発見した場合には、関係機関に通報し、その指示に従うこと。

2 支援協力の具体的な内容、施設名及び場所（住所）等

- 避難場所の電気設備等の被害復旧
- 坂戸市庁舎等の電気設備等の被害復旧
- その他の施設の電気設備等の被害復旧

・施設名： _____

・場所（住所）： _____

・責任者名： 職名 _____ 氏名 _____

・電話番号： _____

・携帯番号： _____

3 支援協力を希望する期間

年 月 日（ ） から 年 月 日（ ） まで

災害復旧業務完了報告書

「災害時等における電気設備等の復旧に関する協定書」第5条の規定により、災害復旧業務が完了いたしましたので報告いたします。

記

要 請 年 月 日		
復 旧 施 設 名		
場 所 （ 住 所 ）		
業 務 完 了 年 月 日		
施 設 担 当 責 任 者 名		
作 業 内 容		
作 業 実 施 業 者 名	会 社 名	
	担 当 者 名	
	電 話 番 号	

【資料2-13-4】

災害時における下水道設備の復旧支援協力に関する協定書

坂戸、鶴ヶ島下水道組合（以下「甲」という。）と株式会社丸島アクアシステム、株式会社石垣及び日新電機株式会社（以下併せて「乙」という。）とは、災害発生時における下水道設備復旧のための被災調査、復旧計画策定、応急及び復旧工事（以下「復旧工事等」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、乙が行う災害支援に関して基本的な事項を定め、災害等により被災した甲の下水道設備の機能を早期復旧することを目的とする。

2 この協定は、下水道法（昭和33年法律第79号）第15条の2に規定する災害時維持修繕協定である。

（対象）

第2条 この協定の対象となる災害は、次の原因により生ずるものとする。

- （1） 暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、地震、土石流その他の異常な自然現象
- （2） その他甲乙間の協議により定めるもの

2 この協定の対象となる下水道設備は、次に掲げるものとする。

大谷川雨水ポンプ場（坂戸市大字紺屋地内）に設置された下水道機械・ポンプ・電気設備

（復旧工事等の要請）

第3条 甲は、乙に復旧工事等を要請しようとする場合には、電話等の通信手段により要請できるものとし、乙が同意した場合は、甲は、速やかに要請内容を書面で乙に通知するものとする。

2 乙は、前項による要請に同意したときは、必要な人員・機材等をもって要請された業務について速やかに着手するものとする。

（工事請負契約の締結）

第4条 乙が前条による要請通知の書類を受領したときは、甲は、速やかに復旧工事等指示書を通知し、後日、工事請負契約を締結するものとする。

（報告）

第5条 乙は、前条における復旧工事等が全部又は一部を完了したときは、甲に対し、速やかにその内容を報告するものとする。

（廃止）

第6条 甲又は乙においてこの協定を継続できない事情が生じたときは、甲乙協議の上、この協定を廃止することができる。

2 甲又は乙がこの協定の定めに従反した場合には、甲又は乙は、違反した相手方への書面による通告をもって、この協定を廃止することができる。

(協定の有効期限)

第7条 本協定の有効期限は、本協定締結の日から令和3年3月31日までとする。但し、期間満了の30日前までに甲又は乙の一方から本協定を終了させる意思表示をしないときは、期間満了の日の翌日から起算して1年間本協定を更新するものとし、以降もまた同様とする。

(その他)

第8条 本協定におけるフローチャートは別紙1のとおりとし、その他本協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

本協定を証するため、本書4通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和3年1月27日

【資料2-13-5】

災害時における下水道設備の復旧支援協力に関する協定書

坂戸、鶴ヶ島下水道組合（以下「甲」という。）と株式会社クボタ（以下「乙」という。）及びクボタ機工株式会社（以下「丙」という。）とは、災害発生時における下水道設備復旧のための被災調査、復旧計画策定、応急及び復旧工事（以下「復旧工事等」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、乙及び丙が行う災害支援に関して基本的な事項を定め、災害等により被災した甲の下水道設備の機能を早期復旧することを目的とする。

2 この協定は、下水道法（昭和33年法律第79号）第15条の2に規定する災害時維持修繕協定である。

（対象）

第2条 この協定の対象となる災害は、次の原因により生ずるものとする。

- （1） 暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、地震、土石流その他の異常な自然現象
- （2） その他甲、乙及び丙の協議により定めるもの

2 この協定の対象となる下水道設備は、次に掲げるものとする。

坂戸樋管排水機場（坂戸市伊豆の山町）に設置されたポンプ設備（乙及び丙が担当）並びに電気設備（丙が担当）

（復旧工事等の要請）

第3条 甲は、乙及び丙に復旧工事等を要請しようとする場合には、電話等の通信手段により要請できるものとし、乙及び丙が同意した場合は、甲は、速やかに要請内容を書面で乙及び丙に通知するものとする。

2 乙及び丙は、前項による要請に同意したときは、必要な人員・機材等をもって要請された業務について速やかに着手するものとする。

（工事請負契約の締結）

第4条 乙及び丙が前条による要請通知の書類を受領したときは、甲は、速やかに復旧工事等指示書を通知し、後日、工事請負契約を締結するものとする。

（報告）

第5条 乙及び丙は、前条における復旧工事等が全部又は一部を完了したときは、甲に対し、速やかにその内容を報告するものとする。

(廃止)

第6条 甲又は乙及び丙においてこの協定を継続できない事情が生じたときは、甲乙及び丙協議の上、この協定を廃止することができる。

2 甲、乙又は丙がこの協定の定め違反した場合には、甲、乙又は丙は、違反した相手方への書面による通告をもって、この協定を廃止することができる。

(協定の有効期限)

第7条 本協定の有効期限は、本協定締結の日から令和4年3月31日までとする。但し、期間満了の30日前までに甲、乙又は丙の一方から本協定を終了させる意思表示をしないときは、期間満了の日の翌日から起算して1年間本協定を更新するものとし、以降もまた同様とする。

(その他)

第8条 本協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、甲、乙及び丙協議して定めるものとする。

本協定を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和3年7月15日

(14) その他災害時応援協定

【資料2-14-1】

災害時における坂戸市指定金融機関の事務取扱に関する協定書

坂戸市（以下「甲」という。）と株式会社埼玉りそな銀行（以下「乙」という。）とは、「坂戸市指定金融機関としての公金の収納・支払及び預金取扱いに関する契約書」第19条に基づき、大規模災害が発生し、または発生する恐れがあるとして、坂戸市災害対策本部を設置した場合における公金の取り扱いを円滑に実施するため、次のとおり協定する。

（緊急連絡体制）

第1条 甲乙両者は、各々その内部で緊急連絡網を整備し、連絡を取り合える体制を構築の上、災害発生時には被害及び復旧の状況について随時情報を交換する。緊急連絡網は本件協定書に合わせ保管するものとし、連絡体制に変更が生じた場合は、緊急連絡網を変更し直ちに相互に連絡するものとする。

（要請への協力）

第2条 乙は、次の各号に掲げる事項について、甲から要請があったときは、速やかに協議し、可能な範囲で協力するものとする。なお、乙の職員の安全が十分に確保されていること、交通機関、外部機関等の状況に鑑みて対応するものとする。

- (1) 甲の緊急の支払に必要な現金の手当
- (2) その他甲からの必要に応じての要請

（協議）

第3条 甲乙両者は、交通事情、コンピュータシステム等の障害又は外部機関の休止等やむを得ない事由により、公金の取扱いに支障が生じる場合は、相互に協議の上、対応策を決めるものとする。

（協定の有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結日から令和8年3月31日までとする。ただし、期間満了前30日までに当事者の一方からこの協定を終了させる意思表示をしないときは、この協定を更新したものとみなし、更に1年間存続するものとする。以後においても同様とする。

（その他）

第5条 第3条の実施に関し必要な事項、その他この協定に定めのない事項は、甲乙協議の上、定めるものとする。

本協定の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 年 月 日

(15) 埼玉県・消防等の応急対策

【資料2-15-1】

災害時における帰宅困難者支援に関する協定書

首都圏を構成する埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市及び相模原市（以下「甲」という。）と以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震等による災害が発生し、交通が途絶した場合において、駅、事業所、学校等に滞留する大量の通勤者、通学者、観光客等のうち、容易に帰宅することができない者（以下「帰宅困難者」という。）の支援を行うため、必要な事項を定める。

（支援の内容）

第2条 甲の各都県市は、災害発生時に乙に対し、次の事項について支援を要請することができる。

- （1） 乙の店舗において、帰宅困難者に対し、水道水及びトイレを提供すること。
- （2） 乙の店舗において、帰宅困難者に対し、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路、近隣の避難場所に関する情報等を提供すること。

（支援の実施）

第3条 乙は、前条の規定により、甲から支援の要請を受けたときは、その緊急性にかんがみ、可能な範囲において、帰宅困難者に対し支援を実施する。この場合、支援を実施する店舗は、支援を要請した都県市の区域内にあって、本協定に賛同する店舗とする。なお、甲の各都県市から乙に対し通信の途絶等により要請を行うことができないときは、乙は、甲の各都県市の要請を待たず支援を実施することができる。

（災害時帰宅支援ステーション・ステッカーの掲出）

第4条 本協定に賛同した店舗について、「災害時帰宅支援ステーション」と呼称し、甲、乙協力して、防災に対する意識啓発のため広く住民への周知を図る。

2 乙は、甲が提供する「災害時帰宅支援ステーション」ステッカーを店舗の入り口等、利用者の見やすい位置に掲出する。なお、ステッカーの更新方法等については、別途協議する。

（経費の負担）

第5条 第3条に規定する支援の実施に要した経費は、当該支援を実施した者が負担するものとする。

（情報の交換）

第6条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平常時においても必要に応じて、情報の交換を行う。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定する。

(適用)

第8条 この協定は、平成 年 月 日から適用する。

2 この協定の締結を証するため、本書10通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各1通を保有する。

締結年月日	締結先一覧
H17. 8. 31	(株) am/pmジャパン
	(株) サークルKサンクス
	(株) スリーエフ
	(株) セブン-イレブン・ジャパン
	(株) デイリーヤマザキ
	(株) ファミリーマート
	ミニストップ (株)
	(株) 吉野家ディー・アンド・シー
	(株) ローソン
H17. 9. 22	国分グローサーズチェーン (株)
	(株) ココストア
	(株) ポプラ
	山田食品産業 (株)
H20. 6. 11	(株) モスフードサービス
H21. 8. 27	(株) 九九プラス
H22. 8. 20	(株) 壺番屋
H25. 3. 11	(株) ダスキン

【資料2-15-2】

埼玉県下消防相互応援協定書

第1章 総則

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、埼玉県下の市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町村等」という。）相互の消防力を活用して、災害による被害を最小限に防止するための消防相互応援について必要な事項を定めることを目的とする。

(協定区域)

第2条 この協定区域は、前条の市町村等の区域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において、災害とは、消防組織法第1条に規定する災害で、応援活動を必要とするものを言う。

(報告及び連絡調整)

第4条 前条に規定する災害が発生したとき、災害が発生した市町村等（以下「発災市町村等」という。）の長は、県に対し、災害の状況等について報告し、この協定による応援に関して必要な指導及び連絡調整を求めるものとする。

第2章 相互応援

(応援要請)

第5条 この協定に基づく応援要請は、発災市町村等の長が次のいずれかに該当する場合に、協定している他の市町村等（以下「応援市町村等」という。）の長に行うものとする。

- (1) その災害が協定市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) 発災市町村等の消防力によっては防ぎよが著しく困難と認める場合
- (3) その災害を防除するため、協定市町村等の消防機関（以下「協定機関」という。）が保有する特殊の車両等及び資機材を必要と認める場合

2 前条に規定する県に対する報告及び前項に規定する応援要請は、電話等により、次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生場所及び被害の状況
- (3) 要請する人員、車両等の種別、資機材の数量、集結場所及び活動内容
- (4) その他必要な事項

(応援隊等の派遣)

第6条 応援市町村等の長が前条の規定により応援要請を受けたときは、特別の理由がない場合のほか応援するものとする。

2 前項の規定による要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに発災市町村等の長に通報するものとする。

(消防用資機材等の調達手配)

第7条 応援市町村等の長は、発災市町村等の長から消防用資機材等の調達及び輸送について依頼を受けた場合は、速やかに手配するとともに、その結果を発災市町村等の長に通報するものとする。

(応援隊の指揮)

第8条 応援隊の指揮は、発災市町村等の消防長が応援隊の長を通じて行うものとする。ただし、緊急の場合は直接隊員に行うことができる。

(報告)

第9条 応援隊の長は、応援活動の結果を速やかに、発災市町村等の長に報告するものとする。

(災害概要の通報)

第10条 発災市町村等の長は、速やかに災害の概要を応援市町村等の長に通報するものとする。

第3章 連絡会議

(連絡会議)

第11条 協定事務の円滑な推進を図るため、必要のつど、協定機関間において連絡会議を開くものとする。

(協議連絡事項)

第12条 連絡会議は次の各号について行うものとする。

- (1) 消防相互応援に関すること。
- (2) 協定機関の消防現勢、消防事象、特殊災害等の資料の交換に関すること。
- (3) 協定市町村等間の消防演習に関すること。
- (4) 警防技術に関すること。
- (5) 消防用資機材の開発、研究資料の交換に関すること。
- (6) その他必要な事項。

第4章 経費負担

(経費負担)

第13条 この協定を実施するため必要な経費は、次の区分により負担するものとする。

- (1) この協定に基づく応援に要する経費のうち人件費、消費燃料費等の経常的経費、公務災害補償費及び事故により生じた経費は応援側の負担とし、これ以外の経費は、は、発災市町村等の負担とする。
- (2) 第7条に基づく経費は、発災市町村等の負担とする。

ただし、応援市町村等の消防職員又は消防団員をして行う輸送及び連絡等に要する経費は、応援市町村等の負担とする。

第5章 雑則

(実施細部)

第14条 この協定に特別の定めがあるものを除くほか、この協定の実施について必要な事項は、協定機関の消防長（消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合を構成する市町村で消防団事務を行っている市町村にあっては消防団長）が協議して定めるものとする。

(協議)

第15条 この協定の実施について疑義を生じたときは、そのつど当事者間において協議し、決定するものとする。

(協定書の保管)

第16条 この協定を証するため、協定市町村等の長は記名押印の上、各1通を保管する。

附 則

- 1 この協定は、平成19年7月1日から効力を生ずる。
- 2 埼玉県下消防相互応援協定書（昭和60年4月1日締結）は廃止する。

【資料2-15-3】

関越自動車道・首都圏中央連絡自動車道における消防相互応援協定書

第1条 関越自動車道及び首都圏中央連絡自動車道（以下「圏央道」という。）における消防相互応援は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条及び関越自動車道埼玉県消防連絡協議会（以下「協議会」という。）規約第1条を基本とし、この協定の定めるところによる。

第2条 この協定は、火災又は救急救助事故等の災害発生の際、協議会会員消防（局）本部の消防力を活用して、災害による被害を最小限度に防止することを目的とする。

第3条 消防業務分担区域は次のとおりとする。

（1） 関越自動車道の新座料金所から藤岡インター間における、協議会会員消防（局）本部の消防業務分担区域（以下「分担区域」という。）は、別表1-1のとおりとする。

（2） 圏央道の青梅インターから桶川北本インター間における、協議会会員消防（局）本部の分担区域は、別表1-2のとおりとする。

第4条 消防相互応援の方法は、次のとおりとする。

（1） 救急救助出場

ア 担当する分担区域（以下「担当分担区域」という。）に発生した救急救助事故を受報又は覚知した場合は、担当分担区域に出場するものとする。

イ 分担区域を担当する消防（局）本部の消防（局）長の要請があった場合は、応援側の業務に支障がないと認める範囲内において救急隊又は救助隊若しくは消防隊が出場するものとする。

ウ 応援出場は、別表2-1、2の応援隊出場体制表を基準とし、事故の規模に応じて、他の消防（局）本部の応援を求めることができるものとする。

（2） 火災出場

担当分担区域に発生した火災を受報又は覚知した場合は、担当分担区域に出場するものとし、応援を要請する場合は前号イ及びウに準じるものとする。ただし、火災原因調査については管轄消防（局）本部が行うため、分担区域を担当する消防（局）本部は管轄消防（局）本部に出場を要請するものとする。

（3） 特別応援

分担区域において、大規模な火災又は交通事故等が発生し応援を必要とする場合は、前2号にかかわらず分担区域を担当する消防（局）本部の消防（局）長の要請又は応援側の状況判断により応援するものとする。この場合における応援隊等については、その都度応援側において決定するものとする。

第5条 応援出場隊は、すべて現場の分担区域を担当する消防（局）本部の最高指揮者（以下「最高指揮者」という。）の指揮に従うものとする。

第6条 応援出場隊の長は、消防活動について速やかに最高指揮者に報告するものとする。

第7条 消防相互応援を求める場合の連絡先は、別表3のとおりとする。

第8条 応援に要する経費は、法令その他に別段の定めがある場合のほか、次により負担するものとする。

- (1) 応援のために要した経常経費は、応援側の負担とする。ただし消防用資機材等で分担区域を担当する消防（局）本部の要請により調達し、又は立て替えしたものについては、分担区域を担当する消防（局）本部が現物により又はその経費を負担する。
 - (2) 応援側の消防隊等が長時間にわたり活動し、燃料、消防用資機材等の補給、給食等を必要とする場合は、分担区域を担当する消防（局）本部が現物により又はその経費を負担するものとする。
 - (3) 応援側の消防隊員等が応援業務により負傷し、疾病にかかり、死亡又は廃疾となった場合における消防賞じゅつ金の授与又は災害補償は、応援側の負担とする。
 - (4) 応援側の消防職員等が応援業務遂行中第三者に損害を与えた場合は、被応援側がその賠償の責めに任ずる。ただし、当該消防職員等に重大なる過失があった場合又は災害地への出場若しくは帰路途上において発生したものについてはこの限りでない。
- 2 前項に定める経費の負担について特に必要がある場合は、その都度当事者間で協議のうえ決定するものとする。
- 第9条 この協定に定めのない事項で必要があるときは、その都度協議の上決定し、相互の円滑なる運用を図るものとする。

附 則

この協定は平成18年1月1日から施行する。

附 則

この協定は平成19年2月1日から施行する。

(協定の一部改正)

附 則

この協定は平成21年4月1日から施行する。

(協定の一部改正)

附 則

この協定は平成22年6月1日から施行する。

(協定の一部改正)

附 則

この協定は平成25年4月1日から施行する。

(協定の一部改正)

【資料2-15-4】

緊急通行車両等の確認事務処理要領

(埼玉県地域防災計画資料編抜粋)

(目的)

第1条 この要領は、災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第33条、大規模地震対策特別措置法施行令（昭和53年政令第385号）第12条及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号）第39条の規定に基づき、知事が行う緊急通行車両及び緊急輸送車両（以下「緊急通行車両等」という。）の確認事務の処理について、必要な事項を定めることを目的とする。

(緊急通行車両等の要件)

第2条 災害応急対策のため、緊急通行車両として確認する車両は、次の各号（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第50条第1項の各号）の一に該当する事項の業務に従事する車両とする。

- (1) 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
- (2) 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- (3) 被災者の救難、救助その他の保護に関する事項
- (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- (5) 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- (6) 廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生に関する事項
- (7) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- (8) 緊急輸送の確保に関する事項
- (9) 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項

2 地震防災応急対策のため、緊急輸送車両として確認する車両は、次の各号（大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第21条第1項の各号）の一に該当する事項の業務に従事する車両とする。

- (1) 地震予知情報の伝達及び避難の勧告又は指示に関する事項
- (2) 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- (3) 応急の救護を要すると認められる者の救護その他の保護に関する事項
- (4) 施設及び設備の整備及び点検に関する事項
- (5) 犯罪の予防、交通の規制その他当該大規模な地震により地震災害を受けるおそれのある地域における社会秩序の維持に関する事項
- (6) 緊急輸送の確保に関する事項
- (7) 地震災害が発生した場合における食糧、医薬品その他の物資の確保、清掃、防疫その他の保健衛生に関する措置その他応急措置を実施するため必要な体制の整備に関する事項
- (8) 前各号に掲げるもののほか、地震災害の発生の防止又は軽減を図るための措置に関する事項

3 国民の保護のための措置のため、緊急通行車両として確認する車両は、次の各号（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年政令第112号）第2条第3項の各号）の一に該当する事項の業務に従事する車両とする。

- (1) 警報の発令、避難の指示、避難住民等の救援、消防等に関する措置
- (2) 施設及び設備の応急の復旧に関する措置
- (3) 保健衛生の確保及び社会秩序の維持に関する措置
- (4) 運送及び通信に関する措置
- (5) 国民の生活の安定に関する措置
- (6) 被害の復旧に関する措置

(確認機関)

第3条 県有の車両、雇上車両及び業務の委託並びに協定に伴い必要となる車両(以下「関係車両」という。)の確認については、危機管理防災部長が行う。

2 前項に規定するもの以外の車両の確認については、各警察署長が行う。

3 緊急やむを得ない場合等においては、前2項の規定にかかわらず、埼玉県災害対策本部要綱別表第3又は第22条に掲げる支部長又は第22条に掲げる現地災害対策本部長に充てられる者が確認を行うことができる。

(確認)

第4条 第2条の規定による確認は、車両の使用者(以下「使用者」という。)の申出により、その都度行うものとする。

2 前項の申請受理は、緊急通行車両確認申出書(様式第1)又は緊急輸送車両確認申出書(様式第8)によるものとする。

(事前届出)

第5条 第3条に規定する車両のうち、緊急通行車両等事前届出済証(様式第5の2)(以下「届出済証」という。)の交付を受けている使用者から第4条の申出を受けた場合には、届出済証の提示を求めて内容を確認するものとする。

(標章及び証明書の交付)

第6条 各確認機関は、第4条の確認を行ったときは、当該使用者に対し、災害対策基本法施行規則(昭和37年総理府令第52号)第6条の2及び大規模地震対策特別措置法施行規則(昭和54年総理府令第38号)第6条の2の規定による緊急通行車両等の標章(様式第2)及び緊急通行車両確認証明書(様式第3)又は緊急輸送車両確認証明書(様式第9)(以下「標章等」という。)を交付するものとする。

2 標章等の有効期限は公布の日から起算して5年後の日とする。

(標章等の記載事項変更)

第7条 標章等の交付を受けた者から標章等の記載事項に変更が生じた旨の申出があったときは、交付した標章等とともに、緊急通行車両確認標章・証明書記載事項変更申出書(様式第6)又は緊急通行車両確認標章・証明書記載事項変更届出書(様式第11)及び変更した事項を確認できる書類を提出させ、所要の手続きを経て申出書に変更後の標章等を交付するものとする。

(標章等の再交付)

第8条 標章等の交付を受けた者から標章等を亡失し、滅失し、汚損し又は破損した旨の申出があったときは、標章等とともに（現存する場合に限る。）緊急通行車両確認標章・証明書再交付申出書（様式第7）又は緊急輸送車両確認標章・証明書再交付申出書（様式第12）を提出させ、所要の手続きを経て申出者に標章等を交付するものとする。

なお、標章等の有効期限は、再交付前のものを引き継ぐこととする。

(使用者等に対する指導等)

第9条 使用者に標章等を交付する際には、次のことを教示するものとする。

- (1) 緊急交通路を通行する際は、交付した標章を車両のダッシュボード上等外部から見やすい位置に掲出すること
- (2) 標章等は、当該車両に備え付け、警察官等から提示を求められたときは、これを提示すること
- (3) 標章等を不正に使用しないこと
- (4) 次の各号の一に該当するときは、すみやかに当該標章等の返還をしなければならないこと
 - ア 緊急通行車両等として使用されるものでなくなったとき
 - イ 標章及び証明書の有効期限が到来したとき
 - ウ 標章及び証明書の再交付を受けた場合において、亡失した標章及び証明書を発見し、又は回復したとき
 - エ 緊急通行車両等が廃車になったとき

(標章等の整理)

第10条 各確認機関は、標章等の交付状況を明らかにするために、緊急通行車両確認証明書交付簿（様式第4）及び緊急輸送車両確認証明書交付簿（様式第10）を備え、その整理をしなければならない。

附 則

この要領は、昭和54年10月9日から施行する。

附 則

この要領は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年1月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年10月23日から施行する。

なお、様式第1、様式5については、当分の間、改定前の様式についても使用できるものとする。

附 則

この要領は、平成21年11月4日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年2月9日から施行する。

なお、様式5については、当分の間、改定前の様式についても使用できるものとする。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

なお、様式5については、当分の間、改定前の様式についても使用できるものとする。

附 則

この要領は、令和3年9月27日から施行する。

なお、様式5については、当分の間、改定前の様式についても使用できるものとする。

附 則

この要領は、令和6年1月4日から施行する。

なお、様式5については、当分の間、改定前の様式についても使用できるものとする。

令和 年 月 日		
埼玉県知事 様 緊急通行車両確認申出書 申出者 住所 氏名		
番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員または品名）	関係法令 <input type="checkbox"/> 災害応急対策用 <input type="checkbox"/> 国民保護措置用 <input type="checkbox"/> 警報の発令、伝達、避難勧告指示 <input type="checkbox"/> 消防、水防その他の応急措置 <input type="checkbox"/> 被災者の救難、救助、その他の保護 <input type="checkbox"/> 児童、生徒の応急教育 <input type="checkbox"/> 施設、設備の応急復旧、整備点検 <input type="checkbox"/> 清掃、防疫等保健衛生措置 <input type="checkbox"/> 犯罪の予防、交通規制、秩序維持 <input type="checkbox"/> 緊急輸送、通信確保の措置 <input type="checkbox"/> 食糧、医薬品その他の物資の確保 <input type="checkbox"/> 国民生活安定に関する措置 <input type="checkbox"/> 輸送人員、品名（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）	
活動地域		
車両の使用者	住所	() 局 番
	氏名又は名称	
緊急連絡先	住所	() 局 番
	氏名	
備考		

備考 用紙は、日本産業規格 A 4 とする。



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒字、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

様式第3

第 号		年 月 日	
<p>緊急通行車両等確認証明書</p>			
<p>埼 玉 県 知 事 印</p>			
番号標に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）			
使用者	住所	() 局 番	
	氏名		
通行日時			
通行経路	出発地	目的地	
備考			

様式第5の1

様式第5の2

<p style="text-align: center;">災害応急対策用 緊急通行車両等事前届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(あて先) 埼玉県知事</p> <p>申請者 機関等の所在地(住所)</p> <p>機関等の名称</p> <p>氏名</p> <p>電話 ()</p> <p style="text-align: center;">【担当係 担当者】</p>	<p style="text-align: right;">第 号</p> <p style="text-align: center;">緊急通行車両等事前届出済証</p> <p>左記のとおり事前届出を受けたことを証する。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">埼玉県知事 印</p>	
番号標に表示されている番号		<p>(注) 1 警戒宣言発令時又は大規模災害発生に伴う交通規制が実施された場合には、この届出済証を災害対策本部又は支部に提出して、所要の手続きを受けてください。なお、災害対策本部・支部での手続きが困難な場合は、最寄りの警察署や交通検問所等で手続き可能です。</p> <p>2 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、再度申請し再交付を受けてください。</p> <p>3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。</p> <p>(1)緊急通行車両等に該当しなくなったとき</p> <p>(2)緊急通行車両等が廃車となったとき</p> <p>(3)その他緊急通行車両等としての必要がなくなったとき</p>
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)	災害対策基本法第50条に規定する災害応急対策	
使用者	住所	
	氏名	
出発地		
(注) この届出書は、作成の上、危機管理防災部(災害対策課)に提出してください。		

■応急対策に関連する施設・設備の現況

【資料3-1】坂戸市防災会議委員

令和6年11月末時点

No	区 分	機 関 名
1	会長	坂戸市長
2	1号委員 (指定地方行政機関)	農林水産省関東農政局埼玉県拠点
3		川越労働基準監督署
4		国土交通省荒川上流河川事務所
5		川越比企地域振興センター
6	2号委員 (県の機関)	飯能県土整備事務所
7		川越農林振興センター
8		坂戸保健所
9		埼玉県西部福祉事務所
10		3号委員 (警察の機関)
11	4号委員 (市の機関)	坂戸市副市長
12		坂戸市総合政策部長
13		坂戸市総務部長
14		坂戸市市民部長
15		坂戸市こども健康部長
16		坂戸市福祉部長
17		坂戸市環境産業部長
18		坂戸市都市整備部長
19		坂戸市会計管理者
20		坂戸、鶴ヶ島水道企業団
21		坂戸、鶴ヶ島下水道組合
22		坂戸地区衛生組合
23		坂戸・鶴ヶ島消防組合
24		5号委員 (教育機関)
25	6号委員 (消防機関)	坂戸市消防団
26	7号委員 (指定公共機関及び 指定地方公共機関)	東京電力パワーグリッド株式会社川越支社
27		東武鉄道株式会社坂戸駅
28		坂戸ガス株式会社
29		日本郵便株式会社坂戸郵便局
30		東日本電信電話株式会社埼玉事業部
31		埼玉県トラック協会 株式会社新和運輸
32		一般社団法人坂戸鶴ヶ島医師会
33		8号委員 (自主防災組織)

【資料3-2】坂戸市水防協議会委員

令和6年11月末時点

No	区 分	機 関 名	備 考
1	会長	坂戸市長	
2	関係行政機関の職員	国土交通省 関東地方整備局 荒川上流河川事務所 越辺川出張所	
3		埼玉県 飯能県土整備事務所	
4		埼玉県警察 西入間警察署	
5		坂戸・鶴ヶ島消防組合	
6		坂戸、鶴ヶ島下水道組合	
7		水防に関係のある団体の 代表者	坂戸市水防団
8	坂戸市女性水防団		
9	坂戸市自主防災組織		※水害発生地区から代表して1名 (三芳野、勝呂、入西 等)
10	市の職員	坂戸市副市長	
11		坂戸市総務部長	
12		坂戸市都市整備部長	

【資料3-3】防災関係機関の連絡先

令和6年12月末時点

	名 称	住 所	電話番号※1
連携	埼玉県危機管理防災部災害対策課	さいたま市浦和区仲町3-5-8	048-830-8181
	西入間警察署	坂戸市関間2-4-17	284-0110
	坂戸・鶴ヶ島消防組合消防本部	坂戸市鎌倉町16-16	281-3119
	坂戸消防署	〃	281-3494
	〃 東分署	坂戸市中小坂469-3	284-0119
	〃 西分署	坂戸市西坂戸3-1-5	285-1119
	農林水産省関東農政局埼玉県拠点	さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館	048-740-5835
	川越労働基準監督署	川越市豊田本1-19-8	242-0892
	国土交通省関東地方整備局 荒川上流河川事務所	川越市新宿町3-12	246-6371
	川越比企地域振興センター	川越市新宿町1-17-17	244-1110
	飯能県土整備事務所	飯能市双柳75	042-973-2281
	川越農林振興センター	川越市新宿町1-17-17	242-1808
	坂戸保健所	坂戸市石井2327-1	283-7815
	西部福祉事務所	〃	283-6780
	西部教育事務所	川越市新宿町1-17-17	242-1805
日本郵便株式会社 坂戸郵便局	坂戸市千代田2-5-15	0570-943-435	
救護	(一社) 坂戸鶴ヶ島医師会	坂戸市石井2327-5	289-2388
	(一社) 坂戸鶴ヶ島市薬剤師会	鶴ヶ島市富士見1-8-20-102	286-3954
	(公社) 埼玉県柔道整復師会	さいたま市北区宮原町1-166-6	048-651-1211
	(一社) 埼玉県医師会	さいたま市浦和区仲町3-5-1	048-824-2611
	(一社) 埼玉県歯科医師会	さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-65	048-829-2323
	(公社) 埼玉県看護協会	さいたま市西区西大宮3-3	048-624-3300
	日本赤十字社埼玉県支部	さいたま市浦和区岸町3-17-1	048-789-7117
	坂戸中央病院	坂戸市南町30-8	283-0019
	関越病院	鶴ヶ島市脚折145-1	285-3161
	埼玉医科大学病院	毛呂山町毛呂本郷38	276-1111
	埼玉医科大学総合医療センター	川越市鴨田1981	228-3400
埼玉医科大学国際医療センター	日高市山根1397-1	042-984-4111	
交通	東武鉄道 坂戸駅	坂戸市日の出町1-1	281-0033
	〃 北坂戸駅	坂戸市末広町1	282-0033
	〃 若葉駅	坂戸市関間4-13	284-1133
	〃 西大家駅	坂戸市森戸623-7	286-5860
ライフライン	東日本電信電話株式会社埼玉事業部	川越市仲町8-3	228-8305
	東京電力パワーグリッド株式会社川越支社	川越市三久保町17-4	229-1810
	坂戸ガス株式会社	坂戸市末広町3-5	284-9000
	角栄ガス株式会社西坂戸営業所	坂戸市西坂戸4-23-1	285-1919
	(一社) 埼玉県LPガス協会坂戸支部	坂戸市鶴舞2-21-1	284-5022
	協同組合坂戸エルピーガス保安センター	毛呂山町川角2148	294-8660
	坂戸、鶴ヶ島水道企業団	坂戸市千代田1-1-16	283-1951
	坂戸、鶴ヶ島下水道組合	〃	283-2051

	名 称	住 所	電話番号※1
報 道	日本放送協会（NHK）さいたま放送局	さいたま市浦和区常盤6-1-21	048-833-2041
	株式会社テレビ埼玉	さいたま市浦和区常盤6-36-4	048-824-3131
	株式会社エフエムナックファイブ	さいたま市大宮区錦町682-2-11	048-650-0795
輸 送	（一社）埼玉県トラック協会川越支部	川越市脇田本町15-13	0493-53-6036
	新和運輸株式会社	坂戸市千代田1-1-10	283-5352
	日本通運株式会社埼玉支店	さいたま市中央区下落合1079-1	048-822-0202
	（一社）埼玉県バス協会	さいたま市浦和区高砂2-2-15	048-824-5539

※1 防災関係機関連絡先の市外局番が本市と同じ「049」の場合は、市外局番を省略した電話番号を記載している。

【資料3-4】地域防災拠点・避難場所・避難所・救護所・福祉避難所一覧表

1. 地域防災拠点・避難場所・避難所・救護所

令和6年11月末時点

No.	名 称	地域 防災 拠点	避難場所				避難所		医療 救護 拠点 ／ 救護 所	住 所	屋 内 面 積 (m^2)	屋 外 面 積 (m^2)
			洪水	土 砂 災 害	地震	大 規 模 な 火 事	洪水	地震				
1	三芳野地域交流センター	●	●	-	-	-	-	◎	横沼153-3	459	-	
2	三芳野小学校	-	●	-	●	●	●	-	横沼213-2	730	10,860	
3	上谷小学校	●	▲	-	●	●	-	●	東坂戸1-1	866	10,204	
4	勝呂地域交流センター	●	▲	-	-	-	-	●	石井1526	331	-	
5	勝呂小学校	-	△	-	●	●	△	●	石井1800	733	11,581	
6	住吉中学校	-	●	-	●	●	●	-	塚越114-1	1,553	17,701	
7	中央地域交流センター	●	●	-	-	-	-	●	千代田1-2-3	568	-	
8	坂戸中学校	-	●	-	●	●	●	-	千代田1-3-1	1,146	16,360	
9	坂戸市文化会館	●	▲	-	-	-	-	●	元町17-1	759	-	
10	坂戸小学校	-	▲	-	●	●	-	●	薬師町1650	850	13,962	
11	県立坂戸ろう学園	●	●	-	●	●	●	●	鎌倉町14-1	693	7,735	
12	片柳小学校	-	×	-	●	●	×	●	片柳501	866	10,087	
13	県立坂戸高等学校	-	×	-	●	●	×	●	上吉田586	2,104	23,788	
14	北坂戸地域交流センター	●	-	-	-	-	-	●	伊豆の山町17-54	509	-	
15	桜小学校	-	▲	-	●	●	-	●	泉町3-28-7	866	10,721	
16	桜中学校	-	▲	-	●	●	-	●	泉町3-25-8	961	15,060	
17	坂戸市文化施設オルモ	-	▲	-	-	-	-	-	芦山町1-2	-	-	
18	浅羽野地域交流センター	●	-	-	-	-	-	●	浅羽779-4	481	-	
19	浅羽野小学校	-	×	-	●	●	×	●	浅羽810	866	10,584	
20	浅羽野中学校	-	×	-	●	●	×	●	浅羽753-1	958	16,876	
21	千代田地域交流センター	●	●	-	-	-	-	●	千代田4-12-6	481	-	
22	千代田小学校	-	●	-	●	●	●	-	千代田2-17-5	866	10,168	
23	南小学校	-	●	-	●	●	●	-	千代田4-8-1	866	8,192	
24	千代田中学校	-	●	-	●	●	●	-	千代田4-3-1	958	16,105	
25	入西地域交流センター	●	▲	-	-	-	-	◎	新堀159-1	414	-	
26	入西小学校	-	●	-	●	●	●	-	新堀265	747	15,037	
27	健康増進施設	●	▲	-	-	-	-	●	につきさい花みず木1-3	910	-	
28	西清掃センター	-	▲	-	-	-	-	-	につきさい花みず木1-5	-	-	
29	大家地域交流センター	●	●	-	-	-	-	●	森戸445	405	-	

No.	名 称	地域 防災 拠点	避難場所				避難所		医療 救護 拠点 ／ 救護 所	住 所	屋 内 面 積 (m^2)	屋 外 面 積 (m^2)
			洪水	土 砂 災 害	地震	大 規 模 な 火 事	洪水	地震				
30	大家小学校	-	●	-	●	●	●	●	-	森戸449-1	733	12,646
31	若宮中学校	●	△	-	●	●	△	●	●	成願寺327-2	855	14,051
32	城山地域交流センター	●	●	●	-	-	●	△	●	西坂戸5-34-1	495	-
33	城山学園	●	△	●	●	●	△	●	●	多和目788	894	14,541
34	市民健康センター	-	-	-	-	-	-	-	◎	石井2327-3	525	-

※屋内面積は、体育館又は講堂の面積とする。

記号凡例

- : 使用できる施設
- : 対象外
- × : 使用できない施設
- ▲ : 2階以上を使用する施設（一時的な避難所）
- △ : 施設内の一部のみ使用できる施設
- ◎ : 医療救護拠点

2. 福祉避難所

令和6年11月末時点

No.	名称	住所	電話番号	施設の種類
1	県立坂戸高等学校	上吉田586	281-3535	学校施設
2	特別養護老人ホーム シャローム・ガーデン坂戸	新堀1-1	282-4590	介護老人福祉施設
3	特別養護老人ホーム 坂戸サークルホーム	石井1684	283-7851	介護老人福祉施設
4	特別養護老人ホーム さかどロイヤルの園	森戸739-1	279-1400	介護老人福祉施設
5	特別養護老人ホーム 小沼サークルホーム	小沼490-1	284-3751	介護老人福祉施設
6	特別養護老人ホーム 好日の家	浅羽1130-1	298-3633	介護老人福祉施設
7	介護老人保健施設 はつらつ	本町2-13	283-0021	介護老人保健施設
8	介護老人保健施設 やまぶきの郷	多和目330	287-1155	介護老人保健施設
9	介護老人保健施設 すみよし	塚越769	288-3800	介護老人保健施設
10	社会福祉法人十善会 さかど療護園	中小坂80-2	289-0050	障害者支援施設

※No.1の施設は指定福祉避難所

※No.2～10の施設は要配慮者関連の福祉施設（入所施設）

【資料3-5】指定緊急避難場所・一時避難場所一覧表(公園・緑地)

1. 指定緊急避難場所

令和6年11月末時点

【近隣公園・運動公園】 6施設 119,578㎡				
No.	公園名	所在地	面積 (㎡)	収容可能 人員(人)
1	芦山公園	芦山町11	20,195	2,019
2	溝端公園	溝端町6	23,611	2,361
3	稻荷久保公園	千代田4-2-2	12,030	1,203
4	千代田公園	千代田5-2	28,866	2,866
5	入西公園	にっさい花みず木4-17	20,000	2,000
6	西坂戸運動公園	西坂戸4-16	14,876	1,497
合 計		6施設	119,578	

2. 一時避難場所

令和6年11月末時点

【街区公園】 41施設 99,598㎡				
No.	公園名	所在地	面積 (㎡)	収容可能 人員(人)
1	みどり町公園	緑町10	3,473	347
2	雲ヶ谷公園	南町19	5,222	522
3	上山田公園	南町32	1,463	146
4	西の谷公園	芦山町24	2,495	249
5	薬師公園	薬師町7	2,499	249
6	天堂公園	溝端町15	2,499	249
7	栗の木公園	伊豆の山町13	2,697	269
8	末広公園	末広町10-3	3,330	333
9	伊豆の山公園	伊豆の山町23-1	2,830	283
10	西込道公園	中富町66-2	1,577	157
11	東込道公園	中富町45-1	3,385	338
12	宮脇公園	花影町22	3,020	302
13	幡戸公園	三光町54	2,302	230
14	宮裏公園	浅羽野1-7	1,500	150
15	土屋公園	浅羽野2-2-1	3,079	307
16	橋場公園	浅羽野3-7	1,000	100
17	柳町北公園	柳町133-69	535	53
18	柳町南公園	柳町82-42の一部	1,703	170
19	清水町公園	清水町1236-1	5,256	525
20	3丁目公園	西坂戸3-1248-57	5,144	514
21	2丁目白砂公園	西坂戸2-1540-129	1,346	134
22	4丁目公園	西坂戸4-1162-2外	2,109	210

No.	公園名	所在地	面積 (㎡)	収容可能 人員 (人)
23	4丁目小公園	西坂戸4-1288-67	1,322	132
24	あひる公園	鶴舞4-385-2	993	99
25	かえる公園	鶴舞2-625-11	534	53
26	中道公園	千代田3-16	2,522	252
27	願成公園	泉町3-13	2,303	230
28	天神前公園	元町72	2,572	257
29	仲町公園	仲町17-3	2,195	219
30	内出公園	泉町19-8	1,420	142
31	菖蒲沢公園	西坂戸5-30-6外	1,808	180
32	愛宕下公園	西坂戸5-43-1	1,160	116
33	大安公園	泉町35	3,088	308
34	扇田公園	泉町3-47	2,592	259
35	論所公園	伊豆の山町53	2,021	202
36	てんぐ山公園	にっさい花みず木6-14	2,650	265
37	足跡公園	にっさい花みず木5-28	2,500	250
38	子ぎつね公園	にっさい花みず木5-11	3,295	329
39	でえろ公園	にっさい花みず木3-24	3,159	315
40	恩がえし公園	にっさい花みず木3-17	2,000	200
41	かっぱ淵公園	にっさい花みず木2-17	3,000	300
合 計		41施設	99,598	

令和6年11月末時点

【都市緑地】 8施設 36,738㎡				
No.	公園名	所在地	面積 (㎡)	収容可能 人員 (人)
1	駅南緑地1号	南町30-10	937	93
2	駅南緑地2号	南町24-6	409	40
3	西坂戸1号緑地	西坂戸1-1227-26外	4,465	445
	(三角公園)	西坂戸1-1227-26	(537)	(53)
	(一丁目公園)	西坂戸1-1205-71外	(3,301)	(330)
	(競技公園)	西坂戸1-1216-6	(627)	(62)
4	西坂戸2号緑地	西坂戸5-1161-3外	909	90
	(5丁目白砂公園)	西坂戸5-1161-3外	(709)	(70)
	(その他)	西坂戸4-1162-72外	(200)	(20)
5	鶴舞緑地	鶴舞1-668-2外	8,119	810
	(城跡公園)	鶴舞1-668-2	(2,351)	(235)
	(タイヤ公園)	鶴舞1-682-1外	(4,842)	(484)
	(クジラ公園)	鶴舞1-1618-5外	(539)	(53)
	(入口公園)	鶴舞1-1617-11	(387)	(38)
6	戸口かすみ公園	西インター1-101	4,325	-
7	高麗川コミュニティパーク	西インター1-115外	15,040	-

No.	公園名	所在地	面積 (㎡)	収容可能 人員 (人)
8	葛川緑地公園	西インター2-100	2,534	-
合 計		8 施設	36,738	

令和6年11月末時点

【緩衝緑地】 1 施設 7,183㎡				
No.	公園名	所在地	面積 (㎡)	収容可能 人員 (人)
1	富士見緑地	千代田4-15外2筆	7,183	718
合 計		1 施設	7,183	

令和6年11月末時点

【その他の街区公園】 31施設 33,436.28㎡				
No.	公園名	所在地	面積 (㎡)	収容可能 人員 (人)
1	鎌倉町公園	鎌倉町1362-8	261	26
2	ひえおか公園	千代田2-56-75	298	29
3	谷頭公園	石井2874-95	570	57
4	萩原公園	薬師町2322-4	842	84
5	塚之腰公園	千代田1-108-112外2筆	443	44
6	馬塚西公園	千代田2-1-77	260	26
7	馬塚東公園	千代田2-1-216	517	51
8	鶴舞三丁目公園	鶴舞3-1634-9	99	9
9	鶴ヶ岡公園	関間3-158-22	272	27
10	花影町公園	花影町363-34	148	14
11	樋管公園	泉町3-46	99	9
12	中富町公園	中富町54-4	910	91
13	関間公園	関間3-163-12	277	27
14	八幡公園	八幡2-771-9	157	15
15	ちよだピッコロ公園	千代田2-100-70	271	27
16	関間三丁目小公園	関間3-165-1	120	12
17	大川平三郎翁記念公園	横沼333-1外11筆	5,010	501
18	フラワーフィル公園	柳町2341-18	729	72
19	森戸上川原公園	森戸1071-41	1,260	126
20	石井区画公園2号 (元宿あおぞら公園)	石井2284-7	2,300	230
21	関間あじさい公園	関間3-157-18	298	29
22	日の出町公園	日の出町27	1,000	100
23	北坂戸かけはし公園	末広町20-23,25	478	47
24	石井区画公園4号 (かきのき公園)	石井2411-3地先	2,300	230
25	清水町古墳公園	清水町1350-6	315	31
26	清水町小公園(仮)	清水町1361-4	120	12

No.	公園名	所在地	面積 (㎡)	収容可能 人員 (人)
27	日吉塚公園	日の出町32	750	75
28	石井区画公園 6 号	石井土地区画整理地内95街区	1,400	140
29	石井区画公園 1 号	石井土地区画整理地内10街区	10,100	1,010
30	石井区画公園 7 号	石井土地区画整理地内93街区	1,700	170
31	関間三丁目公園	関間3-165-45	132.28	13
合 計		31施設	33,436.28	

令和6年11月末時点

【その他の緑地】 39施設 72,564㎡				
No.	公園名	所在地	面積 (㎡)	収容可能 人員 (人)
1	高麗川右岸環境側帯	泉町3-124-6外	25,948	2,594
2	戸口新田環境側帯	戸口804-1地先	9,748	790
3	赤尾桜堤公園	赤尾字論解2418番3の一部外	3,507	350
4	北浅羽桜堤公園	北浅羽字川久保350番外	26,464	2,646
5	小山熊野緑地	小山186-11外 1 筆	40	4
6	塚越御門緑地	塚越237-17外 2 筆	186	18
7	横沼登戸緑地	横沼731-46外 1 筆	521	52
8	中小坂金山緑地	中小坂502-11	157	15
9	浅羽宿表緑地	浅羽1193-5	265	26
10	塚越宿東緑地	塚越1075-5外 1 筆	126	12
11	青木林際緑地	青木668-16	151	15
12	石井上宿緑地	石井1749-20	220	22
13	善能寺槻緑地	善能寺4-4	278	27
14	塚越蔵ヶ谷戸緑地	塚越371-1	174	17
15	塚越御イセ原緑地	塚越76-3	148	14
16	北大塚シドメ田緑地	北大塚159-1	130	13
17	塚越馬場緑地	塚越694-4	117	11
18	青木清進場緑地	青木132-6外 1 筆	136	13
19	北大塚沼端緑地	北大塚623-10	144	14
20	北大塚シドメ田 2 号緑地	北大塚183-4	145	14
21	塚越道場緑地	塚越843-13外 2 筆	574	57
22	石井柵緑地	石井2550-53	78	7
23	善能寺北野緑地	善能寺43-10	169	16
24	塚越渡戸緑地	塚越482-5	125	12
25	関間 3 丁目緑地	関間3-169-116	126	12
26	北大塚シドメ田 3 号緑地	北大塚179-4	171	17
27	赤尾高川原緑地	赤尾1373-4外 2 筆	123	12
28	北大塚柳原緑地	北大塚665-4	100	10
29	塚越蔵ヶ谷戸 2 号緑地	塚越321-13外 2 筆	243	24
30	塚越道場 2 号緑地	塚越844-2外 2 筆	140	14
31	塚越谷治川緑地	塚越803-5	188	18

No.	公園名	所在地	面積 (㎡)	収容可能 人員 (人)
32	北峰前田緑地	北峰254-17	195	19
33	紺屋景台緑地	紺屋196-7外	299	29
34	青木林際2号緑地	青木661-4	252	25
35	厚川東妻緑地	厚川196-1	113	11
36	石井宿山緑地	石井2472-8	300	30
37	石井上元宿緑地	石井2205-4	208	20
38	塚越渡戸2号緑地	塚越448-17	314	31
39	堀込番匠ヶ谷戸緑地	堀込36-8	241	24
合 計		39施設	72,564	

令和6年11月末時点

【運動公園】 6施設 175,450㎡				
No.	公園名	所在地	面積 (㎡)	収容可能 人員 (人)
1	坂戸市民総合運動公園	石井1550外	101,899	10,189
2	萱方運動公園	萱方字上殿261-67地先	9,511	951
3	厚川鶴舞運動公園	厚川鶴舞619-5地先	9,565	956
4	東和田運動公園	東和田地内	28,972	2,897
5	北入西運動公園	沢木外	17,065	1,706
6	高麗川ふるさと広場	粟生田57番地先	8,438	831
合 計		6施設	175,450	

令和6年11月末時点

【その他公園】 5施設 4,021㎡				
No.	公園名	所在地	面積 (㎡)	収容可能 人員 (人)
1	北坂戸緑地	薬師町21-4	331	33
2	八幡緑地	八幡2-787-5	40	4
3	坂戸駅北口ポケットパーク	日の出町	259	25
4	大谷川雨水ポンプ場公園	紺屋1668-1	3,200	320
5	金内橋ポケットパーク	坂戸1534-2外2	191	19
合 計		5施設	4,021	

令和6年11月末時点

【レクリエーション施設】 45施設 97,610.72㎡				
No.	施設名	所在地	面積 (㎡)	収容可能 人員 (人)
1	紺屋宮西レクリエーション施設	紺屋342-1	1,728	172
2	中小坂前窪レクリエーション施設	中小坂763-1	2,261	226
3	横沼レクリエーション施設	横沼170-1外1筆	1,695	169
4	小沼レクリエーション施設	小沼488-1	899	89
5	青木レクリエーション施設	青木484外5筆	1,334	133

No.	施設名	所在地	面積 (㎡)	収容可能 人員 (人)
6	東坂戸レクリエーション施設	中小坂181-1外1筆	1,209	120
7	横沼駒方レクリエーション施設	横沼54-2	1,835	183
8	石井上宿レクリエーション施設	石井1767-1外1筆	1,732.56	173
9	石井下宿レクリエーション施設	石井1903-5外1筆	923	92
10	島田レクリエーション施設	島田421-1外1筆	1,243	124
11	赤尾レクリエーション施設	赤尾1910-3	3,043	304
12	赤尾高川原レクリエーション施設	赤尾1378-1外3筆	2,048	204
13	塚越入谷レクリエーション施設	塚越585-1	1,062	106
14	塚越馬場レクリエーション施設	塚越698-1	1,258	125
15	戸宮レクリエーション施設	戸宮478-3外1筆	1,108.07	110
16	石井稲荷前レクリエーション施設	石井区画整理44-2	1,134	113
17	三光町あさひ広場	三光町1094-6	725.76	72
18	関間レク憩いの広場	関間1丁目	629	62
19	永源寺レクリエーション施設	仲町1024-1外1筆	15,445	1,544
20	三光町レクリエーション施設	三光寺291-1外1筆	3,444.39	344
21	末広町レクリエーション施設	末広町14-22	312	31
22	片柳休台寺レクリエーション施設	片柳2344-1	1,193	119
23	片柳休台寺西レクリエーション施設	大字坂戸1517外2筆	2,111	211
24	第一住宅レクリエーション施設	八幡1-149-36外2筆	984	98
25	関越高架下レクリエーション施設	花影町352-1他	2,033	203
26	坂戸4区の2レクリエーション施設	山田町1048外1筆	833	83
27	関間レクリエーション施設	関間四丁目 区画整理 無地番	2,750	275
28	新堀レクリエーション施設	新堀156-1	2,361.09	236
29	戸口レクリエーション施設	戸口729-1先	2,451	245
30	小山レクリエーション施設	小山76-1	3,169	316
31	小山南レクリエーション施設	小山40-1外1筆	4,155	415
32	善能寺レクリエーション施設	善能寺316-3	1,279	127
33	北浅羽レクリエーション施設	北浅羽168-1	986	98
34	堀込レクリエーション施設	堀込59-1	1,210	121
35	塚崎レクリエーション施設	塚崎675	1,523	152
36	北大塚レクリエーション施設	北大塚240-1外14筆	7,974	797
37	中里レクリエーション施設	中里283-2	612	61
38	森戸レクリエーション施設	森戸13外2筆	1,107.17	110
39	森戸市場レクリエーション施設	森戸1388-1外2筆	1,837	183
40	四日市場レクリエーション施設	四日市場475-1外1筆	6,198	619
41	厚川レクリエーション施設	厚川40-1	1,207	120
42	欠ノ上レクリエーション施設	欠ノ上63外1筆	1,160.68	116
43	多和目レクリエーション施設	多和目94-1他	2,202	220
44	成願寺レクリエーション施設	成願寺253-1	2,078	207

No.	施設名	所在地	面積 (㎡)	収容可能 人員 (人)
45	厚川川向レクリエーション施設	欠ノ上407-1	1,128	112
合 計		45施設	97,610.72	

【資料3-6】 通信施設の現況

令和6年11月末時点

機 関 名	加入電話	無 線
市 役 所	51	
消 防 本 部	6	32
東 分 署	1	7
西 分 署	1	7
鶴ヶ島消防署	1	17
計	59	63

【資料3-7】 防災行政無線の現況

令和6年11月末時点

種 別	局 種 別 等	数 量	設 置 場 所
固 定 系	親 局	1局	【親局】 市役所放送室 ----- 【遠隔制御装置】 3台 防災安全課 消防本部警防課 放送室（予備機） ----- 【防災情報システム端末】 1台 防災安全課
	子 局	92局	一覧のとおり
移 動 系	陸上移動局 (半固定型・デジタル)	38局	一覧のとおり
そ の 他	戸別受信機	300台	公共施設 区・自治会長宅 自主防災組織代表者宅 等
	文字表示器	1台	坂戸駅（南北連絡通路）
	防災行政無線用 発動発電機	1台	市役所屋上

1. 固定系子局

令和6年11月末時点

子局 No.	設置 年度	子局名称	所在地	再送信 ※1	モーターサイン ※2
1	R 2	坂戸市役所	千代田1-1-1		
2	R 2	中小坂集会所	中小坂887-1		
3	R 1	中小坂 (中西)	中小坂469-1		
4	R 2	中小坂 (中東)	中小坂354-2		
5	R 2	大穴城址公園	東坂戸1-652-6		
6	R 2	上谷小学校	東坂戸1-1		
7	R 2	紺屋 (長福寺)	紺屋892	○	○
8	R 2	三芳野児童センター	紺屋150-5	○	
9	R 2	大川平三郎翁記念公園	横沼331-3	○	
10	R 2	三芳野地域交流センター	横沼153-3	○	
11	R 2	横沼 (北方)	横沼523-1	○	○
12	R 2	青木会館	青木492-1		
13	R 1	小沼 (氷川神社)	小沼838-2		
14	R 2	小沼 (附島)	小沼98-2		
15	R 2	ことぶき荘	赤尾2149-1		○
16	R 2	赤尾 (金山彦神社)	赤尾2749-3	○	
17	R 2	赤尾 (白山神社)	赤尾1698-1	○	○
18	R 2	島田 (新田)	島田1317-1	○	
19	R 2	島田 (本村)	島田488-1		○
20	R 2	島田 (上宿)	島田240-1		
21	R 2	市民総合運動公園	石井1739-1		
22	R 2	かきの木公園	石井		
23	R 2	下石井集会所	石井354		
24	R 2	塚越 (渡戸)	塚越452-1		
25	R 2	塚越 (馬場)	塚越707-11		
26	R 2	塚越 (大宮住吉神社)	塚越254-6		
27	R 2	住吉中学校	塚越114-1	◎	
28	R 1	塚越南区集会所	塚越1256-1		
29	R 2	塚越 (鬼橋)	石井土地区画整理地内 (95街区) 6号公園		
30	R 2	戸宮	戸宮548-1		
31	R 1	千代田公園	千代田5-2		
32	R 2	千代田小学校	千代田2-79-1		
33	R 2	稲荷久保公園	千代田4-2-2		
34	R 2	中道公園	千代田3-16		
35	R 2	関間集会所	関間3-8-10		
36	R 2	雲ヶ谷公園	南町19		
37	R 2	みどり町公園	緑町10		
38	R 2	日の出町 (坂戸神社)	日の出町208		

子局 No.	設置 年度	子局名称	所在地	再送信 ※1	モーターサイン ※2
39	R 2	八幡（八幡神社）	山田町818-1		
40	R 2	仲町（永源寺）	仲町1020-1		
41	R 2	仲町（四区の1集会所）	仲町3866-4		
42	R 2	天神前公園	元町72		
43	R 2	坂戸小学校	薬師町1650		
44	R 2	清水町公園	清水町1236-1		
45	R 2	柳町南公園	柳町82-42		
46	R 2	坂戸ろう学園	鎌倉町14		
47	R 2	芦山公園	芦山町11		
48	R 2	片柳（西）	片柳2269-3		
49	R 2	片柳（飯盛神社）	片柳1830-1		
50	R 2	片柳小学校	片柳501		
51	R 2	上吉田集会所	上吉田240		
52	R 2	末広町	末広町20-23		
53	R 2	溝端町	溝端町6		
54	R 2	栗の木児童公園	伊豆の山町13		
55	R 2	扇田公園	泉町3-47		
56	R 2	大安公園	泉町35		○
57	R 2	戸口新田桜堤公園	戸口		
58	R 2	戸口（龍福寺）	戸口454-1		
59	R 2	東和田	東和田236-11		○
60	R 2	沢木集会所	沢木375		
61	R 2	今西	今西137-4		○
62	R 2	北浅羽（万福寺）	北浅羽193		
63	R 2	長岡	長岡141-1		
64	R 2	竹之内	竹之内217		
65	R 2	善能寺	善能寺352-1		
66	R 2	堀込区集会所	堀込101-3		
67	R 2	足跡公園	にっさい花みず木5-28		
68	R 2	健康増進施設	にっさい花みず木1-3		
69	R 2	金山会館	新堀255-1		
70	R 1	入西地域交流センター	新堀156-1		
71	R 2	北峰（西浦）	北峰130-10		
72	R 2	北峰（中原）	北峰54		
73	R 2	若宮中学校	成願寺327-2		
74	R 2	中里集会所	中里274		
75	R 2	高麗川コミュニティパーク	中里189-13付近		
76	R 2	西込道公園	中富町66-2		
77	R 2	宮脇公園	花影町22		
78	R 2	花影町公園	花影町363-24		
79	R 2	浅羽野小学校	浅羽810		

子局 No.	設置 年度	子局名称	所在地	再送信 ※1	モーターサイレン ※2
80	R 2	浅羽	浅羽1544-2		
81	R 2	かえる公園	鶴舞2-625-11		
82	R 2	あひる公園	鶴舞4-385-2		○
83	R 2	厚川 (大家神社)	厚川135-1		
84	R 2	大家小学校前	森戸449-3		
85	R 2	森戸 (国渭地祇神社)	森戸616		○
86	R 2	森戸上川原公園	森戸1071-41		
87	R 2	四日市場	四日市場428-3		
88	R 2	多和目 (多和目天神社)	多和目383-1		
89	R 2	城山学園	多和目788		○
90	R 2	城山荘	多和目1411		
91	R 2	三丁目公園	西坂戸3-1248-57		
92	R 2	城山保育園	西坂戸1-1216-1		

◎：再送信局

○：再送信受信局

※1 電波が到達しづらい地域をカバーするため、再送信局（中継局）を経由して電波を到達させる方式。No.27住吉中学校を再送信局（◎）とし、配下の子局（○）に電波を再送信している。

※2 主に風水害時、住民の避難を促すため、大音量のサイレンを鳴動する装置

2. 移動系半固定型無線（デジタル）

令和6年11月末時点

無線番号	設置施設	備考
-	基地局（無線室）	千代田1-1-1
100	統制局（防災安全課）	千代田1-1-1
201	無線室	千代田1-1-1
202	電話交換機室	千代田1-1-1
301	中央地域交流センター	千代田1-2-3
302	三芳野地域交流センター	横沼153-3
303	勝呂地域交流センター	石井1526
304	入西地域交流センター	新堀157
305	大家地域交流センター	森戸445
306	北坂戸地域交流センター	伊豆の山町17-54
307	城山地域交流センター	西坂戸5-34-1
308	浅羽野地域交流センター	浅羽779-4
309	千代田地域交流センター	千代田4-12-6
311	坂戸小学校	薬師町1650
312	三芳野小学校	横沼213-2
313	勝呂小学校	石井1800
314	入西小学校	新堀265
315	大家小学校	森戸449-1
316	予備機	千代田1-1-1
317	浅羽野小学校	浅羽810
318	予備機	千代田1-1-1
319	千代田小学校	千代田2-17-5
320	桜小学校	泉町3-28-7
321	片柳小学校	片柳501
322	南小学校	千代田4-8-1
323	上谷小学校	東坂戸1-1
331	坂戸中学校	千代田1-3-1
332	住吉中学校	塚越114-1
333	若宮中学校	成願寺327-2
334	城山学園	多和目788
335	千代田中学校	千代田4-3-1
336	浅羽野中学校	浅羽753-1
337	桜中学校	泉町3-25-8
341	坂戸市文化会館	元町17-1
342	サンテさかど	につきい花みず木1-3
343	市民総合運動公園	石井2327-3
344	市民健康センター	石井1550
351	県立坂戸高等学校	上吉田586
352	県立坂戸ろう学園	鎌倉町14-1

【資料3-8】 その他の通信設備

令和6年11月末時点

名 称	機 器 名 称	数 量	設 置 場 所 等
衛星携帯電話	NTTdocomo ワイドスターII	2台	防災安全課
災害時用携帯電話	Softbank Simply B	16台	防災安全課、地域防災拠点
I P 無線機	icom IP500H	15台	防災安全課
I P 無線機	icom IP700	18台	避難所
I P 無線機 (衛星)	icom IC-SAT100	17台	防災安全課、地域防災拠点
テレビ会議システム	—	一式	市役所・消防本部 ※上記2か所の対向通信

【資料3-9】 気象観測・河川監視システムの現況

令和6年11月末時点

設 備	内 容	設 置 場 所
気象観測・ 河川監視 システム	河川監視カメラ	河川監視カメラ 大谷橋（大谷川） 飯盛川排水機場（飯盛川） 新葛川橋（葛川） 城山橋（高麗川）
	河川水位計	電波式水位計 大谷橋（大谷川） 白山橋（谷治川） 城山橋（高麗川）
	気象観測装置	雨量・風向風速・ 積雪・温湿度 三芳野地域交流センター 市役所屋上 城山地域交流センター

※上記で収集した情報は、坂戸市気象観測・河川監視システムで一般公開している。

<https://sakado.tenki.ne.jp/>

【資料3-10】塵芥及びし尿処理場の所在・処理能力

令和6年11月末時点

区分	名称	住所	処理能力
塵芥	西清掃センター	にっさい花みず木1-5	80 t / 1日
し尿	坂戸地区衛生組合	上吉田651-1	200キロリットル / 1日

【資料3-11】応急清掃資機材の現況

令和7年2月末時点

種別	台数	所在
ショベルローダー	2台	東清掃センター
パワーショベル	1台	サツキクリーンセンター
フォークリフト	1台	西清掃センター
ダンプ	1台	西清掃センター
軽ダンプ	1台	西清掃センター
トラック (2 t)	1台	西清掃センター
脱着装置付きコンテナ専用車 (4 t)	2台	東清掃センター

【資料3-12】防疫用資機材の備蓄状況

令和6年11月末時点

資機材名	数量	保管場所
動力噴霧器	4台	坂戸市役所
電動噴霧器	6台	〃
手動噴霧器	3台	〃
オスバン液 (逆性石けん)	90本 / 500ミリリットル	〃

【資料3-13】市内の病院・診療所等の現況

1. 病院・診療所

令和6年11月末時点

医療施設名	住 所	電話番号	診療科目
(医)敬悠会 菅野病院【療養】	関間1-1-17	284-3025	内科・皮膚科・呼吸器科・循環器科・リハビリテーション科・胃腸科・放射線科・小児科
坂戸中央病院 【療養】【救急】	南町30-8	283-0019	内科・外科・整形外科・皮膚科・肛門外科・泌尿器科・消化器内科・消化器外科・形成外科・神経内科・呼吸器内科・呼吸器外科・循環器内科・リハビリテーション科・糖尿病内科・内視鏡内科・乳腺外科・腫瘍外科
(医)マウナケア会 清水病院	日の出町1-8	281-0158	小児科・産婦人科・皮膚科
明海大学歯学部附属明海大学病院	けやき台1-1	279-2733	歯科・小児歯科・矯正歯科・歯科口腔外科・内科・眼科・耳鼻咽喉科
(医)若葉会 若葉病院【療養】	戸宮609	283-3633	内科・循環器内科・消化器内科・整形外科・リウマチ科・外科・リハビリテーション科・放射線科・皮膚科・糖尿病内科・脳神経内科・麻酔科・形成外科・呼吸器内科
A i c l i n i c	緑町4-1	277-5225	外科・消化器外科・乳腺外科・肛門外科・内科・消化器内科・肝臓内科・産婦人科・皮膚科
(医)浅羽クリニック	浅羽991-1	284-1114	内科・神経内科・小児科・呼吸器科
(医)あさひ整形外科・皮フ科	泉町2-14-2	283-6977	整形外科・皮膚科
阿部皮膚科	南町5-28	284-1212	皮膚科・アレルギー科
イーグル工業株式会社診療所	片柳1500	281-1111	内科
(医)いずみ眼科	泉町2-11-8	282-5315	眼科
伊利医院	竹之内199	281-0431	内科・小児科・放射線科
伊坂医院	千代田3-7-7	-	内科
大野耳鼻咽喉科クリニック	八幡2-9-10	284-8734	耳鼻咽喉科・アレルギー科・気管食道科
小川医院	小沼846	281-0839	内科・小児科
おがわこどもクリニック	千代田1-5-7	282-3153	小児科・アレルギー科・内科
(医)善淳会 小川産婦人科・小児科	南町24-15	281-2637	産婦人科・小児科
尾崎醫院	関間4-4-52-5	236-3255	がん内科・麻酔科・形成外科・口腔外科
関越腎クリニック	末広町6-9	227-9399	内科
岸田クリニック	浅羽野1-1-8	281-0334	整形外科・内科・皮膚科
北坂戸クリニック	溝端町7-1	281-6480	内科・小児科・循環器科
(医)幸生会 北坂戸ファミリークリニック	芦山町1-1 北坂戸駅前第二ハイッ第109号室	280-8080	内科
きもと内科・消化器内科クリニック	関間4-12-12 ファーストレジデンス若葉1階	288-1280	内科・消化器内科
好日の家診療所	浅羽1130-1	298-3633	内科
小林内科医院	山田町9-27	280-5700	内科・小児科・胃腸科・リハビリテーション科・放射線科・アレルギー科
坂戸消化器内視鏡クリニック	中小坂899-5	282-1186	内科・胃腸内科・皮膚科・眼科・消化器内視鏡内科・消化器内科

医療施設名	住 所	電話番号	診療科目
さいとう内科クリニック	伊豆の山町22-10 トータスビル1F	289-8787	内科・糖尿病代謝内科・呼吸器内科
栄クリニック	日の出町22-10	227-6501	消化器内科・循環器内科・呼吸器内科・内科・ 外科・小児科
坂戸眼科医院	関間1-1-15	283-4303	眼科
坂戸北口眼科	日の出町6-25	282-5181	眼科
特別養護老人ホーム 小沼サークルホーム 医務室	小沼490-1	284-3751	内科
(医)みのり会 埼玉北メープルクリニック	千代田3-1-4 ブランシュ千代 田101号室	298-7195	内科・精神科
特別養護老人ホーム 坂戸サークルホーム	石井1684	283-7851	内科・外科
坂戸市立市民健康センター	石井2327-3	284-1621	内科・小児科
坂戸中央クリニック	千代田4-13-3	283-2151	内科・外科・整形外科・皮膚科・肛門外科・消 化器科・内科・リハビリテーション科
(一社)坂戸鶴ヶ島医師会立休日急患 診療所	石井2327-5	289-1199	内科・小児科
坂戸内科医院	薬師町15-6	284-6001	内科・小児科
(医)大元気会 坂戸西診療所	北峰33	289-5111	内科・小児科・アレルギー科・リハビリテーシ ョン科
坂戸訪問診療所	日の出町8-13 (1F)	298-5466	内科・皮膚科・形成外科・精神科
坂戸メディカルクリニック	三光町22-25	281-0844	整形外科・内科・皮膚科・形成外科・外科・リ ハビリテーション科
埼玉県坂戸保健所	石井2327-1	283-7815	内科・小児科・精神科
さかど療護園診療所	中小坂80-2	289-0050	内科
特別養護老人ホーム さかどロイヤルの園医務室	森戸739-1	279-1400	内科
さとう耳鼻咽喉科クリニック	仲町10-1	282-3384	耳鼻咽喉科
渋谷子どもクリニック	日の出町6-25	284-1881	小児科・内科・アレルギー科
シャローム・ガーデン坂戸診療所	新堀1-1	282-4590	内科
シャロームにつさい医院	北峰306	280-7373	内科・神経内科・胃腸内科・乳腺内科
女子栄養大学附属 坂戸診療所	千代田3-9-21	282-3247	内科
(医)たかの眼科	南町12-5	288-2121	眼科
田口耳鼻咽喉科医院	南町12-21	281-6786	耳鼻咽喉科・小児科・アレルギー科・内科
竹原クリニック	日の出町6-25	280-4005	神経科・心療内科・精神科
田島内科小児科医院	関間1-14-13	281-6722	内科・小児科・アレルギー科
(医)鶴松会 鶴松整形外科	厚川14-10	288-3081	整形外科・外科・内科・リハビリテーション科・ アレルギー科・リウマチ科
TOPPANグループ健康保険組合 坂戸診療所	につさい花みず 木8-1	288-1897	内科
(医)根本整形外科医院	日の出町2-16	281-0018	整形外科・リハビリテーション科
(医)桜丘会 脳神経外科ブレインピア坂戸西	新堀279-1	288-7007	脳神経外科・脳神経内科
花水木子どもクリニック	につさい花みず 木3-20-8	282-8732	小児科・アレルギー科

医療施設名	住 所	電話番号	診療科目
(医)秀人会 原田内科クリニック	末広町5-1-105	281-3235	内科・小児科・消化器内科
(医)博真会 東坂戸クリニック	東坂戸2-6-103	284-1718	内科・糖尿病科
日の出内科クリニック	日の出町25-23	288-3717	内科・神経内科
広瀬内科クリニック	塚越1242-2	283-3001	内科・小児科・耳鼻いんこう科・胃腸内科・消化器内科
藤井小児科医院	千代田4-14-12	283-7272	小児科
本町診療所	本町2-13	283-0020	内科・外科・消化器科・肛門科・脳神経外科
町野皮ふ科	にっさい花みず 木3-15-13	298-6845	皮膚科・小児皮膚科・形成外科
(医)松野会 松野記念クリニック	上吉田639	289-8889	内科・リハビリテーション科・心療内科・精神科・漢方内科・漢方アレルギー科・歯科・小児歯科
(医)松本内科・消化器クリニック	溝端町8-1	288-3150	内科・消化器科・外科・肛門科
(医)丸山内科クリニック	薬師町11-29	289-2610	内科・小児科
南町クリニック	南町13-21	289-3731	内科<人工透析>・外科・肛門外科・緩和ケア内科
(医)爽風会 守屋医院	日の出町7-29	284-8586	内科・小児科・神経内科・精神科・リハビリテーション科・放射線科・神経科・心療内科
やまだクリニック	清水町46-46	288-7788	内科・消化器内科・外科
(医)凌光会 吉川クリニック	薬師町 1	282-5002	内科・小児科・胃腸科
(医)産春会 吉松医院	日の出町1-16	281-0532	内科・小児科・産婦人科・外科
若葉クリニック	紺屋403	283-1611	内科・小児科
わかば甲状腺クリニック	関間4-12-8	299-7845	内分泌内科・内科

2. 歯科診療所

令和6年11月末時点

医療施設名	住 所	電話番号
坂戸あさみ歯科・矯正歯科	石井2403	282-3000
(医)輝朱会 アートデンタルクリニック	南町6-10	289-6669
今井歯科医院	薬師町33-7	284-0715
いろどり歯科	八幡2-1-33	250-9831
内田歯科医院	石井2030	281-0371
オーク坂戸歯科	日の出町2-15	280-3355
おおば歯科クリニック	上吉田210-1	281-7880
かわばた歯科医院	三光町43-2	283-8800
岸本歯科	薬師町23-5	284-1408
北坂戸オレンジ歯科	末広町1-5	280-5108
北坂戸歯科	芦山町8-11	282-1758
共立歯科医院	三光町49-1	283-7111
けやき歯科	千代田4-2-1	282-0076
コウヤマ歯科医院	緑町15-6	281-7181
こどもおとな歯科	千代田1-16-6	299-8241

医療施設名	住 所	電 話 番 号
こばやし歯科医院	日の出町12-23	284-8888
(医)明櫻会 さくら歯科クリニック	塚越1-4	288-3838
すまいる歯科医院	仲町2-9	280-3700
関口歯科医院	善能寺86	281-1811
せと歯科クリニック	にっさい花みず木4-16 1F	299-5711
たなか歯科医院	石井2705-3 ベルク坂戸石井店	277-4149
(医) t o U たな歯科クリニック	末広町1-1 (2階)	277-3535
中央歯科医院	末広町8-22	281-2252
千代田歯科医院	千代田4-1-13	289-0648
つむぎ歯科クリニック	緑町22-14	298-3203
デンタルリサーチホワイト歯科	千代田1-1-35	283-4627
戸口歯科医院	末広町22-4	283-0131
西坂戸歯科医院	西坂戸2-5-7	286-9006
にっさい歯科	にっさい花みず木2-6-2	289-1150
にっさい中里歯科医院	にっさい花みず木6-18-1	282-5930
のじま歯科クリニック	薬師町28-1	277-4771
(医)佳秀会 花みず木歯科クリニック	にっさい花みず木3-11-8	284-2223
はやと歯科クリニック	泉町3-9-8	282-7041
東坂戸歯科医院	東坂戸2-6-102	283-9595
ひかり歯科	千代田3-11-1	280-7881
平沼歯科医院	本町9-5	282-5099
(医)フェネスト歯科 タケダクリニック坂戸	日の出町5-30 アクロスプラザ坂戸204	050-5578-0628
(医)藤朋会 富士虎ノ門歯科医院	南町3-2 スプリング坂戸1F	289-9307
フラワー歯科	千代田4-10-1	284-9555
ホワイト歯科わかば	塚越20-20	288-2212
本田矯正歯科クリニック	溝端町3-10	288-4456
増野歯科医院	関間4-4-21	283-2888
みさき歯科	新堀270-1	277-3303
みぞはた歯科クリニック	溝端町7-12	281-3233
三宅歯科医院	緑町4-4	282-2143
もぎデンタルクリニック	塚越1241-2	280-3003
もりた歯科医院	緑町26-4	281-7229
森のくま歯科	浅羽1535-5	237-6474
もりや歯科	伊豆の山町4-57	280-5117
安田歯科医院	紺屋526-2	283-8211
やまねこ歯科	千代田2-8-5	288-3322
若葉駅前ホワイト歯科	千代田3-21 若葉駅前ハイツ1F	289-1182
若宮歯科医院	成願寺323-1	282-5050

3. 薬局

令和6年11月末時点

名 称	住 所	電 話 番 号
アイセイ薬局坂戸西店	新堀270-10	288-0408
アイン薬局 坂戸小沼店	小沼844-3	280-9393
アイン薬局 坂戸店	南町31-8	288-6630
秋山薬局 駅前店	日の出町21-6 A号	284-8788
秋山薬局 日の出町店	日の出町25-25 伊藤ビル1F	257-7565
秋山薬局 八幡店	八幡2-9-19	281-1592
天草薬局 坂戸店	竹之内199-3	281-2878
ウエルシア薬局 コープ坂戸薬師町店	薬師町28-1 1F	292-9837
ウエルシア薬局 坂戸薬師町店	薬師町2373-1	288-5120
ウエルシア薬局 坂戸八幡店	八幡2-1-33	280-6505
ウエルシア薬局 坂戸若葉駅東口店	千代田3-15-1	288-5131
ウエルシア薬局 浅羽野店	浅羽野1-2-1	284-9996
ウエルシア薬局 北坂戸店	芦山町13-4	288-1777
ウエルシア薬局 坂戸鶴舞厚川店	厚川58-4	296-8500
ウエルシア薬局 坂戸塚越店	塚越1437-3	280-8357
ウエルシア薬局 坂戸につきい花みず木店	につきい花みず木4-18-1	280-8010
ウエルシア薬局 坂戸南町店	南町5-12	280-8500
ウエルシア薬局 坂戸柳町店	柳町45-17	280-5025
ヴェルペン花みず木薬局	につきい花みず木3-12-14	280-3222
エース薬局坂戸調剤センター	日の出町5-30	288-1600
かえで薬局	塚越1229-5	282-3090
クオール薬局 坂戸八幡店	八幡2-9-9	283-5194
クオール薬局 清水町店	清水町46-40 ライフルマンション102	277-5507
クオール薬局 東坂戸店	東坂戸2-8-104	284-3646
クローバー薬局 浅羽店	浅羽992-6	288-6222
クローバー薬局 につきい店	新堀7-4	298-3336
クローバー薬局 南町店	南町13-15 勝栄ハイツ102	289-7818
ケン調剤薬局 駅前店	南町2-9 信栄第二マンション106号	299-6024
コウヤマ薬局	本町3-26	281-0156
コスモス調剤薬局	千代田1-5-10	280-3310
コムギ薬局	千代田2-6-83 ハートフルビル101	-
サザンクロス薬局	泉町2-15-1 シルクハイツ1F	292-1940
サンタの健康薬局 坂戸店	南町24-5 長久保ビル102	280-4411
関間調剤薬局	関間1-1-10	284-3621
せんし堂薬局 一本松店	厚川14-23	298-7491
そうごう薬局 坂戸駅前店	日の出町6-24 升屋マンションビル101	284-9678
高橋薬局	千代田1-18-11	281-1476
ナカマチ薬局	仲町9-1	288-2100
中山薬局	千代田2-24-3	283-3995

名 称	住 所	電 話 番 号
ハロー薬局	南町5-17	288-7266
(有)ひだまり薬局	薬師町15-20	289-3301
ひまわり薬局 坂戸店	南町30-19	299-8346
ぺんぎん薬局 緑町店	緑町3-5 コーポ小見野101号室	283-2029
ポニー薬局	泉町2-451	289-9501
まごころ薬局 北坂戸店	溝端町7-3	227-3472
マリオン薬局 坂戸店	伊豆の山町22-9	288-6531
ミズキ薬局	にっさい花みず木3-20-8	298-6895
ミドリ薬局 溝端店	溝端町7-6	281-8727
ミドリ薬局 薬師町店	薬師町12-8	281-1051
メローライフ薬局 若葉店	関間4-12-12-B ファーストレジデンス若葉	282-6460
もしもし薬局 坂戸店	中富町1-11	289-3440
薬師堂薬局	薬師町1 北坂戸駅前ハイツ1-101	289-8366
ユニコ調剤薬局 ユニメック	関間1-1-8	284-8899
りぼん薬局 坂戸店	中小坂899-31	288-1175

【資料3-14】感染症病床の設置状況

医療施設名	所 在	電 話 番 号	病床数
埼玉医科大学病院	毛呂山町毛呂本郷38	276-1111	6
東松山市立市民病院	東松山市松山2392	0493-24-6111	4

【資料3-15】 浸水想定区域内にある要配慮者利用施設

令和6年11月末時点

No.	所管課	施設名	住所	分類	電話番号	FAX番号	
1	子育て 支援課	大家児童センター	厚川238-1	社	284-1425	289-5338	
2		坂戸児童センター	芦山町23	社	283-4378	289-4964	
3	保育課	東坂戸保育園	東坂戸2-7	社	283-3977	283-3980	
4		こひつじ園塚越	塚越742-1	社	227-6681	-	
5		学童保育所ほしぞらクラブ	石井1800	社	289-5265	-	
6		学童保育所第二ほしぞらクラブ	石井1800-7	社	227-3150	-	
7		学童保育所風の子クラブ	片柳501-2	社	283-6258	-	
8		坂戸保育園	元町21-13	社	281-0114	281-0223	
9		フラップ北坂戸東口保育園	薬師町2-10-102	社	299-6616	-	
10		薬師保育園	薬師町6-3	社	282-3188	282-4104	
11		学童保育所にこにこクラブ	薬師町31-5	社	284-3737	-	
12		学童保育所第二にこにこクラブ	薬師町31-6	社	289-5515	-	
13		フラップ坂戸三光保育園	三光町49-14-105	社	290-2770	-	
14		学童保育所たけのこクラブ	浅羽836-3	社	283-7091	-	
15		レイモンド坂戸保育園	善能寺43-15	社	298-6206	298-6207	
16		ママスクエアDPLさかど保育園	西インター1-2-1 DPL坂戸1	社	070-3351- 0274	-	
17		さつき保育園	新堀271-1	社	288-7715	288-0313	
18		つぼみ保育園	新堀278-1	社	288-7715	-	
19		フラップ北坂戸末広保育園	末広町22-3	社	298-7470	-	
20		ポレポレ保育室	溝端町1-5-101	社	227-3280	-	
21		子育て支援センター	元町21-13	社	288-2141	288-2144	
22		学童保育所はらっぱクラブ	伊豆の山町1-1	社	282-3899	-	
23		坂戸さくら保育園	伊豆の山町12	社	284-3500	277-3920	
24		むぎのこ保育園	戸口457-4	社	284-8458	299-6333	
25		高齢者 福祉課	坂戸グループホームそよ風	赤尾1893-1	社	280-6161	280-6164
26			老人福祉センターことぶき荘	赤尾2149-1	社	283-0223	283-0412
27	小沼サークルホーム		小沼490-1	社	284-3751	284-3761	
28	若葉デイサービスセンター		紺屋403	社	283-5522	283-5888	
29	坂戸サークルホーム		石井1684	社	283-7851	283-7850	
30	医療法人社団爽風会 リハビリテーションアール		日の出町5-12	社	284-7743	284-7743	
31	守屋医院デイサービスのぞみ		日の出町7-29	社	288-3155	288-3157	
32	サービス付き高齢者向け住宅心		本町1-13	社	280-8856	280-8857	
33	介護老人保健施設はつらつ		本町2-13	社	283-0021	283-1312	
34	プラチナ・デイサービス埼玉坂戸		元町65-6	社	227-9320	227-9321	
35	プラチナ・シニアホーム埼玉坂戸		元町65-6	社	227-9320	227-9321	
36	サービス付き高齢者向け住宅みのる		薬師町11-5	社	280-3883	280-7732	
37	あったかホーム		厚川185	社	288-0005	292-1119	
38	さかどロイヤルの園		森戸739-1	社	279-1400	279-1401	
39	高齢者	坂戸地域福祉事業所いきいき	小山13-3	社	289-0961	289-0961	

No.	所管課	施設名	住所	分類	電話番号	FAX番号
40	福祉課	シャロームショートステイサービス	新堀1-1	社	282-4590	282-2180
41		シャロームデイサービスセンター	新堀1-1	社	288-4595	288-4596
42		シャローム・グループホーム	新堀1-1	社	283-7232	280-4591
43		シャローム・ガーデン坂戸	新堀1-1	社	282-4590	282-2180
44		ふるさとホーム坂戸	にっさい花みず木 5-25-1	社	280-3600	282-1460
45		ケアセンターさくら	上吉田203-1	社	281-0210	289-9205
46		グループホームかおる	上吉田260-24	社	280-7050	280-7051
47		松野記念クリニックデイケア	上吉田639	社	289-8889	282-7238
48		リハビリケアさくら	末広町5-1 原田内科クリニック 2階	社	280-3037	280-3037
49		メディカルハウスかんえつ	末広町6-9	社	227-9650	227-9651
50		ニチイケアセンター北坂戸	末広町17-23	社	288-7031	288-7034
51		レッツ倶楽部北坂戸	溝端町8-9	社	227-9623	227-9627
52		さわやかリハビリデイサービス	伊豆の山町15-11	社	299-4346	299-4347
53		坂戸西グループホームそよ風	戸口559-2	社	283-9660	283-9660
54	障害者 福祉課	社会福祉法人十善会 さかど療護園	中小坂80-2	社	289-0050	284-6012
55		坂戸市立勝呂福祉作業所	石井309-3	社	283-5044	283-8455
56		グループホームトモニ片柳	片柳1773-1	社	277-6818	289-7887
57		ビーワークトモニ北坂戸	芦山町4-5 セントラ ルマンション山崎103	社	298-4389	298-4389
58		ひとつ星・さかど	片柳2148-8	社	272-7232	272-7235
59		放課後等デイサービス エンジェルハウス	泉町14-23 アロマパーク103	社	298-8383	298-8385
60		放課後等デイサービス・ 児童発達支援ぼんて	泉町2-15-4	社	277-4161	277-4172
61	障害者 福祉課	ひるがおハウス	中富町59-7	社	227-3538	227-3538
62		ゆうがおハウス	泉町3-15-7	社	227-3538	227-3548
63		放課後等デイサービス ぼんてキャンパス	上吉田346-1	社	299-5480	299-5487
64		運動療育特化型児童発達支援・ 就労準備型放課後等デイサービス ラボリジュニア	末広町1-6-302	社	250-9774	290-6528
65		ラボリジュニアセカンド	末広町8-16 協和第3 ビル	社	298-8402	298-8403
66		くれいしゅあじえるむ北坂戸	芦山町13-6 芦山コクブビル1階	社	298-6781	298-6782
67		くれいしゅあ北坂戸	薬師町4-11 パストラ ルコート1階	社	227-3605	227-3635
68		ソーシャルインクルーホーム坂戸溝 端町	溝端町3-3	社	298-5823	298-5824
69		こばんはうすさくら北坂戸	溝端町8-8	社	227-3800	227-3823
70		放課後等デイサービス・児童発達支 援ぼんてなないろ	伊豆の山町2-7	社	299-5415	299-5416

No.	所管課	施設名	住所	分類	電話番号	FAX番号
71		グループホームいつき寮	伊豆の山町18-8	社	296-7077	277-4661
72		はびねすくらぶ北坂戸	伊豆の山町20-12 田中ビル102	社	227-3910	227-3910
73		放課後等デイサービス はびねすくらぶ北坂戸NEXT	伊豆の山町20-12 田中第二ビル101	社	299-4310	299-4310
74		放課後等デイサービス グレース	泉町3-8-9	社	270-2394	215-1236
75		児童発達支援・放課後等デイサービス TREE 坂戸店	東坂戸2 第2街区第 9号棟第103号室	社	227-9684	227-9684
76		児童発達支援・放課後等デイサービス TREE 北坂戸店	泉町3-8-9	社	299-5747	299-5749
77		ネヲハル坂戸	伊豆の山町22-17	社	283-0931	283-0921
78		サアラ サポート	塚越448-9	社	283-0808	283-0808
79		グループホームいぶき寮	にっさい花みず木 5-30-1	社	296-7077	277-4661
80		グループホーム侑和	鶴舞2-10-19	社	210-4910	210-4910
81		グループホーム侑和 仲町	仲町20-25	社	210-4910	210-4910
82		グループホーム侑和 中富町	中富町57-4	社	210-4910	210-4910
83		みらい4	泉町3-22-16	社	080-2406- 1743	298-6659
84		みらい5	泉町3-3-15	社	080-2406- 1743	298-6659
85		グループホームエール伊豆の山町	伊豆の山町4-37	社	299-8488	299-8488
86		とちの木芦山	芦山町10-1 セゾン芦山210号室	社	080-5514- 0285	-
87		ぱぷりかホーム	にっさい花みず木 4-2-7	社	298-6201	298-6201
88	学校 教育課	上谷小学校	東坂戸1-1	学	283-1911	284-9903
89		坂戸小学校	薬師町1650	学	281-0039	284-9853
90		勝呂小学校	石井1800	学	281-0229	284-9871
91		片柳小学校	片柳501	学	283-4735	289-1015
92		桜小学校	泉町3-28-7	学	283-3541	284-9963
93		桜中学校	泉町3-25-8	学	282-2002	284-6746
94		浅羽野小学校	浅羽810	学	281-2155	284-9912
95		浅羽野中学校	浅羽753-1	学	284-1441	284-6476
96		城山小・中学校（城山学園）	多和目788	学	286-2789 285-9930	271-3657
97		若宮中学校	成願寺327-2	学	281-2014	284-6654
98	防災	県立坂戸西高等学校	四日市場101	学	286-9473	279-1009
99	安全課	県立坂戸高等学校	上吉田586	学	281-3535	288-1107

※分類凡例

社：社会福祉施設

学：学校

【資料3-16】 消防機関の現況

1. 坂戸・鶴ヶ島消防組合

(1) 消防本部

令和6年10月末時点

組織名	職員数 (人)	消 防 車 両 (台)							救急車 (台)	指令車等 (台)
		ポンプ車	水槽付ポンプ車	化学車	水槽車	救助工作車	梯子車	資機材搬送車		
消防本部	48									8
坂戸消防署	75		2		1	1	1	1	3	4
東分署	22		1						1	1
西分署	22		1						1	1
鶴ヶ島消防署	46	1	1	1			1	2	2	3
合 計	213	1	5	1	1	1	2	3	7	17

2. 坂戸市消防団

令和6年10月末時点

分団・部名	消防団員数（人）									消防車両数（台）		
	団長	副団長	指導部長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	合計	多機能車	広報車	ポンプ車
団本部	1	2	2						5			
多機能部隊								4	4	1		
女性部						1	2	12	15		1	
大学生機能別団員								40	40			
三芳野分団	本部			1	1				2			
	第1部					1	2	2	5			1
	第2部					1	2	5	8			1
	第3部					1	2	10	13			1
勝呂分団	本部			1	2				3			
	第1部					1	2	6	9			1
	第2部					1	2	2	5			1
	第3部					1	2	8	11			1
坂戸分団	本部			1	2				3			
	第1部					1	2	8	11			1
	第2部					1	2	4	7			1
	第3部					1	2	10	13			1
	第4部					1	2	6	9			1
入西分団	本部			1	2				3			
	第1部					1	2	10	13			1
	第2部					1	2	4	7			1
	第3部					1	2	9	12			1
大家分団	本部			1	2				3			
	第1部					1	2	10	13			1
	第2部					1	1	0	2			1
	第3部					1	2	9	12			1
合計	1	2	2	5	9	17	33	159	228	1	1	16

【資料3-17】 消防機関の施設・資機材の現況

令和6年11月末時点

品名	数量	配置場所
防火水槽 (20m ³ 未満)	36基	各地域
〃 (20m ³ 以上40m ³ 未満)	337基	〃
〃 (40m ³ 以上100m ³ 未満)	439基	〃
〃 (100m ³)	11基	芦山・雲ヶ谷・稲荷久保・天神前・込道・ 宮脇公園外消防指定水利
消火栓	1,683基	各地区
電話交換装置	4	各署
総合気象観測装置	1	消防本部
消防用無線機 (基地局)	9	消防本部
消防用無線機 (車載)	27	各車両
空気呼吸器充填用コンプレッサー	1	鶴ヶ島消防署
簡易貯水槽	1	〃
消防ホース洗浄機	3	坂戸消防署1、西分署1、鶴ヶ島消防署1
救命ボート (船外機付)	1	坂戸消防署
蘇生訓練用生体シミュレーター	1	坂戸消防署
高度救急処置シミュレーター	5	坂戸消防署2、東分署1、西分署1、 鶴ヶ島消防署1
自動体外式除細動器一式	19	各署4、消防車8、救急車7
心電図等監視装置	7	救急車7台
メインストレッチャー	7	〃
自動式心肺蘇生装置	2	東分署1、西分署1
自動人工呼吸器	7	各救急車7台
空気膨張式エアータント	1	坂戸消防署
空気式救助マット	1	〃
救助用支柱器具	2	〃
マット型空気ジャッキ一式	1	救助工作車
大型油圧スプレッダー	1	〃
大型油圧切断機	1	〃
空気切断機	1	〃
簡易画像探索機	1	〃
水中スピーカー一式	1	坂戸消防署

品名	数量	配置場所
ビデオデッキ一体型液晶コンピュータ・ビデオ映写機	1	予防課
模擬消火訓練装置セット	1	予防課
プロジェクター・スクリーン一式	1	〃
除染シャワー	1	坂戸消防署
陽圧式化学防護衣	5	〃
放射線防護衣	2	〃
化学防護服	69	坂戸消防署、鶴ヶ島消防署
化学剤検知器	1	坂戸消防署
放射線測定器	7	坂戸消防署、鶴ヶ島消防署
防毒マスク	28	〃
救命胴衣	74	各署
削岩機	1	坂戸消防署
ハンマドリル	1	〃
コードレス丸鋸	1	〃
ピンチバール	3	〃
災害用ドローン	1	〃
除染テント一式	2	坂戸消防署、鶴ヶ島消防署
オゾン水発生装置	4	各署

【資料3-18】水道施設の現況(貯水施設)

令和6年11月末時点

施設名	所在	貯水能力
坂戸浄水場	石井2333-5	12,100m ³
鶴ヶ島浄水場	鶴ヶ島市脚折2023	26,100m ³
多和目配水場	多和目456-3	2,000m ³

【資料3-19】応急給水資機材の現況

1. 坂戸市

令和6年11月末時点

種別	規格等	数量	保管場所
携行ポリ容器	20L	1,065個	坂戸市防災備蓄倉庫(100個)、市内17小・中学校(50個×17校)、城山学園(50個)、健康増進施設(50個)、花みず木防災倉庫(15個)
背負い式水袋	6L	1,000個	坂戸市防災備蓄倉庫
エンジン式・手動式兼用浄水器	4,000L/時	2台	坂戸市防災備蓄倉庫
手動式浄水器	3L/分	2台	坂戸市防災備蓄倉庫
携帯用浄水器		250個	坂戸市防災備蓄倉庫
災害用簡易水槽(飲料用)	500L	12基	市内10小学校 健康増進施設、北坂戸出張所
	1,500L	9基	坂戸市防災備蓄倉庫、市内6中学校、浅羽野小学校、城山学園
		2基	仲町集会所

2. 坂戸、鶴ヶ島水道企業団

(1) 一般用

令和6年11月末時点

種別	積載量等	台数等	保管場所
給水タンク車	2,000L	1台	水道企業団
給水用タンク	1,000L	2個	〃
	2,000L	2個	〃
携行ポリ容器	20L	780個	〃
ウォーターバルーン	500L	9基	〃
飲料水袋	4L	2,000枚	〃
災害用給水栓装置		13基	〃

(2) 避難所用

令和6年11月末時点

保管施設	ウォーターバルーン	バルーン用仮設給水栓	消火栓用仮設給水栓	飲料水袋	ホース	スタンドパイプ	消火栓用開栓器
三芳野小学校	2	1	1	1,000	2	1	1
上谷小学校	2	1	1	1,000	2	1	1
勝呂小学校	2	1	1	1,000	2	1	1
入西小学校	2	1	1	1,000	2	1	1
健康増進施設	2	1	1	1,000	2	1	2
南小学校	2	1	1	1,000	2	1	1
坂戸中学校	2	1	1	1,000	2	1	1
坂戸小学校	4	2	2	2,000	4	2	4
桜中学校	2	1	1	1,000	2	1	1
桜小学校	2	1	1	1,000	2	1	2
浅羽野中学校	2	1	1	1,000	2	1	1
大家小学校	2	1	1	1,000	2	1	1
若宮中学校	2	1	1	1,000	2	1	2
坂戸市防災備蓄倉庫	2	1	1	1,000	2	1	1
城山学園	2	1	1	1,000	2	1	2
計	32	16	16	16,000	32	16	22

3. 坂戸・鶴ヶ島消防組合

令和6年11月末時点

種別	積載量	台数	保管場所
水槽車	10,000L	1台	坂戸消防署
水槽付ポンプ車	1,500L	4台	坂戸消防署・東分署・西分署・鶴ヶ島消防署
水槽付ポンプ車	600L	1台	坂戸消防署
化学車	1,300L	1台	鶴ヶ島消防署

【資料3-20】 指定文化財の現況

1. 無形

令和6年11月末時点

指定	種 別	名 称	所 在	指定年月日
県	無形民俗文化財	坂戸の大宮住吉神楽	塚越	S 52. 3. 29
市	無形民俗文化財	森戸の獅子舞	森戸	S 43. 10. 1
		入西くどき	入西地区	S 46. 4. 1
		坂戸夏祭りばやし	本町・仲町 元町・日の出町	S 49. 2. 11
		紺屋ばやし	紺屋	S 49. 3. 1
		横沼新ばやし	横沼	S 49. 3. 1
		塚越ばやし	塚越	S 49. 3. 1
		多和目天神社の獅子舞	多和目	S 50. 4. 17
		戸宮の獅子舞	戸宮	S 51. 1. 29
		島田ばやし	島田	S 52. 2. 23
		坂戸の釈迦降誕祭	仲町（永源寺）	S 54. 3. 28
		北浅羽の獅子舞	北浅羽	S 57. 4. 1
		粟生田ばやし	泉町	S 58. 4. 1
		四日市場天王様 祭礼行事（麦からみこし）	四日市場	S 58. 10. 29
		戸口ばやし	戸口	H9. 5. 27
		赤尾ばやし	赤尾	H13. 3. 29

※上記の神楽・獅子舞・はやし等に使用する面・衣装・諸道具及び山車を火災等から守るものとする。

2. 有形

令和6年11月末時点

指定	種別	名称	所在	指定年月日
県	彫刻	木造薬師如来坐像	小山（三福寺）	S 30. 11. 1
	天然記念物	入西のビヤクシン	北大塚（石上神社）	S 6. 3. 31
		ステゴビル	新堀（金山神社）	S 6. 3. 31
		土屋神社神木スギ	浅羽野（土屋神社）	S 23. 3. 17
		考古資料	万福寺の板石塔婆	北浅羽（万福寺）
	史跡	雷電塚古墳	小沼	S 33. 3. 20
	旧跡	黒川丹波守正直墓	石井（大智寺）	S 38. 8. 27
		万葉遺跡浅羽野	浅羽野	S 36. 9. 1
	選定重要遺跡	勝呂廃寺	石井	S 51. 10. 1
		田波目城跡	多和目	S 44. 10. 1
市	天然記念物	シダレザクラ	中小坂（慈眼寺）	S 57. 4. 28
		カゴノキ	多和目（天神社）	S 59. 8. 27
	古文書	北条家印判状	戸口	H 6. 3. 30
		北条氏照印判状	小山	H 6. 3. 30
		北条氏照書状	小山	H 6. 3. 30
		中島歌子書簡3通	森戸	H 22. 9. 27
	史跡	片柳の相撲場	片柳	S 46. 10. 1
	考古資料	浅羽橋場の板石塔婆	浅羽	S 55. 2. 12
		石井宗福寺の板石塔婆	石井（宗福寺）	S 55. 3. 13
	工芸品	青銅火焰飛龍文花瓶	石井（勝呂小学校）	S 55. 3. 13
		入西石塚古墳（三福寺1号墳）出土遺物一式	石井（歴史民俗資料館）	R 2. 3. 26
		天正七年銘懸仏	新堀（大福寺）	S 58. 10. 29
		土屋神社所蔵鰐口 （栗生田上村七所宮常住鰐口）	浅羽野（土屋神社）	H 30. 3. 27
	彫刻	魚籃観音	小沼（少林寺）	S 58. 10. 29
	史跡	石橋供養塔	北峰	S 59. 3. 19
	歴史資料	木造薬師如来胎内銘	元町（薬師堂）	S 55. 3. 13
	有形民俗文化財	長久寺の勝軍地藏	浅羽（長久寺）	S 60. 12. 25
		雨乞い行事の阿弥陀如来画像	小山（三福寺）	S 60. 12. 25
		北峰の大日如来石像	北峰	H 5. 9. 24

【資料3-21】 災害時における安否不明者等の氏名等に関する公表方針

令和4年10月24日

埼玉県知事決裁

災害時における安否不明者等の氏名等に関する公表方針

1 趣旨

災害時における安否不明者等の氏名等の公表は、救出・救助活動等の効率化、円滑化につながることから、県が氏名等を公表する場合の基本的事項を整理するもの。

2 定義

- (1) 災害 災害対策基本法第2条第1号に定めるもの。
- (2) 救助活動 災害のため現に生命又は身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を速やかに捜索し、救出すること。
- (3) 安否不明者 当人と連絡が取れず安否が不明で行方不明者となる疑いのある者。
- (4) 行方不明者 災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者。
- (5) 死者 災害が原因で死亡し、死体を確認した者、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者。

3 対象とする災害

埼玉県災害対策本部又は災害即応室が設置された災害

4 公表基準

安否不明者については、救助活動の効率化・円滑化のために安否不明者の絞り込みが必要である場合において、「住民基本台帳の閲覧制限」を確認の上、公表・非公表を判断する。

行方不明者及び死者については、「住民基本台帳の閲覧制限」や「家族等の同意の状況」を確認の上、公表・非公表を判断する。

区分	住民基本台帳の閲覧制限※1	家族等の同意	公表・非公表	公表・非公表の理由
安否不明者	制限なし		公表※2	救助活動の効率化・円滑化のため
	制限あり		非公表※3	本人又は家族の権利利益を侵害するおそれがあるため
行方不明者	制限なし	同意	公表※2	事実の明確化と知る権利に応えるという社会的な公益性のため
		不同意	非公表※3	本人又は家族の権利利益を侵害するおそれがあるため
制限あり				
死者	制限なし	同意	公表	事実の明確化と知る権利に応えるという社会的な公益性のため
		不同意	非公表※3	本人又は遺族の権利利益を侵害するおそれがあるため
制限あり				

※1 住民基本台帳の閲覧制限とは、ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための措置として、住民基本台帳の閲覧や住民票の写し等の交付が制限されていることをいう。

※2 公表後に家族等から非公表の申出があった場合は、その時点から非公表とする。

※3 非公表であっても「居住市町村名」、「年代」及び「人数」等の個人が特定されない情報は公表する場合もある。

5 公表内容

氏名(フリガナ含む)、住所(町名・大字名まで)、年代

注1) 上記は全て住民基本台帳記載事項とする。

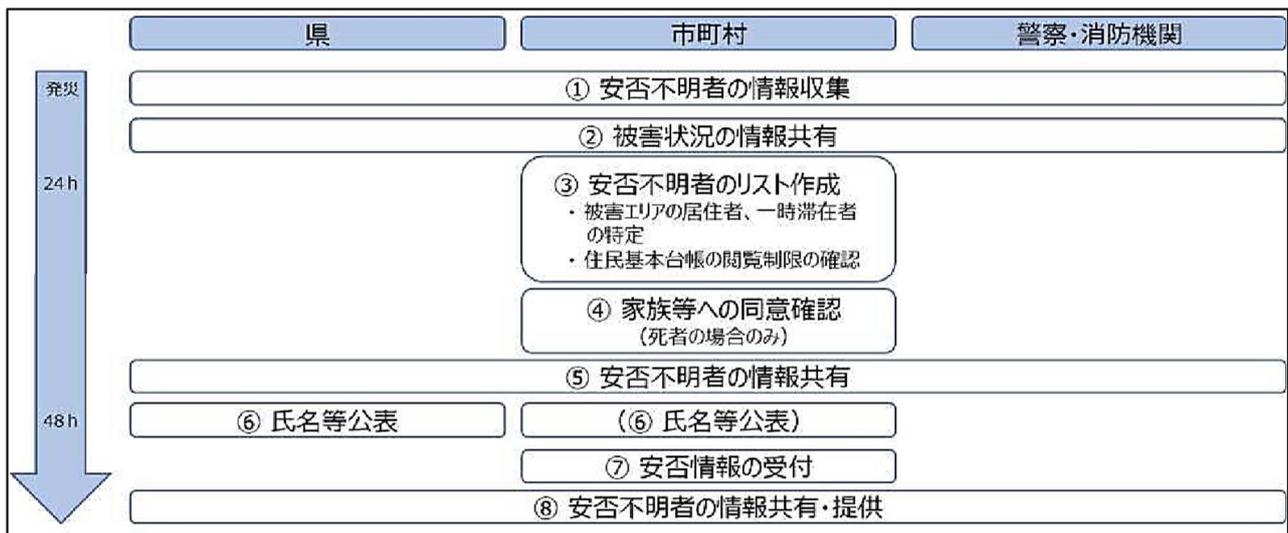
注2) 可能な範囲において年齢を公表する場合もある。

6 公表時期

発災後概ね48時間以内を目標(目安)とする。

7 公表に係る役割分担

- | | |
|-------------|--|
| (1) 県 | 対象者の氏名等の公表、公表内容に係る報道対応、市町村並びに警察・消防機関との調整、情報共有 等 |
| (2) 市町村 | 安否不明者(行方不明者)のリスト作成、住民基本台帳の閲覧制限の確認、家族等への同意確認、県並びに警察・消防機関との情報共有、(対象者の氏名等の公表) 等 |
| (3) 警察・消防機関 | 県及び市町村との情報共有 等 |



8 その他

- (1) 公表に当たっては、関係市町村の意向、県警察本部との調整等を総合的に勘案し、災害の態様等に応じて個別に判断の上対応する。
- (2) 本方針は、市町村や警察等が独自に公表することを妨げるものではない。
- (3) 災害対策基本法第86条の15に基づく安否情報の回答については、法令等の規定に基づき別途取り扱うこととする。

附 則

本方針は、令和4年10月24日から施行する。

附 則

本方針は、令和7年1月23日から施行する。

■地震・風水害関連

【資料4-1】水害ハザードマップ・土砂災害ハザードマップ

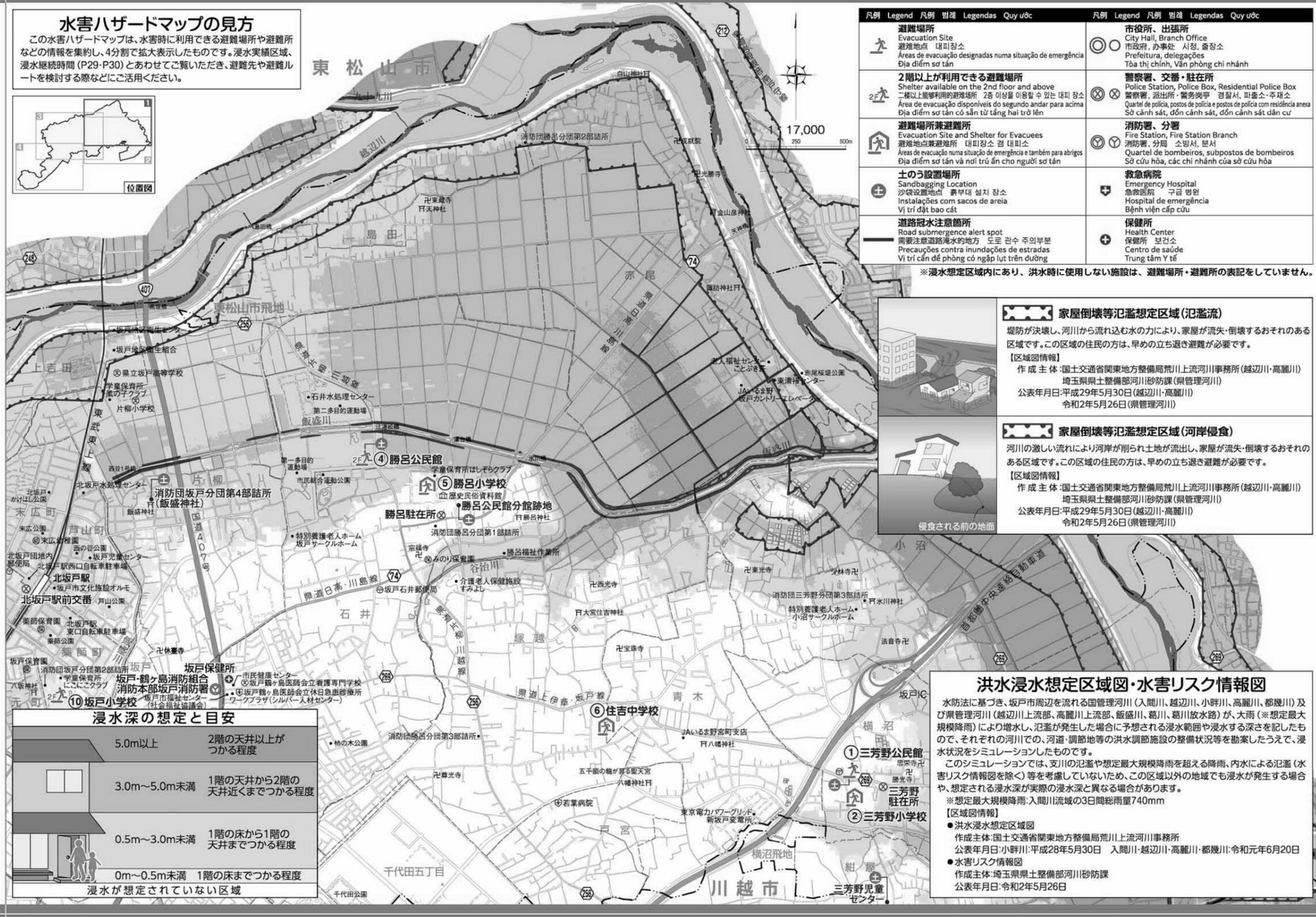
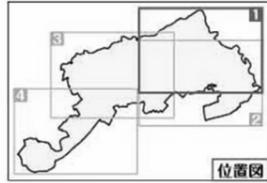
[引用：坂戸市防災マップ]

(次頁参照)

水害ハザードマップ 1

水害ハザードマップの見方

この水害ハザードマップは、水害時に利用できる避難場所や避難所などの情報を集約し、4分割で拡大表示したものです。浸水実績区域、浸水継続時間 (P29-P30) とあわせてご覧いただき、避難先や避難ルートを検討する際などにご活用ください。



凡例 Legend	凡例 图例 Legendas	Quy ước	凡例 Legend	凡例 图例 Legendas	Quy ước
	避難場所 Evacuation Site 避難地点 대피장소 Áreas de evacuação designadas numa situação de emergência Địa điểm sơ tán			市役所、出張所 City Hall, Branch Office 市政府、办事处 시청, 출장소 Prefeitura, delegações Tòa thị chính, Văn phòng chi nhánh	
	2階以上が利用できる避難場所 Shelter available on the 2nd floor and above 二階以上が利用できる避難場所 2층 이상을 이용할 수 있는 대피장소 Área de evacuação disponíveis do segundo andar para acima Địa điểm sơ tán có sẵn từ tầng hai trở lên			警察署、交番・駐在所 Police Station, Police Box, Residential Police Box 警察署, 派出所, 警务岗亭 경찰서, 파출소, 주택소 Quartel de polícia, postos de polícia e postos de polícia com residência anexo Sở cảnh sát, đồn cảnh sát, đồn cảnh sát dân cư	
	避難場所兼避難所 Evacuation Site and Shelter for Evacuees 避難地点兼避難所 대피장소 겸 대피소 Áreas de evacuação numa situação de emergência e também para abrigos Địa điểm sơ tán và nơi trú ẩn cho người sơ tán			消防署、分署 Fire Station, Fire Station Branch 消防署, 分局 소방서, 분서 Quartel de bombeiros, subpostos de bombeiros Sở cứu hỏa, các chi nhánh của sở cứu hỏa	
	土のう設置場所 Sandbagging Location 沙袋設置地点 흙무대 설치 장소 Instalações com sacos de areia Vị trí đặt bao cát			救急病院 Emergency Hospital 急救医院 구급 병원 Hospital de emergência Bệnh viện cấp cứu	
	道路冠水注意箇所 Road submergence alert spot 需要注意道路海水的地方 도로 관수 주의부분 Precauções contra inundações de estradas Vị trí cần để phòng có ngập lụt trên đường			保健所 Health Center 保健所 보건소 Centro de saúde Trung tâm Y tế	

※浸水想定区域内にあり、洪水時に使用しない施設は、避難場所・避難所の表記をしていません。

家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)
堤防が決壊し、河川から流れ込む水の力により、家屋が流失・倒壊するおそれのある区域です。この区域の住民の方は、早めの立ち退き避難が必要です。
【区域図情報】
作成主体:国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所(越辺川・高麗川)
埼玉県国土整備部河川砂防課(県管理河川)
公表年月日:平成29年5月30日(越辺川・高麗川)
令和2年5月26日(県管理河川)

家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)
河川の激しい流れにより河岸が削られ土地が流出し、家屋が流失・倒壊するおそれのある区域です。この区域の住民の方は、早めの立ち退き避難が必要です。
【区域図情報】
作成主体:国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所(越辺川・高麗川)
埼玉県国土整備部河川砂防課(県管理河川)
公表年月日:平成29年5月30日(越辺川・高麗川)
令和2年5月26日(県管理河川)

浸水深の想定と目安

5.0m以上	2階の天井以上が つかる程度
3.0m~5.0m未満	1階の天井から2階の 天井近くまでつかる程度
0.5m~3.0m未満	1階の床から1階の 天井までつかる程度
0m~0.5m未満	1階の床までつかる程度

浸水が想定されていない区域

洪水浸水想定区域図・水害リスク情報図

水防法に基づき、坂戸市周辺を流れる国管理河川(入間川、越辺川、小群川、高麗川、都幾川)及び県管理河川(越辺川上流部、高麗川上流部、飯盛川、葛川、葛川放水路)が、大雨(※想定最大規模降雨)により増水し、氾濫が発生した場合に予想される浸水範囲や浸水する深さを記したもので、それぞれの河川での、河道・調節地等の洪水調節施設の整備状況等を勘案したうえで、浸水状況をシミュレーションしたものです。
このシミュレーションでは、支川の氾濫や想定最大規模降雨を超える降雨、内水による氾濫(水害リスク情報図を除く)等を考慮していないため、この区域以外の地域でも浸水が発生する場合や、想定される浸水深が実際の浸水深と異なる場合があります。
※想定最大規模降雨:入間川流域の3日間総雨量740mm
【区域図情報】
●洪水浸水想定区域図
作成主体:国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所
公表年月日:小群川:平成28年5月30日 入間川・越辺川・高麗川・都幾川:令和元年6月20日
●水害リスク情報図
作成主体:埼玉県国土整備部河川砂防課
公表年月日:令和2年5月26日

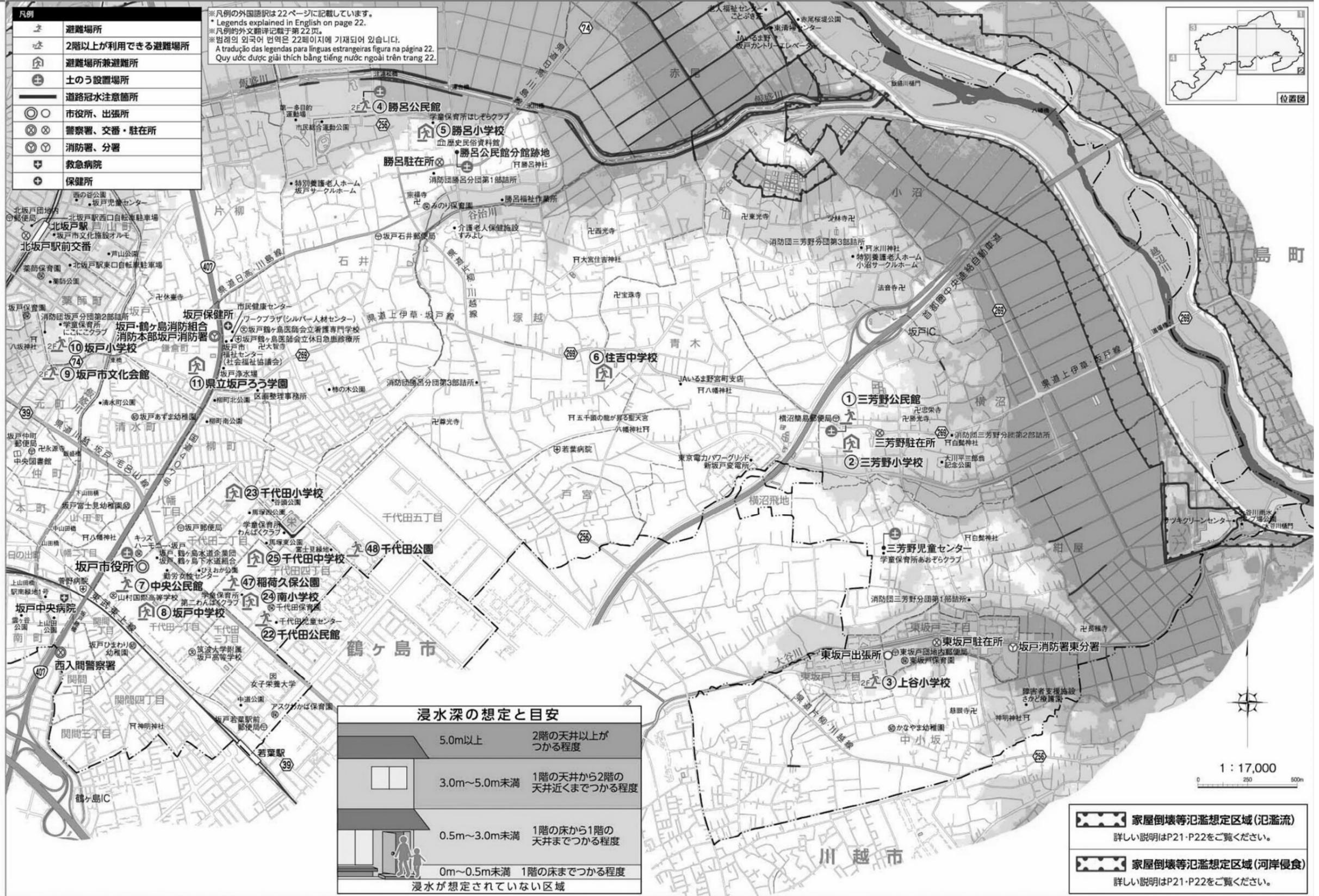
水害ハザードマップ

水害ハザードマップ2

凡例

避難場所	避難場所
2階以上が利用できる避難場所	2階以上が利用できる避難場所
避難場所兼避難所	避難場所兼避難所
土のう設置場所	土のう設置場所
道路冠水注意箇所	道路冠水注意箇所
市役所、出張所	市役所、出張所
警察署、交番・駐在所	警察署、交番・駐在所
消防署、分署	消防署、分署
救急病院	救急病院
保健所	保健所

※凡例の外国語訳は22ページに記載しています。
 * Legends explained in English on page 22.
 ※凡例의 外國어 번역은 22페이지에 기재되어 있습니다.
 A tradução das legendas para línguas estrangeiras figura na página 22.
 Quy ước được giải thích bằng tiếng nước ngoài trên trang 22.



浸水深の想定と目安

5.0m以上	2階の天井以上が つかる程度
3.0m~5.0m未満	1階の天井から2階の 天井近くまでつかる程度
0.5m~3.0m未満	1階の床から1階の 天井までつかる程度
0m~0.5m未満	1階の床までつかる程度 浸水が想定されていない区域

家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)
 詳しい説明はP21・P22をご覧ください。

家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)
 詳しい説明はP21・P22をご覧ください。

水害ハザードマップ

水害ハザードマップ3

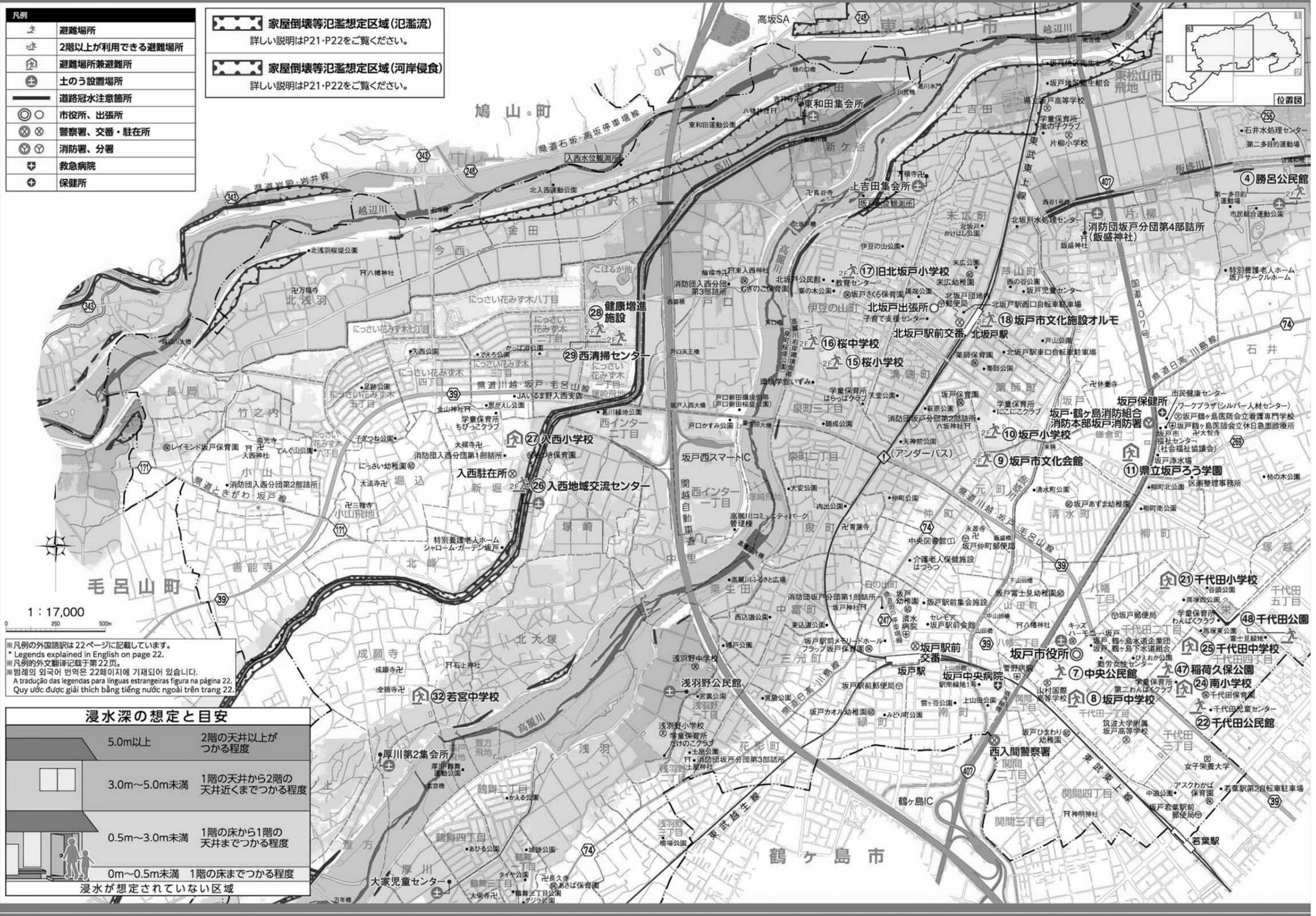
○	避難場所
○	2階以上が利用できる避難場所
○	避難場所兼避難所
⊕	土のう設置場所
—	道路冠水注意箇所
◎	市役所、出張所
⊗	警察署、交番・駐在所
⊗	消防署、分署
⊕	救急病院
⊕	保健所

家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)
 詳しい説明はP21・P22をご覧ください。

家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸浸食)
 詳しい説明はP21・P22をご覧ください。

※凡例の外国語訳は22ページに記載しています。
 * Legends explained in English on page 22.
 ※凡例의 外 文 翻 译 记 载 于 第 22 页。
 ※ 범례의 외국어 번역은 22페이지에 기재되어 있습니다.
 A tradução das legendas para línguas estrangeiras figura na página 22.
 Quy ước được giải thích bằng tiếng nước ngoài trên trang 22.

5.0m以上	2階の天井以上が つかる程度
3.0m~5.0m未満	1階の天井から2階の 天井近くまでつかる程度
0.5m~3.0m未満	1階の床から1階の 天井までつかる程度
0m~0.5m未満	1階の床までつかる程度
浸水が想定されていない区域	



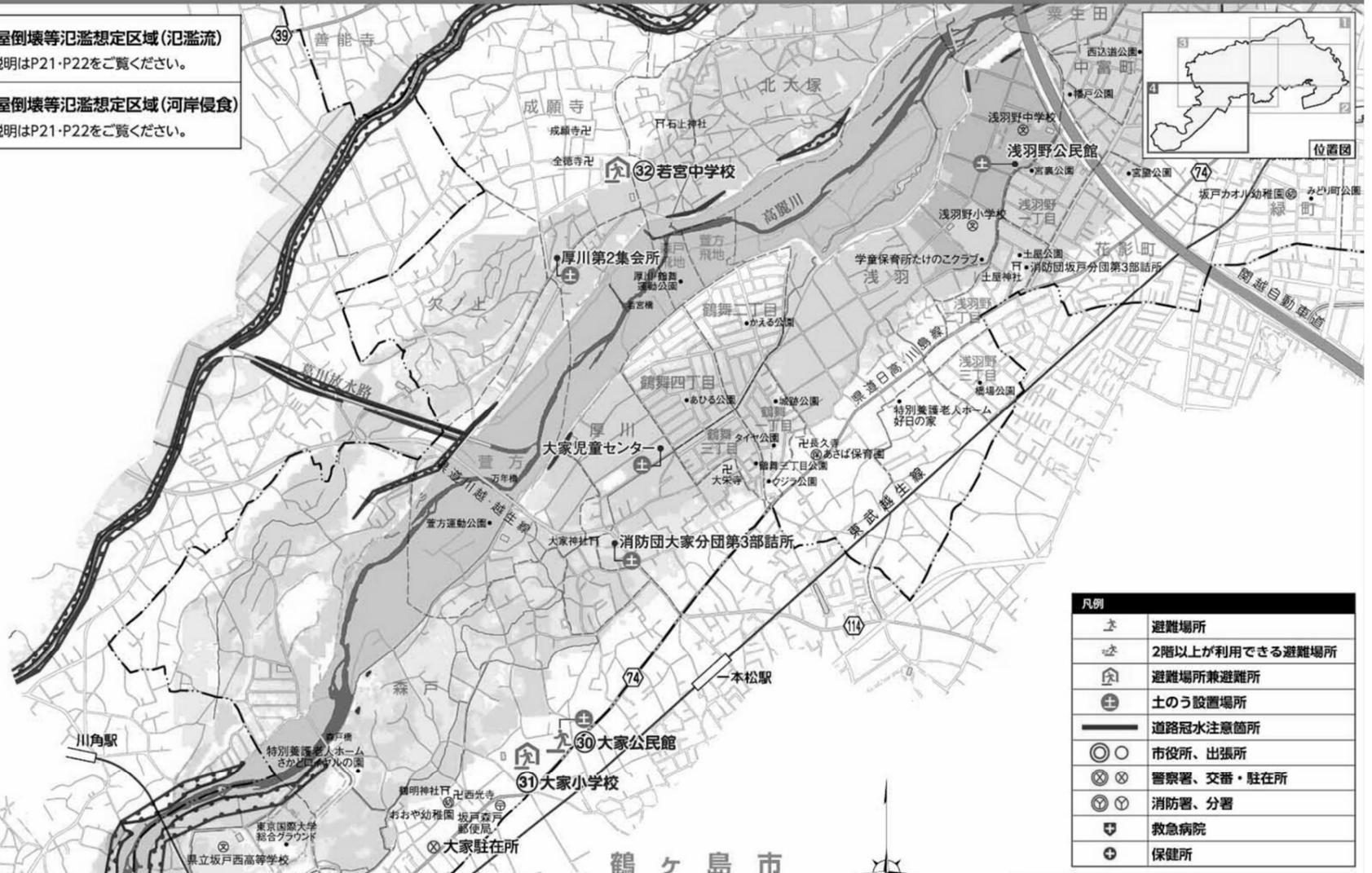
水害ハザードマップ

水害ハザードマップ4・土砂災害ハザードマップ

5.0m以上	2階の天井以上がつか程度
3.0m~5.0m未満	1階の天井から2階の天井近くまでつか程度
0.5m~3.0m未満	1階の床から1階の天井までつか程度
0m~0.5m未満	1階の床までつか程度

浸水が想定されていない区域

- 家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)
詳しい説明はP21・P22をご覧ください。
- 家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)
詳しい説明はP21・P22をご覧ください。



	避難場所
	2階以上が利用できる避難場所
	避難場所兼避難所
	土のう設置場所
	道路冠水注意箇所
	市役所、出張所
	警察署、交番・駐在所
	消防署、分署
	救急病院
	保健所

※凡例の外国語訳は22ページに記載しています。
 * Legends explained in English on page 22.
 ※凡例의 外文翻译记载于第22页。
 ※범례의 외국어 번역은 22페이지에 기재되어 있습니다.
 A tradução das legendas para línguas estrangeiras figura na página 22.
 Quy ước được giải thích bằng tiếng nước ngoài trên trang 22.

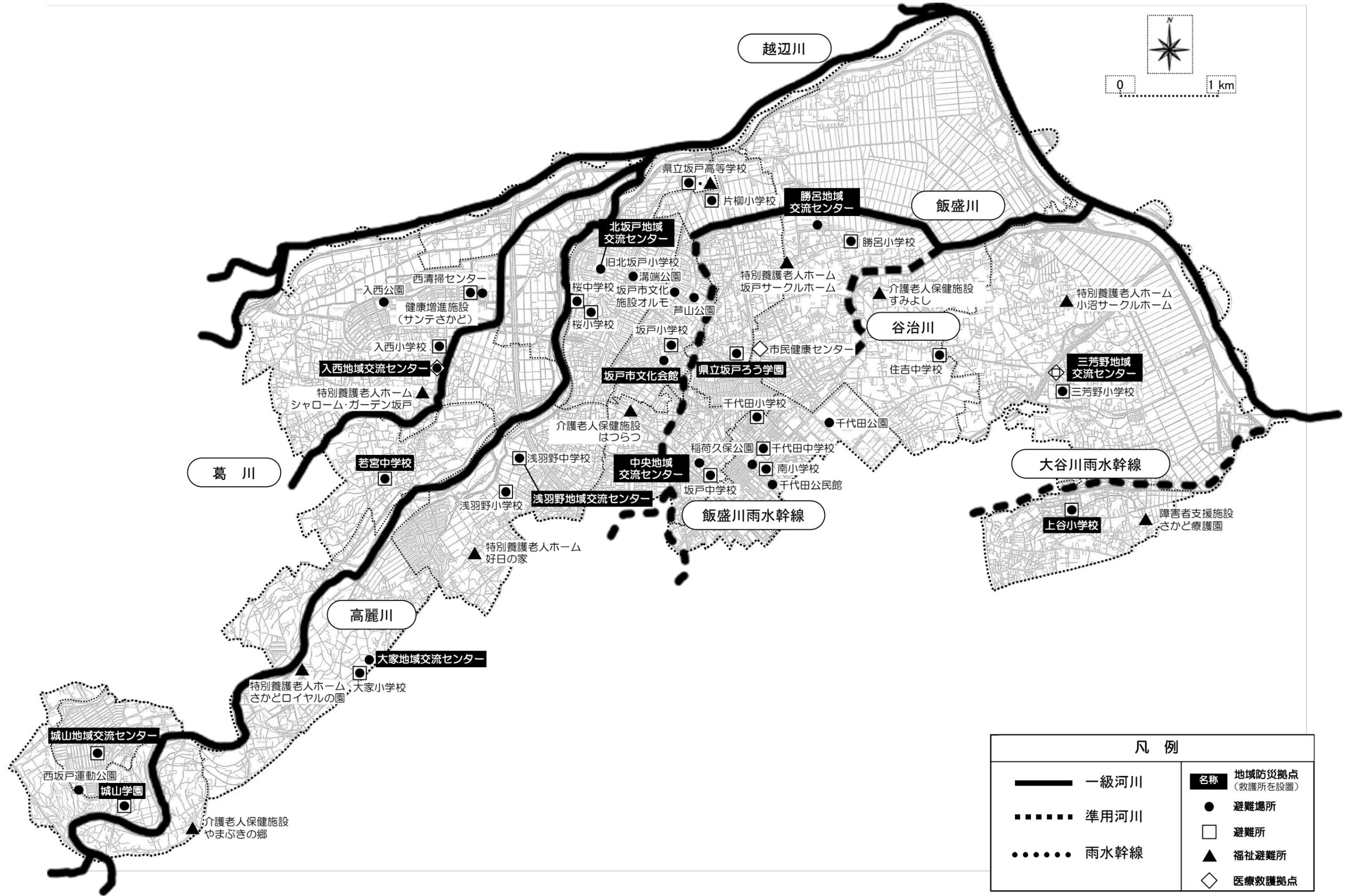
	土砂災害警戒区域 Sediment Disaster Prone Area 沙土災害警戒区域 토사 재해 경계 구역 Áreas sob vigilância devido à possibilidade de deslizamentos Khu vực dễ xảy ra thảm họa trượt tích
	土砂災害特別警戒区域 Sediment Disaster Special Prone Area 沙土災害特別警戒区域 토사 재해 특별 경계 구역 Áreas especiais sob vigilância devido à possibilidade de deslizamentos Khu vực cảnh báo đặc biệt về thảm họa trượt tích



土砂災害ハザードマップについて
 この土砂災害ハザードマップは、土佐災害防止法に基づき実施した基礎調査により、土砂災害警戒区域(イエローゾーン)及び土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)に指定された箇所を掲載しており、坂戸市では2箇所が指定されています。
 【区域図情報】
 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域
 指定主体:埼玉県
 指定年月日:平成26年3月28日

水害・土砂災害
ハザードマップ

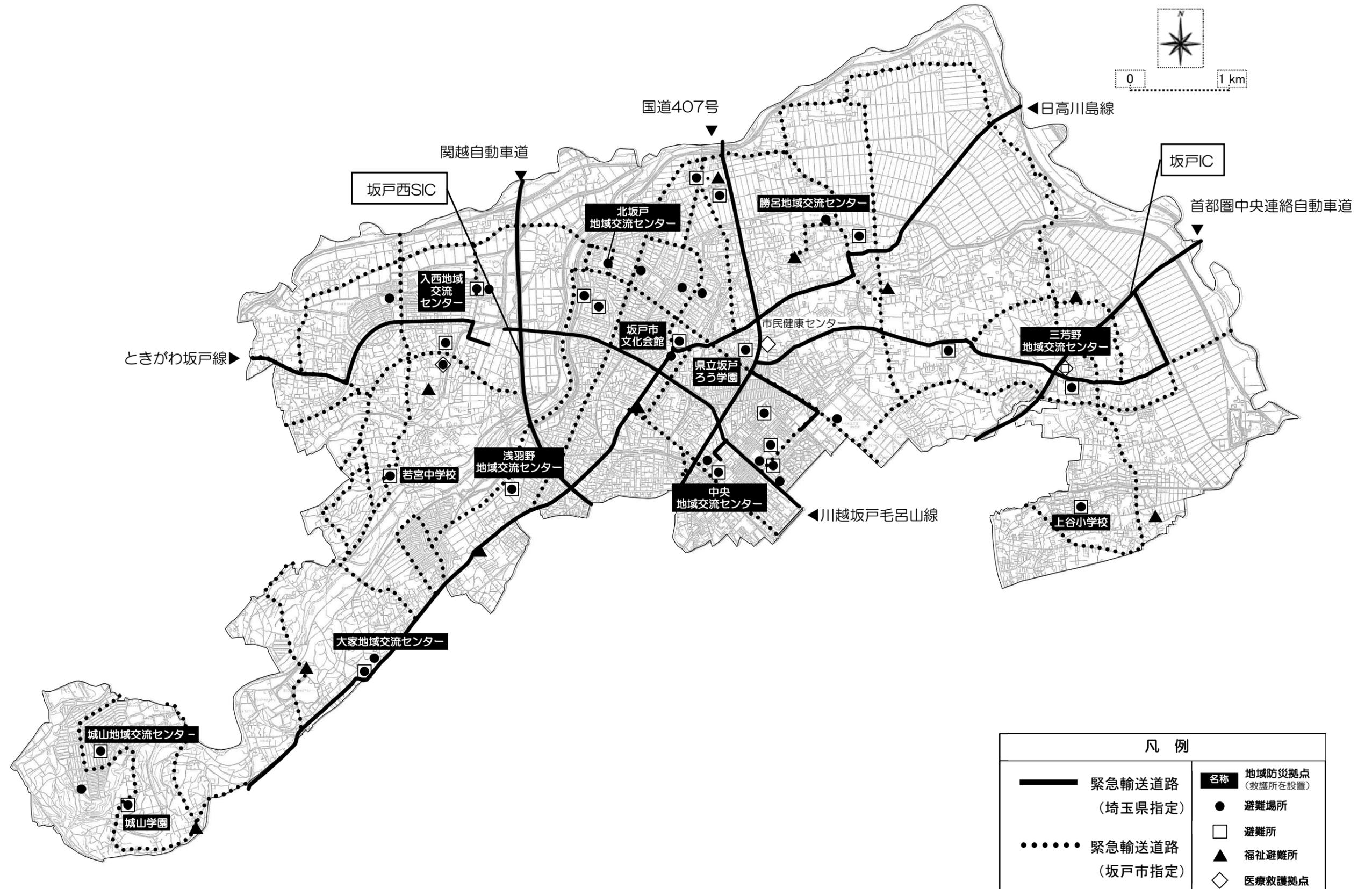
【資料4-2】河川等現況図



凡例	
——	一級河川
.....	準用河川
.....	雨水幹線
●	名称 地域防災拠点 (救護所を設置) 避難場所
□	避難所
▲	福祉避難所
◇	医療救護拠点

【資料4-3】緊急道路ネットワーク

道路情報出典：国土数値情報 緊急輸送道路データ（令和2年度）（国土交通省）、埼玉県緊急輸送道路網図（令和2年8月現在）



【資料4-4】 気象庁震度階級関連解説表

● 使用にあたっての留意事項

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに わずか 大半 ほとんど	極めて少ない。めったにない。 数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。 半分以上。ほとんどよりは少ない。 全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。 眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。 歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。 眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。 歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。 眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。 座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。 自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。 座りの悪い置物の大半が倒れる。 固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。 テレビが台から落ちることがある。 固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。 補強されていないブロック塀が崩れることがある。 据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。 自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。 ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。 補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。 補強されているブロック塀も破損するものがある。

● 木造建物(住宅)の状況

震度階級	木造建物(住宅)	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注1) 木造建物(住宅)の耐震性により2つに区分けた。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁(割り竹下地)、モルタル仕上壁(ラス、金網下地を含む)を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

● 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

● 地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂※ ¹ や液状化※ ² が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※ ³ 。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

● ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある※。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。 そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

● 大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

【資料4-5】NTT災害用伝言ダイヤル「171」解説資料

災害用伝言ダイヤルの概要

災害用伝言ダイヤルは、被災地内の電話番号をキーにして、安否等の情報を音声で登録・確認できるサービスです。

ご利用可能な電話は、加入電話、公衆電話、ひかり電話、及び災害時にNTTが避難所などに設置する災害時用公衆電話からのご利用できます。

(携帯電話からのご利用できますが、詳しくはお客様がご契約されている通信事業者へご確認をお願いします)

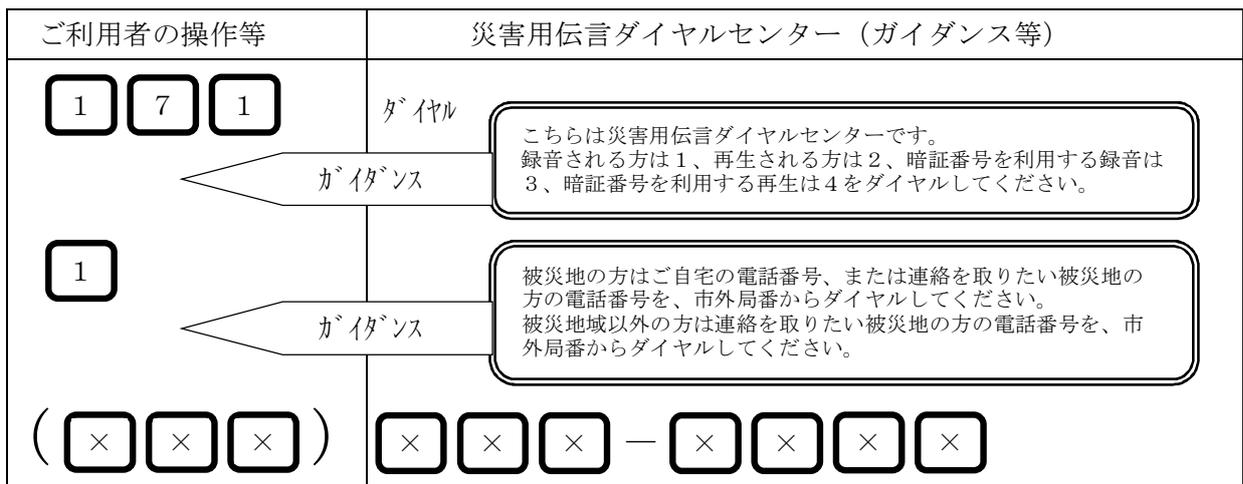
地震等の災害発生時に、被災地の方の安否を気遣う通話が増加し、被災地への通話がつながりにくい状況(ふくそう)になった場合、速やかにサービスを提供します。

キーとして登録できる電話番号は固定電話、携帯電話、IP電話の電話番号になります。なお、固定電話の番号は市外局番から入力する必要があります。

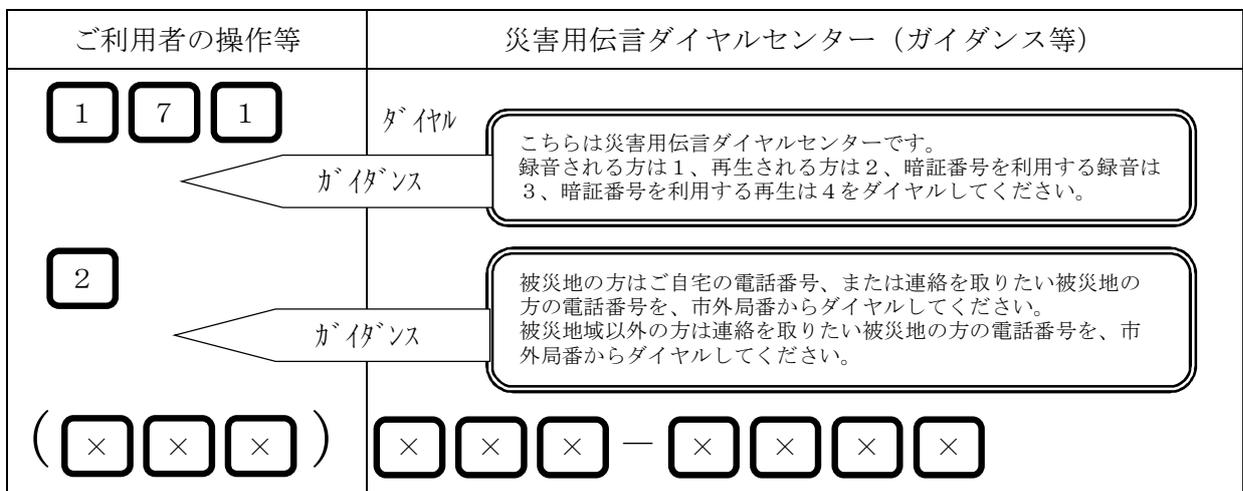
災害用伝言ダイヤルの利用方法

「171」をダイヤルし、利用ガイダンスに従ってダイヤルし、伝言の登録、再生を行ってください。

●伝言の登録方法



●伝言の再生方法 (暗証番号なし)



【資料4-6】NTT災害用伝言板「web171」解説資料

災害用伝言板の概要

災害用伝言板は、災害等の発生時、被災地域（避難所等含む）の住居者がインターネットを經由して災害用伝言板（web171）にアクセスし、電話番号をキーとして伝言情報（テキスト）を登録できます。

登録された伝言情報は電話番号をキーとして全国（海外含む）から確認し、追加の伝言を登録することが可能です。登録したメッセージを通知することもできます。

また、災害用伝言ダイヤル（171）に登録されたメッセージを確認することができます。

災害用伝言板の利用方法

●操作手順

1. 災害用伝言板「web171」（URL:<https://www.web171.jp/>）へアクセスします。
2. 連絡をとりたい方の固定電話番号や携帯電話番号を入力します。
3. 伝言を登録・確認することができます。（事前に設定することで閲覧者を限定することもできる。）

●登録できる伝言の種類

文字（テキスト） 1 伝言あたり全角100文字まで

●メールや音声による伝言登録内容の通知

利用者登録（伝言を登録する方があらかじめ伝言を伝えたい方の通知先を設定）することで、本サービスに伝言を登録した際に、設定した通知先へ伝言内容をメールもしくは電話（音声）で通知します。

●注意点

- ・ 1 電話番号当たり、20伝言まで蓄積できます。
- ・ 伝言の保存時間は、サービス提供終了までで、最大6ヶ月程度です。
- ・ 事前に設定を行うことで、登録した内容をメールまたは電話（人工音声）にて自動的に通知することができます。
- ・ 災害用伝言板（web171）の利用料は無料です。なお、インターネット接続費用やプロバイダー利用料および、ダイヤルアップ接続の場合は通信料等が別途必要となります。

【資料4-7】東海地震の警戒宣言に伴う対応措置

[引用：坂戸市地域防災計画（平成28年3月）]

第3編 震災応急対策編 第5章 東海地震の警戒宣言に伴う対応措置

第5章 東海地震の警戒宣言に伴う対応措置

第1節 対応措置の位置付け

第1 対応措置の趣旨

東海地震とは、静岡県中部から遠州灘周辺を震源域とし、いつ発生してもおかしくないと考えられているマグニチュード8クラスの巨大地震で、これまでの研究や観測体制の構築から唯一予知の可能性のある地震である。

大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）は、大規模地震の発生が予想され、当該地震が発生した場合に著しい災害が生じるおそれのある地域を地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）として指定し、強化地域に係る地震観測体制の強化及び防災関係機関や事業所等における地震防災体制の整備等により、被害の防止及び軽減を図ろうとするものである。

同法に基づき、昭和54年8月に静岡県を中心とする6県（静岡、神奈川、山梨、長野、岐阜、愛知）が強化地域に指定され、平成14年4月には、東京都及び三重県が追加指定され、平成24年4月1日現在、強化地域は、8都県157市町村となっている。

埼玉県域は、東海地震が発生した場合、震度5弱から5強程度に予想されることから、強化地域には指定されなかったが、人口が集中している県南部では、かなりの被害が発生することが予想され、警戒宣言の発令に伴う社会的混乱も懸念される。

このため、県防災会議は、東海地震の発生に備え、社会的混乱の防止と地震被害を最小限にとどめるため、県防災計画の震災対策編の第4章として「東海地震の警戒宣言に伴う対応措置計画」を策定している。

本計画は、県計画に基づき本市における東海地震の警戒宣言に伴う対応措置を定めるものである。

第2 基本的な考え方

対応に当たっての基本的な考え方は、次のとおりである。

- ・警戒宣言発令中も都市機能は、極力平常どおり確保する。
- ・警戒宣言の発令に伴う社会的混乱の発生を防止するとともに、市民の生命、身体及び財産の安全を確保するため、被害を最小限にとどめるための措置を講じる。
- ・原則として、警戒宣言発令時から地震が発生するまでの間にとるべき対応措置を定める。なお、東海地震注意情報（以下「注意情報」という。）の報道が開始されてから警戒宣言発令までの間においても、社会的混乱防止のため必要な措置を講じる。
- ・発災後の対策は、震災応急対策編により対処する。なお、発災前の対処についても、必要に応じて震災応急対策編により対処する。
- ・本市は、強化地域でないことから、大規模地震対策特別措置法が適用されないため、行政指導及び協力要請により対応する。

第3 前提条件

対応措置の前提条件は、次のとおりとする。

1 警戒宣言の発令時刻

警戒宣言が発令される時刻は、原則として最も社会的混乱が予想される社会経済活動が活発な平日の昼間（おおむね午前10時～午後2時）とする。

ただし、各機関の対策遂行上、特に考慮すべき時間帯がある場合は、個別に対応を考慮する。

2 予想震度

予想震度は、震度5弱から5強程度とする。

【表 東海地震に関する情報の種別（「県防災計画」による）】

気象庁は、地殻変動や地震等を24時間体制で監視し、異常なデータが観測された場合には、「東海地震に関する情報」を、各情報が意味する危険度に応じた「カラーレベル」を付し、発表する。

なお、前兆すべりが急激に進んだ場合や前兆すべりが小さい場合等には、直前予知ができない場合もあるので、日頃から東海地震への備えをしておくことが大切である。

情報名	発表基準	
東海地震予知情報 [カラーレベル 赤]	東海地震が発生するおそれがあると認められ、「警戒宣言」が発せられた場合	
東海地震注意情報 [カラーレベル 黄]	観測された現象が東海地震の前兆である可能性が高まったと認められた場合	
東海地震に関連する調査情報 [カラーレベル 青]	臨時	観測データに通常とは異なる変化が観測され、その変化の原因についての調査を行った場合
	定例	毎月の定例の「判定会」で調査が行われ、「東海地震」に直ちに結び付くような変化が観測されていないと判断された場合

第2節 東海地震注意情報発表から警戒宣言発令までの対応措置

第1 基本方針

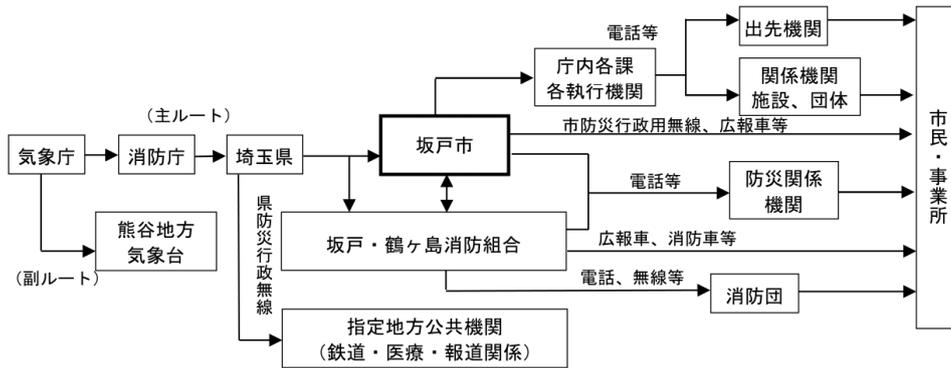
気象庁が強化地域等で常時監視している観測データに異常が認められ、東海地震の前兆現象である可能性が高まったと認められる場合は、東海地震注意情報が発表される。

そのため、注意情報が出されたことに伴う社会的混乱を防止する観点から、必要な措置を講じる。

第2 東海地震注意情報の伝達

1 伝達系統及び伝達手段

東海地震注意情報の伝達系統及び伝達手段は、次のとおりである。



【図 東海地震注意情報の情報伝達】

2 伝達体制

【行政】

計画内容	担当
<ul style="list-style-type: none"> ・ 県から東海地震注意情報の通報を受けたときは、直ちにその旨を庁内に伝達するとともに、防災対策上重要な機関、団体等に伝達する。 ・ 市民に対しては、防災行政用無線、坂戸市公式メール配信サービス、広報車等により伝達する。 	防災安全課 広報広聴課

3 伝達事項

【行政】

計画内容	担当
<p>・伝達事項は、以下のとおりである。</p> <p>① 東海地震注意情報又は東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う意思決定を行った旨の消防庁からの連絡内容</p> <p>② 警戒宣言が発令されることを考慮して必要な体制をとること等</p> <p>③ 東海地震注意情報の解除された旨の連絡内容</p> <p>④ その他必要と認める事項</p> <p>例) 電気、ガス、水道による二次災害防止に関すること。</p>	<p>防災安全課 広報広聴課</p>

第3節 警戒宣言に伴う措置

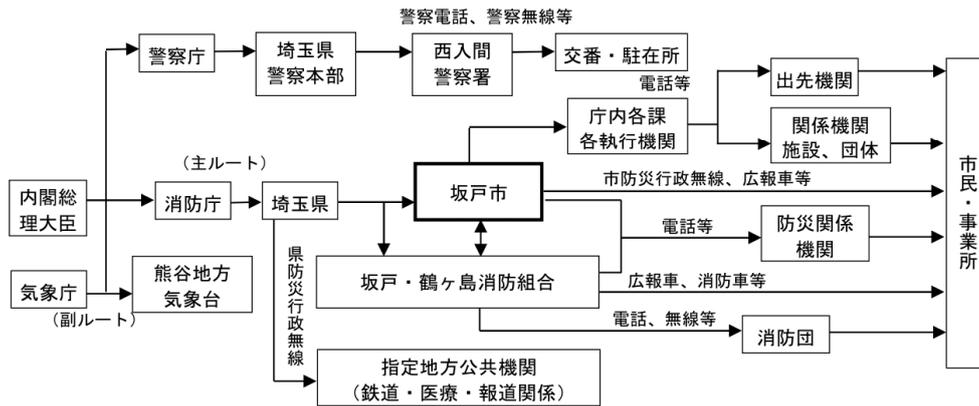
第1 基本方針

警戒宣言が発せられた場合における社会的混乱を防止するとともに、地震発生に備え、被害の未然防止及び軽減を図るため、警戒宣言の発令から地震発生までの間又は地震発生のおそれなくなるまでの間に必要な措置を講じる。

第2 警戒宣言、東海地震予知情報の伝達、広報

1 伝達系統及び伝達手段

警戒宣言、東海地震予知情報の伝達系統及び伝達手段は、次のとおりである。



【図 警戒宣言及び東海地震予知情報伝達系統図】

2 伝達体制

【行政】

計画内容	担当
<ul style="list-style-type: none"> 県から警戒宣言及び東海地震予知情報を受けたときは、直ちにその旨を庁内に伝達するとともに、防災対策上重要な機関、団体等に伝達する。 市民に対しては、防災行政用無線、坂戸市公式メール配信サービス、広報車等により伝達する。 	統括班 広報班

3 伝達事項

【行政】

計画内容	担当
・警戒宣言、東海地震予知情報の伝達事項は、次のとおりとする。 ① 警戒宣言通知文 ② 東海地震予知情報に関する情報文 ③ 警戒宣言発令に伴いとるべき措置事項 ④ 警戒解除宣言に関する通知（地震が発生しないで解除になる場合） ⑤ その他必要と認める事項 例）電気、ガス、水道による二次災害防止に関すること	統括班 広報班

第3 活動体制

県の体制に準じた防災体制として、非常体制をとるものとする。

第4 広報

【行政・関係機関】

計画内容	担当
・市及び坂戸・鶴ヶ島消防組合は、警戒宣言発令に伴う社会的混乱の発生防止と、地震による被害とその拡大を防止し、住民、事業所等のとるべき措置を周知させるため、広報活動を積極的に行う。	統括班 広報班 坂戸・鶴ヶ島消防組合

第5 施設対策

1 教育施設

公立の幼稚園、保育園、小・中学校は、警戒宣言が発令されたときは、次のような措置を講じて園児、児童及び生徒（以下「児童、生徒等」という。）の生命の安全確保について万全を期する。

なお、学校以外の公立の教育施設も、これらに準じて利用者の生命の安全確保について万全を期する。

【行政】

計画内容	担当
<p>(1) 情報の収集伝達等</p> <ul style="list-style-type: none"> 警戒宣言が発令されたときは、学校長（「園長」を含む。）は、直ちに関係機関と連携を図り、情報を収集し、職員に周知させる。 	<p>文教班 福祉班</p>
<ul style="list-style-type: none"> 職員は、児童、生徒等に対し警戒宣言が発令されたことを知らせ、適切な指示をする。この際、児童、生徒等に不安や動揺を与えないよう配慮する。 <p>(2) 中止等</p> <ul style="list-style-type: none"> 警戒宣言が発令されたときは、全ての授業又は学校行事を直ちに打ち切る。 学校（園）は、警戒解除宣言が発令されるまでの間、休校（園）する。 <p>(3) 児童、生徒等の保護</p> <ul style="list-style-type: none"> 職員は、児童、生徒等の帰宅に当たり、次のように措置する。 <ol style="list-style-type: none"> 幼稚園、保育園及び小学校は、児童、生徒等を校内（園内）で保護し、名簿により氏名を確認の上、直接保護者に引き渡す。 中学生は、集団で下校させる。 <p>(4) 校内防災対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校防災マニュアル等に基づき、次のとおり学校の安全に万全を期する。 <ol style="list-style-type: none"> 地震災害での二次災害を防止するため、職員室、給食調理室、理科室、家庭科室等の火気使用場所及び器具を点検し、出火防止措置を講じる。 消火用水、消火器等について、点検及び作動確認を行う。 重要な書類及び物品は、耐火書庫又は耐火倉庫に収納し、施錠する。ただし、耐火書庫等に収納できない場合は、その書類等を点検し、非常災害時に搬出できるよう整理保管する。 火災及び有害ガス発生のおそれがある薬品は、所定の保管庫に収納し、及び施錠し、転倒防止対策がとられていることを確認し、適切な管理を行う。 <p>(5) 事前の指導連絡事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校と児童、生徒等の保護者間の緊急連絡網（携帯メール連絡網等）の使用方法を確認しておく。 警戒宣言が発令されたときは、児童、生徒等を直ちに帰宅させるか、保護者に直接引き渡すかをあらかじめ保護者に知らせておく。 登校前に警戒宣言が発令されたときは、登校しないようあらかじめ保護者及び児童、生徒等に知らせておく。 <p>(6) その他の教育施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 私立の幼稚園等についても、公立学校に準じた措置を講じて児童、生徒等の生命の安全確保について万全を期する。 	<p>文教班 福祉班</p>

2 医療機関

【行政・各施設】

計画内容	担当
<p>(1) 患者に対する措置</p> <ul style="list-style-type: none"> 警戒宣言発令の情報を把握したら、直ちに坂戸鶴ヶ島医師会等の医療機関に対して本計画（震災応急対策編）に基づく体制に移行できるよう整えるとともに、入院患者に対して安全措置を講じるよう協力を依頼し、また、外来患者に対しては可能な限り、診療業務を行い、患者の不安をなくすよう協力を依頼する。 <p>(2) 防災措置等</p> <ul style="list-style-type: none"> 判定会招集等の情報を把握次第、坂戸鶴ヶ島医師会等にその旨を連絡し、本計画に定められている活動体制にいつでも移行できるよう、協力依頼を行う。 医療機関は、それぞれ地震対策についての計画に従った活動体制に速やかに、移行するための準備体制に入るものとする。 二次災害対策のため、薬品管理、放射性物質等の危険物管理について万全を期するものとする。 	<p>保健衛生班 医療機関</p>

3 福祉施設

大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発せられた場合、社会福祉施設にあつては、正確な情報の収集に当たるとともに、防災組織及び対応策の確認並びに設備及び機材の点検を行うことが必要である。

また、周囲の状況から避難すべきであると判断された場合は、指定された避難所へ避難を開始することとする。

【行政・各施設】

計画内容	担当
<p>(1) 情報活動</p> <p>1) 情報収集</p> <ul style="list-style-type: none"> 市、防災機関からの情報の収集に当たる。 ラジオやテレビ放送からの情報を収集する。 <p>2) 情報伝達</p> <p>情報伝達に当たっては、次の点に注意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報は、正確かつ迅速に伝達されるよう努めるとともに、入所者が動揺しないよう定期的に伝達する等配慮すること。 地震発生に伴う避難等の内容を周知しておくこと。 保護者からの照会に対し正確な情報を提供できるよう努めること。 警戒宣言発令時の措置内容について入所者及び保護者に対し徹底しておくこと。 放送設備が使用不能になった場合の伝達方法を定めておくこと。 	<p>福祉班 各施設</p>

<p>3) 報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警戒宣言に対応してとった措置について、市等に連絡するものとする。 <p>4) 情報責任者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報の収集、伝達、報告については、責任者を定めて市等との連絡に当たるものとする。 <p>(2) 防災組織の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警戒宣言が発せられたときは、必要な要員を確保し、迅速かつ確に防災措置を行うための組織編成及び活動について、あらかじめ作成されている計画に基づき、その対応策の再確認を行うことが必要である。 ・計画が作成されていない施設にあつては、次のような体制で役割分担を決めることとする。 <p>1) 情報班</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市等からの情報収集 ・テレビ、ラジオによる情報収集 ・入所者に対する情報伝達 ・市等への報告 <p>2) 消火班</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火気使用器具類の安全点検 ・油類等の保管状況点検 ・ガスボンベの転倒防止 ・消火器具類及び消防設備の点検 ・危険物、火気設備等に対する応急措置 <p>3) 避難誘導班</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難経路、避難所の確認 ・避難器具の準備 <p>4) 非常持出班</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常持出品の持出し準備 <p>5) 救護班</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救急医薬品の準備 <p>(3) 対応策の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各施設においては、上記の防災組織に応じた役割に従い行動するとともに、特に次の点に注意する。 <ol style="list-style-type: none"> ① 非常口、非常階段、避難経路、避難所を確認する。 ② 保護者との連携を図り、入所者を家族等に引き渡す場合、いつ、どこで、どのような方法で行うか明確にする。 ③ 地震の発生時における職員の指示の方法や入所者の行動の仕方を明確にする。 ④ 非常用の器具（携帯ラジオ、懐中電灯、ロープ等）や医薬品の準備をする。 	<p>福祉班 各施設</p>
---	--------------------

<p>⑤ 食料、飲料水、生活必需品についても、必要最小限のものを災害時に持ち出すことができるよう配慮する。</p> <p>(4) 施設・設備の整備及び点検</p> <ul style="list-style-type: none"> ・整備点検を行う重要なものは、次のとおりであるが、施設の実態に応じて、必要なものを追加する。 ① 火気使用設備器具（火気使用は、極力制限し防火措置を講じる。やむを得ず使用する場合には、地震が発生した際直ちに消火できるよう措置を定めておく。） ② 発火流出等のおそれのある危険物 ③ 消火用設備 ④ 落下、倒壊危険のあるもの（特に屋内にある転倒危険家具等について必要な措置を行う。） ⑤ 工事中の建築物等の保安措置 <p>(5) 避難</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震による火災等の危険性により、施設から避難所へ避難すべきであると判断される場合又は市長等から避難勧告や指示があった場合は、避難所へ避難行動を指示する。 ・目的地に到達した場合は、人員を確認し、避難状況について市長に報告するものとする。 	<p>福祉班 各施設</p>
--	--------------------

第6 上水道対策

【水道事業者】

計画内容	担当
<ul style="list-style-type: none"> ・坂戸、鶴ヶ島水道企業団は、住民等が緊急貯水を実施することに留意し、増加する需要に対処するとともに、震災発生後における必要な飲料水の供給を確保し、継続するため、次の措置を講じることとする。 ① 他の地方公共団体からの応援給水を含む応急給水活動の準備を行う。 ② 水道施設の安全点検を実施し、二次災害防止措置の準備を行う。 ③ 応急復旧体制の準備を行う。 	<p>坂戸、鶴ヶ島水道 企業団</p>

第7 生活物資対策

1 備蓄物資

【行政】

計画内容	担当
<p>(1) 食料</p> <ul style="list-style-type: none"> 警戒宣言に伴う対応措置として、食品等の調達を速やかに行うことができるよう関係機関からの情報を備蓄保管責任者に対し伝達を行う。 <p>(2) 生活必需品</p> <ul style="list-style-type: none"> 備蓄倉庫に保管してある生活必需品の数量の再確認を行い、放出の準備を行う。 生活必需品等の調達予定先に対して、保有物資についての在庫量の確認を行い、発災に備えて保管の要請をする。 <p>(3) 医薬品類</p> <p>1) 市備蓄物資の放出の準備</p> <ol style="list-style-type: none"> 災害時の医療救護活動及び医薬品等の供給に関する協定に基づき、坂戸鶴ヶ島市薬剤師会に連絡し、指定する一定数量の医薬品等を確認し、災害時には搬出及び輸送が速やかにできる体制をとるよう依頼する。 災害対策本部等の関係機関からの道路情報等の収集に努める。 <p>2) 業界保有物資の確認（医薬品類）</p> <ul style="list-style-type: none"> 坂戸鶴ヶ島医師会等に対して、次のとおり要請する。 <ol style="list-style-type: none"> 供給できる医薬品等の在庫量を把握しておくこと。 医薬品等の転倒落下防止等に努めること。 住民、医療機関等の要請があった場合は、速やかに供給できるよう準備すること。 	<p>物資班 保健衛生班</p>

2 買占め、売惜しみ防止の呼びかけ

【行政】

計画内容	担当
<ul style="list-style-type: none"> 生活上必要な物資を確保するため、百貨店、スーパーマーケット等小売店に対して、警戒宣言が発令された場合においても極力営業するよう要請する。 警戒宣言発令後も買占め、売惜しみをしないよう生活必需品に係る事業者呼び掛ける。 	<p>物資班</p>

3 輸送車両等の確保

【行政】

計画内容	担当
<ul style="list-style-type: none"> ・警戒宣言発令時において、輸送に必要な車両等は、各部署で保有する車両等を使用する。 ・不足を生じる場合においては、バス・タクシー等の輸送関係協会等と協定をあらかじめ締結し、これに基づき要請を行う。 	<p>輸送班</p>

■生活支援関連

【資料5-1】災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

(内閣府災害救助事務取扱要領抜粋) (令和5年6月現在)

●救助の程度、方法及び期間

<避難所の設置>

対 象	費用の限度額	期 間	備 考
<p>(法第4条第1項) 災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。</p>	<p>(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 340円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。</p>	<p>災害発生の日から7日以内</p>	<p>1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。(ホテル・旅館の利用額は@7,000円(食費込・税込) /泊・人以内とするが、これにより難い場合は内閣府と事前に調整を行うこと。)</p>
<p>(法第4条第2項) 災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。</p>	<p>(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 340円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。</p>	<p>法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間(災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第2条第2項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間)</p>	<p>1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上</p>

<応急仮設住宅の供与>

対 象	費用の限度額	期 間	備 考
<p>住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者</p>	<p>○ 建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり 6,775,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。</p>	<p>災害発生の日から20日以内着工</p>	<p>1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として6,775,000円以内であればよい。 2 同一敷地内に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内</p>
	<p>○ 賃貸型応急住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額</p>	<p>災害発生の日から速やかに借上げ、提供</p>	<p>1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様。</p>

<炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給>

対 象	費用の限度額	期 間	備 考
1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,230円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)
現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上

<被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与>

対 象	費用の限度額	期 間	備 考
全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること

区 分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増すごとに加算
全 壊 全 焼 流 失	夏	19,200	24,600	36,500	43,600	55,200	8,000
	冬	31,800	41,100	57,200	66,900	84,300	11,600
半 壊 半 焼 床上浸水	夏	6,300	8,400	12,600	15,400	19,400	2,700
	冬	10,100	13,200	18,800	22,300	28,100	3,700

<医療及び助産>

対 象	費用の限度額	期 間	備 考
医療 医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上
助産 災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上

<被災者の救出>

対 象	費用の限度額	期 間	備 考
1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	輸送費、人件費は、別途計上

<住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理>

対 象	費用の限度額	期 間	備 考
災害のため住家が半壊（焼）又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対して、 1世帯当たり 50,000円以内	災害発生の日から10日以内	

<日常生活に必要な最小限度の部分の修理>

対 象	費用の限度額	期 間	備 考
1 住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分1世帯当り ①大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 706,000円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 343,000円以内	災害発生の日から3ヵ月以内 （災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6ヵ月以内）	

<学用品の給与>

対 象	費用の限度額	期 間	備 考
住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届け出又はその承認を受けて使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 4,800円 中学校生徒 5,100円 高等学校等生徒 5,600円	災害発生の日から （教科書） 1ヵ月以内 （文房具及び通学用品） 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。

<埋葬>

対 象	費用の限度額	期 間	備 考
災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人（12歳以上） 219,100円以内 小人（12歳未満） 175,200円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。

<死体の捜索及び処理>

対 象	費用の限度額	期 間	備 考
死体の捜索 行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	輸送費、人件費は、別途計上
死体の処理 災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（死体の洗浄、消毒等） 1 体当たり、3,500円以内 一時保存： ○既存建物借上費：通常の実費 ○既存建物以外：1 体当たり 5,400円以内 検案、救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。

<障害物の除去>

対 象	費用の限度額	期 間	備 考
居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 138,300円以内	災害発生の日から 10日以内	

<輸送費及び賃金職員等雇上費>

対 象	費用の限度額	期 間	備 考
(法第4条第1項) 1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
(法第4条第2項) 避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費

●実施弁償及び救助事務費

<実費弁償>

範 囲	費用の限度額	期 間	備 考
災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等(法第3条に規定する都道府県知事等をいう。)の総括する都道府県等(法第17条第1号に規定する都道府県等をいう。)の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

<救助の事務を行うのに必要な費用>

範 囲	費用の限度額	期 間	備 考
1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料) 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度(以下「国庫負担対象年度」という。)における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。 イ 3千万円以下の部分の金額については100分の10 ロ 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9 ハ 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8 ニ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7 ホ 2億円を超え3億円以下の部分の金額について	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。

範 囲	費用の限度額	期 間	備 考
	は100分の6 〜 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5 ト 5億円を超えるの部分の金額については100分の4		

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

発令 : 平成25年10月1日号外内閣府告示第228号

最終改正 : 令和6年8月1日号外内閣府告示第102号

改正内容 : 令和6年8月1日号外内閣府告示第102号[令和6年8月1日]

○災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

[平成二十五年十月一日号外内閣府告示第二百二十八号]

災害救助法施行令(昭和二十二年政令第二百二十五号)第三条第一項及び第五条の規定に基づき、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準を次のとおり定め、平成二十五年十月一日から適用する。

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

第一章 救助の程度、方法及び期間

(救助の程度、方法及び期間)

第一条 災害救助法施行令(昭和二十二年政令第二百二十五号。以下「令」という。)第三条第一項の規定による救助の程度、方法及び期間の基準は、災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号。以下「法」という。)第四条第一項各号及び第二項に掲げる救助の種類ごとに、本章の定めるところによる。

(避難所及び応急仮設住宅の供与)

第二条 法第四条第一項第一号及び第二項の避難所並びに同条第一項第一号の応急仮設住宅の供与は、次の各号に掲げる施設ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難所

イ 災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与するものであること。

ロ 原則として、学校、公民館等既存の建物を利用すること。ただし、これら適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に移動可能な施設、車両等を設置し、又はその他の適切な方法により実施すること。

ハ 避難所の設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費(法第四条第二項の避難所については、災害が発生するおそれがある場合において必要となる別に定める経費)として、一人一日当たり三百五十円以内とすること。

ニ 福祉避難所(高齢者、障害者等(以下「高齢者等」という。)であって避難所での避難生活において特別な配慮を必要とするものに供与する避難所をいう。)を設置した場合は、ハの金額に、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができること。

ホ 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができること。

へ 法第四条第一項第一号の避難所を開設できる期間は、災害発生の日から七日以内とし、同条第二項の避難所を開設できる期間は、法第二条第二項の規定による救助を開始した日から、別に定める日までの期間とすること。

二 応急仮設住宅

応急仮設住宅は、住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し供与するもの（以下「建設型応急住宅」という。）、民間賃貸住宅を借上げて供与するもの（以下「賃貸型応急住宅」という。）、又はその他適切な方法により供与するものであること。

イ 建設型応急住宅

- (1) 建設型応急住宅の設置に当たっては、原則として、公有地を利用すること。ただし、これら適当な公有地を利用することが困難な場合は、私有地を利用することが可能であること。
- (2) 一戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、六百八十八万三千円以内とすること。
- (3) 建設型応急住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね五十戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、五十戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できること。
- (4) 福祉仮設住宅（老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であつて日常の生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。）を建設型応急住宅として設置できること。
- (5) 建設型応急住宅は、災害発生の日から二十日以内に着工し、速やかに設置しなければならないこと。
- (6) 建設型応急住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第八十五条第三項又は第四項に規定する期限までとすること。
- (7) 建設型応急住宅の供与終了に伴う建設型応急住宅の解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費とすること。

ロ 賃貸型応急住宅

- (1) 賃貸型応急住宅の一戸当たりの規模は、世帯の人数に応じてイ(2)に定める規模に準ずることとし、その借上げのために支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。
- (2) 賃貸型応急住宅は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借上げ、提供しなければならないこと。
- (3) 賃貸型応急住宅を供与できる期間は、イ(6)と同様の期間とすること。

(炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給)

第三条 法第四条第一項第二号の炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給は、次の各号に定める救助ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 炊き出しその他による食品の給与

- イ 避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者に対して行うものであること。
- ロ 被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。
- ハ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費として一人一日当たり千三百三十円以内とすること。
- ニ 炊き出しその他による食品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から七日以内とすること。

二 飲料水の供給

- イ 災害のために現に飲料水を得ることができない者に対して行うものであること。
- ロ 飲料水の供給を実施するために支出できる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とし、当該地域における通常の実費とすること。
- ハ 飲料水の供給を実施できる期間は、災害発生の日から七日以内とすること。

(被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与)

第四条 法第四条第一項第三号の被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与（以下「生活必需品の給与等」という。）は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。）、全島避難等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものであること。
- 二 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。

- イ 被服、寝具及び身の回り品
- ロ 日用品
- ハ 炊事用具及び食器
- ニ 光熱材料

三 生活必需品の給与等のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により一世帯当たり次に掲げる額の以内とすること。この場合においては、季別は、夏季（四月から九月までの期間をいう。以下同じ。）及び冬季（十月から三月までの期間をいう。以下同じ。）とし、災害発生の日をもって決定すること。

イ 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

季別	一人世帯の額	二人世帯の額	三人世帯の額	四人世帯の額	五人世帯の額	世帯員数が六人以上一人を増すごとに加算する額
夏季	一万九千八百円	二万五千四百円	三万七千七百円	四万五千元	五万七千元	八千三百円
冬季	三万二千八百円	四万二千四百円	五万九千元	六万九千元	八万七千元	一万二千元

ロ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

季別	一人世帯の額	二人世帯の額	三人世帯の額	四人世帯の額	五人世帯の額	世帯員数が六人以上一人を増すごとに加算する額
夏季	六千五百円	八千七百元	一万三千元	一万五千九百円	二万円	二千八百円
冬季	一万四百年	一万三千六百円	一万九千四百円	二万三千元	二万九千元	三千八百円

四 生活必需品の給与等は、災害発生の日から十日以内に完了しなければならないこと。

(医療及び助産)

第五条 法第四条第一項第四号の医療及び助産は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 医療

イ 災害のため医療の途を失った者に対して、応急的に処置するものであること。

ロ 救護班において行うこと。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院又は診療所（あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）又は柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師（以下「施術者」という。）を含む。）において医療（施術者が行うことができる範囲の施術を含む。）を行うことができること。

ハ 次の範囲内において行うこと。

- (1) 診療
- (2) 薬剤又は治療材料の支給
- (3) 処置、手術その他の治療及び施術
- (4) 病院又は診療所への収容
- (5) 看護

ニ 医療のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は協定料金の額以内とすること。

ホ 医療を実施できる期間は、災害発生の日から十四日以内とすること。

二 助産

イ 災害発生の日以前又は以後の七日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失ったものに対して行うものであること。

ロ 次の範囲内において行うこと。

- (1) 分べんの介助
- (2) 分べん前及び分べん後の処置
- (3) 脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給

ハ 助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の百分の八十以内の額とすること。

ニ 助産を実施できる期間は、分べんした日から七日以内とすること。

(被災者の救出)

第六条 法第四条第一項第五号の被災者の救出は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出するものであること。
- 二 被災者の救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。
- 三 被災者の救出を実施できる期間は、災害発生の日から三日以内とすること。
(被災した住宅の応急修理)

第七条 法第四条第一項第六号の被災した住宅の応急修理は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理
 - イ 災害のため住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者に対して行うものであること。
 - ロ 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行うものとし、その修理のために支出できる費用は、一世帯当たり五万五千五百円以内とすること。
 - ハ 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理は、災害発生の日から十日以内に完了すること。
- 二 日常生活に必要な最小限度の部分の修理
 - イ 災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものであること。
 - ロ 居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出できる費用は、一世帯当たり次に掲げる額以内とすること。
 - (1) (2)に掲げる世帯以外の世帯 七十一万七千円
 - (2) 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 三十四万八千円
 - ハ 日常生活に必要な最小限度の部分の修理は、災害発生の日から三月以内(災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第二十三条の三第一項に規定する特定災害対策本部、同法第二十四条第一項に規定する非常災害対策本部又は同法第二十八条の二第一項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、六月以内)に完了すること。
(生業に必要な資金の貸与)

第八条 法第四条第一項第七号の生業に必要な資金の貸与は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 住家が全壊、全焼又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行うものであること。
- 二 生業を営むために必要な機械、器具又は資材を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込みが確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与するものであること。
- 三 生業に必要な資金として貸与できる額は、次の額以内とすること。
 - イ 生業費 一件当たり 三万円
 - ロ 就職支度費 一件当たり 一万五千元
- 四 生業に必要な資金の貸与は、次の条件を付すものであること。

イ 貸与期間 二年以内

ロ 利子 無利子

五 生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から一月以内に完了しなければならないこと。

(学用品の給与)

第九条 法第四条第一項第八号の学用品の給与は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行うものであること。

二 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。

イ 教科書

ロ 文房具

ハ 通学用品

三 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額以内とすること。

イ 教科書代

(1) 小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第百三十二号）第二条第一項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費

(2) 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費

ロ 文房具費及び通学用品費

(1) 小学校児童 一人当たり 五千二百円

(2) 中学校生徒 一人当たり 五千五百円

(3) 高等学校等生徒 一人当たり 六千円

四 学用品の給与は、災害発生の日から教科書については一月以内、その他の学用品については十五日以内に完了しなければならないこと。

(埋葬)

第十条 法第四条第一項第九号の埋葬は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものであること。

二 原則として、棺又は棺材の現物をもって、次の範囲内において行うこと。

イ 棺（附属品を含む。）

ロ 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）

ハ 骨つば及び骨箱

三 埋葬のため支出できる費用は、一体当たり大人二十二万六千円以内、小人十八万八千円以内とすること。

四 埋葬は、災害発生の日から十日以内に完了しなければならないこと。

(死体の捜索及び処理)

第十一条 法第四条第一項第十号の規定に基づく令第二条第一号の死体の捜索及び処理は、次の各号に掲げる救助ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 死体の捜索

- イ 災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものであること。
- ロ 死体の捜索のため支出できる費用は、舟艇その他捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。
- ハ 死体の捜索は、災害発生の日から十日以内に完了しなければならないこと。

二 死体の処理

- イ 災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行うものであること。
- ロ 次の範囲内において行うこと。
 - (1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置
 - (2) 死体の一時保存
 - (3) 検案
- ハ 検案は、原則として救護班において行うこと。

ニ 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。

- (1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、一体当たり三千六百円以内とすること。
- (2) 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するための既存の建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は一体当たり五千七百円以内とすること。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要であるときは、当該地域における通常の実費を加算することができること。
- (3) 救護班において検案をすることができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とすること。

ホ 死体の処理は、災害発生の日から十日以内に完了しなければならないこと。

(災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去)

第十二条 法第四条第一項第十号の規定に基づく令第二条第二号の災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者に対して行うものであること。
- 二 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均が十四万円以内とすること。
- 三 障害物の除去は、災害発生の日から十日以内に完了しなければならないこと。

(救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費)

第十三条 法第四条第一項各号及び第二項の救助を実施するに当たり必要な場合は、救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費を支給することができる。

一 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とすること。

イ 被災者（法第四条第二項の救助にあつては避難者）の避難に係る支援

ロ 医療及び助産

ハ 被災者の救出

ニ 飲料水の供給

ホ 死体の捜索

ヘ 死体の処理

ト 救済用物資の整理配分

二 救援のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とすること。

三 救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間以内とすること。

第二章 実費弁償

(実費弁償)

第十四条 法第七条第五項の実費弁償は、次の各号に掲げる者ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 令第四条第一号から第四号までに規定する者

イ 日当

法第七条第一項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等（法第三条に規定する都道府県知事等をいう。）の統括する都道府県等（法第十七条第一号に規定する都道府県等をいう。ハにおいて同じ。）の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定めること。

ロ 時間外勤務手当

職種ごとに、イに定める日当額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して算定した額以内とすること。

ハ 旅費

職種ごとに、イに定める日当額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して、各都道府県等の職員に対する旅費の支給に関する条例において定める額以内とすること。

二 令第四条第五号から第十号までに規定する者

業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその百分の三の額を加算した額以内とすること。

第三章 災害救助事務

(救助事務費)

第十五条 法第十八条第一項の救助の事務を行うのに必要な費用（以下「救助事務費」という。）は、次の各号に定めるところによる。

一 救助事務費に支出できる範囲は、救助の事務を行うのに要した経費（救助の実施期間内のものに限る。）及び災害救助費の精算の事務を行うのに要した経費とし、次に掲げる費用とすること。

- イ 時間外勤務手当
- ロ 賃金職員等雇上費
- ハ 旅費
- ニ 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料をいう。）
- ホ 使用料及び賃借料
- ヘ 通信運搬費
- ト 委託費

二 各年度において、前号の救助事務費に支出できる費用は、法第二十一条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る前号イからトまでに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百四十三条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。

- イ 三千万円以下の部分の金額については百分の十
- ロ 三千万円を超え六千万円以下の部分の金額については百分の九
- ハ 六千万円を超え一億円以下の部分の金額については百分の八
- ニ 一億円を超え二億円以下の部分の金額については百分の七
- ホ 二億円を超え三億円以下の部分の金額については百分の六
- ヘ 三億円を超え五億円以下の部分の金額については百分の五
- ト 五億円を超える部分の金額については百分の四

三 前号の「救助事務費以外の費用の額」とは、第二条から第十三条までに規定する救助の実施のために支出した費用及び第十四条に規定する実費弁償のため支出した費用を合算した額、法第九条第二項に規定する損失補償に要した費用の額、令第八条第二項に定めるところにより算定した法第十二条の扶助金の支給基礎額を合算した額、法第十九条に規定する委託費用の補償に要した費用の額並びに法第二十条第一項に規定する求償に対する支払いに要した費用の額（救助事務費の額を除く）の合計額をいう。

前 文〔抄〕〔平成二六年三月三十一日内閣府告示第一九号〕

平成二十六年四月一日から適用する。

前 文〔抄〕〔平成二七年三月三十一日内閣府告示第四四号〕

平成二十七年四月一日から適用する。

前 文〔抄〕〔平成二八年三月三十一日内閣府告示第一一二号〕

平成二十八年四月一日から適用する。

前 文〔抄〕〔平成二九年三月三十一日内閣府告示第五三五号〕

平成二十九年四月一日から適用する。

前 文〔抄〕〔平成三〇年三月三〇日内閣府告示第五一号〕

平成三十年四月一日から適用する。

前 文〔抄〕〔令和元年九月三〇日内閣府告示第八九号〕
令和元年十月一日から適用する。

前 文〔抄〕〔令和元年一〇月二三日内閣府告示第三七八号〕
公布の日から施行し、改正後の規定は令和元年八月二十八日から適用する。

前 文〔抄〕〔令和三年五月二〇日内閣府告示第七一号〕
災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和三年法律第三十号）の施行の日（令和三年五月二十日）から適用する。

前 文〔抄〕〔令和三年六月一八日内閣府告示第七六号〕
公布の日から適用する。

前 文〔抄〕〔令和四年三月三十一日内閣府告示第三七号〕
令和四年四月一日から適用する。

前 文〔抄〕〔令和五年三月三十一日内閣府告示第三六号〕
令和五年四月一日から適用する。

附 則〔令和五年六月一六日内閣府告示第九一号〕
この告示は、公布の日から施行し、改正後の規定は令和五年四月一日から適用する。

附 則〔令和六年八月一日内閣府告示第一〇二号〕
この告示は、公布の日から施行し、改正後の規定は、令和六年七月九日から適用する。

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

平成十三年三月二十三日

告示第三百九十三号

改正	平成一四年	五月一七日	告示第九四三号	平成一六年	一月	六日	告示第八号
	平成一六年	四月三〇日	告示第九八七号	平成一七年	七月二六日		告示第一五〇六号
	平成一八年	四月二八日	告示第八一三号	平成一九年	六月二九日		告示第一〇四四号
	平成二〇年	六月二〇日	告示第八四五号	平成二一年一〇月	九日		告示第一三四四号
	平成二二年	七月	二日	告示第九五五号	平成二四年	八月一〇日	告示第一一二二号
	平成二六年	一月二八日	告示第九六号	平成二六年	五月二三日		告示第七七一号
	平成二七年	五月	一日	告示第四九二号	平成二八年	四月二六日	告示第五八七号
	平成二九年	五月一二日	告示第五九四号	平成三〇年	五月二五日		告示第五七四号
	令和二年	二月二八日	告示第一三三号	令和三年	八月一〇日		告示第九三二号
	令和四年	七月一九日	告示第七五〇号	令和五年	三月三十一日		告示第三六三号
	令和六年	三月二九日	告示第二九五号				

災害救助法施行令（昭和二十二年政令第二百二十五号）第九条第一項及び第十一条の規定に基づき、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準を次のとおり定め、平成十二年四月一日から適用する。

昭和四十年埼玉県告示第六百三号（災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償について）は、平成十二年三月三十一日限り廃止する。

第一章 救助の程度、方法及び期間

第一条 災害救助法施行令（昭和二十二年政令第二百二十五号。以下「令」という。）第三条第一項の規定による救助の程度、方法及び期間の基準は、災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号。以下「法」という。）第四条第一項各号及び第二項に掲げる救助の種類ごとに、本章の定めるところによる。

（避難所及び応急仮設住宅の供与）

第二条 法第四条第一項第一号及び第二項の避難所並びに同条第一項第一号の応急仮設住宅の供与は、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成二十五年内閣府告示第二百二十八号。以下「内閣府告示」という。）第二条に規定する基準の例により行うこととする。

（炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給）

第三条 法第四条第一項第二号の炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給は、内閣府告示第三条に規定する基準の例により行うこととする。

（被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与）

第四条 法第四条第一項第三号の被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、内閣府告示第四条に規定する基準の例により行うこととする。

(医療及び助産)

第五条 法第四条第一項第四号の医療及び助産は、内閣府告示第五条に規定する基準の例により行うこととする。

(被災者の救出)

第六条 法第四条第一項第五号の被災者の救出は、内閣府告示第六条に規定する基準の例により行うこととする。

(被災した住宅の応急修理)

第七条 法第四条第一項第六号の被災した住宅の応急修理は、内閣府告示第七条に規定する基準の例により行うこととする。

(生業に必要な資金の貸与)

第八条 法第四条第一項第七号の生業に必要な資金の貸与は、内閣府告示第八条に規定する基準の例により行うこととする。

(学用品の給与)

第九条 法第四条第一項第八号の学用品の給与は、内閣府告示第九条に規定する基準の例により行うこととする。

(埋葬)

第十条 法第四条第一項第九号の埋葬は、内閣府告示第十条に規定する基準の例により行うこととする。

(死体の搜索及び処理)

第十一条 法第四条第一項第十号の規定に基づく令第二条第一号の死体の搜索及び処理は、内閣府告示第十一条に規定する基準の例により行うこととする。

(災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去)

第十二条 法第四条第一項第十号の規定に基づく令第二条第二号の災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去は、内閣府告示第十二条に規定する基準の例により行うこととする。

(救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費)

第十三条 法第四条第一項各号及び第二項の救助を実施するに当たり必要な場合は、内閣府告示第十三条に規定する基準の例により、救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費を支給することができる。

第二章 実費弁償

(実費弁償)

第十四条 法第七条第五項の実費弁償は、次の各号に掲げる者ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 令第四条第一号から第四号までに規定する者

イ 日当 (一人一日当たり)

(1) 医師及び歯科医師

二万二千元以内

- (2) 薬剤師
一万七千百円以内
- (3) 保健師及び助産師
一万七千八百円以内
- (4) 看護師
一万七千百円以内
- (5) 准看護師
一万四千五百円以内
- (6) 診療放射線技師及び臨床検査技師
一万五千八百円以内
- (7) 臨床工学技士及び歯科衛生士
一万五千百円以内
- (8) 救急救命士
一万五千八百円以内
- (9) 土木技術者及び建築技術者
一万五千四百円以内
- (10) 大工
二万八千七百円以内
- (11) 左官
二万九千八百円以内
- (12) とび職
三万四百円以内

ロ 時間外勤務手当

職種ごとに、イの(1)から(12)までに定める日当額を基礎とし、常勤県職員との均衡を考慮して算定した額以内とすること。

ハ 旅費

職種ごとに、イの(1)から(12)までに定める日当額を基礎とし、常勤県職員との均衡を考慮して職員の旅費に関する条例(昭和二十七年埼玉県条例第二十号)において定める額以内とすること。

二 令第四条第五号から第十号までに規定する者

業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその百分の三の額を加算した額以内とすること。

第三章 災害救助事務

(救助事務費)

第十五条 法第十八条第一項の救助の事務を行うのに必要な費用は、内閣府告示第十五条に規定する基準の例によることとする。

前 文(抄)(平成十四年五月十七日告示第九百四十三号)

平成十四年四月一日から適用する。

前 文(抄)(平成十八年四月二十八日告示第八百十三号)

平成十八年四月一日から適用する。

前 文（抄）（平成二十六年五月二十三日告示第七百七十一号）

平成二十六年四月一日から適用する。

前 文（抄）（平成二十七年五月一日告示第四百九十二号）

平成二十七年四月一日から適用する。

前 文（抄）（平成三十年五月二十五日告示第五百七十四号）

平成三十年四月一日から適用する。

前 文（抄）（令和二年二月二十八日告示第百三十三号）

令和元年十月十二日から適用する。

前 文（抄）（令和四年七月十九日告示第七百五十号）

令和四年四月一日から適用する。

前 文（抄）（令和五年三月三十一日告示第三百六十三号）

令和五年四月一日から適用する。

前 文（抄）（令和六年五月二十九日告示第二百九十五号）

令和六年四月一日から適用する。

【資料5-2】 確定報告記入要領

[引用：埼玉県地域防災計画 資料編（令和6年3月）]

区 分	基 準
人的被害	<ol style="list-style-type: none"> 1 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。 2 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。 3 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。 4 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのものとする。
住家被害	<ol style="list-style-type: none"> 1 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。 2 棟とは、一つの独立した建物とする。 3 世帯とは、生計を一つにしている実際の生活単位とする。 4 「全壊」とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもので、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。 5 「半壊」とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもので、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。 6 「一部破損」とは、全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。 7 「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。 8 「床下浸水」とは、床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
非住家被害	<ol style="list-style-type: none"> 1 「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害個所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 2 「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。 3 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。 4 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。
田畑被害	<ol style="list-style-type: none"> 1 「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流出し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。 2 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。 3 「畑の流失、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。

区 分	基 準
道路被害	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路決壊とは、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち橋りょうを除いたもので、一部が破損し、車両の通行が不能となった程度の被害を受けたもの。 2 道路冠水とは、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち橋りょうを除いたもので、一部が冠水し、車両の通行規制が行われる程度の被害を受けたもの。
その他被害	<ol style="list-style-type: none"> 1 「文教施設」とは、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、特別支援学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。 2 「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。 3 「河川」とは、河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。 4 「砂防」とは、砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。 5 「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。 6 「崖くずれ」とは、崖くずれによって人・住家等に被害を生じたもの、また復旧工事を必要とする程度の被害を受けたもの。 7 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。 8 「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。 9 「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。 10 「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。 11 「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。 12 「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。 13 「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。 14 「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常的生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。 15 「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。
火災発生	火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。
被害金額	<ol style="list-style-type: none"> 1 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。 2 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。 3 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。

区 分	基 準
	<p>4 「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。</p> <p>5 「公共施設災害市町村」とは、公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。</p> <p>6 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。</p> <p>7 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。</p> <p>8 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。</p> <p>9 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。</p> <p>10 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。</p>

【資料5-3】 災害の被害認定基準について

府政防 6 7 0 号
令和 3 年 6 月 24 日

警察庁警備局長 殿
消防庁次長 殿
中小企業庁次長 殿
国土交通省住宅局長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）

災害の被害認定基準について

災害の被害認定基準については、「災害の被害認定基準について」（平成 1 3 年 6 月 2 8 日府政防第 5 1 8 号）（以下「平成 1 3 年通知」という。）において、統一基準を通知しているところである。

その後、平成 2 5 年 6 月施行の災害対策基本法（昭和 3 6 年法律第 2 2 3 号）の改正により、災害による住家の被害の程度を証明する罹災証明書の交付が義務付けられ、令和元年 1 0 月には、災害救助法（昭和 2 2 年法律第 1 1 8 号）に基づく住宅の応急修理の対象が準半壊に拡大されるとともに、令和 2 年 1 2 月施行の被災者生活再建支援法（平成 1 0 年法律第 6 6 号）の改正により、中規模半壊世帯が支援金の支給対象として追加されたことを踏まえ、平成 1 3 年通知の別紙を次表のとおり改めることとした。

従って、貴省庁におかれては、災害の被害状況の報告等の重要性に鑑み、この方向で統一するよう
よろしくお取り計らい願いたい。

被害種類	認定基準
死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。
重傷者軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のあるものうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは、1月未満で治療できる見込みの者とする。
住家全壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
住家半壊（半焼）	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
大規模半壊	居住する住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
中規模半壊	居住する住家が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。
半壊	住家半壊（半焼）のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くもの。具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の20%以上30%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のものとする。
準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。
住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。

被害種類	認定基準
非住家	<p>住家以外の建築物をいうものとする。</p> <p>なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。</p>

(注)

- (1) 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物または完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
- (2) 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- (3) 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

【資料5-4】 災害復興住宅融資(建設・購入)に基づく資金貸付

○実施主体：住宅金融支援機構

貸付対象者	次の(1)から(4)までの全てに当てはまる方 (1) 災害により被害が生じた住宅の所有者または居住者で、住宅が「全壊」した旨の「罹災証明書」を交付されている方 ※住宅が「大規模半壊」、「中規模半壊」または「半壊」した旨の「罹災証明書」を交付されている方は、当該罹災証明書(写)の提出に加えて、被災住宅の修理が不能又は困難である旨を借入申込書に記入することによりお申し出いただいた場合に限り、申し込むことができます(「準半壊」、「一部損壊」等は対象になりません)。 (2) ご自分もしくは被災した親等が居住するための住宅または被災した他人(親族等)に無償で貸すための住宅を建設または購入する方 (3) 年収に占める全てのお借入れの年間合計返済額の割合(総返済負担率)が機構定める基準を満たしている方 (4) 日本国籍の方・永住許可等を受けている外国人の方
貸付限度	【建設】 土地を取得する場合 5,500万円 土地を取得しない場合 4,500万円 【購入】 5,500万円
利率	全期間固定金利型
償還期間	最長35年(1年以上1年単位)

【資料5-5】 災害復興住宅融資(補修)に基づく資金貸付

○実施主体：住宅金融支援機構

貸付対象者	次の(1)から(4)までの全てに当てはまる方 (1) 災害により被害が生じた住宅の所有者または居住者で、住宅に被害が生じた旨の「罹災証明書」を交付されている方 (2) ご自分若しくは被災した親等が居住するための住宅又は被災した他人(親族等)に無償で貸すための住宅を補修する方 (3) 年収に占める全てのお借入れの年間合計返済額の割合(総返済負担率)が機構定める基準を満たしている方 (4) 日本国籍の方・永住許可等を受けている外国人の方
貸付限度	2,500万円以下
利率	全期間固定金利型
償還期間	最長35年(1年以上1年単位)

【資料5-6】生活福祉資金貸付制度に基づく貸付資金(住宅の補修等に必要経費)

○実施主体：県社会福祉協議会

貸付対象者	低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯（日常生活上療養又は介護を要する高齢者が属する世帯に限る） ※ただし、『災害弔慰金の支給に関する法律』に基づく災害援護資金の対象とならない世帯であること
貸付限度	250万円以内
利率	1.5%（連帯保証人がいる場合は無利子）
償還期間	6月以内の据置期間経過後、7年以内

【資料5-7】生活福祉資金貸付制度に基づく貸付資金(災害を受けたことにより臨時に必要となる経費)

○実施主体：県社会福祉協議会

貸付対象者	低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯（日常生活上療養又は介護を要する高齢者が属する世帯に限る） ※ただし、『災害弔慰金の支給に関する法律』に基づく災害援護資金の対象とならない世帯であること
貸付限度	150万円以内
利率	1.5%（連帯保証人がいる場合は無利子）
償還期間	6月以内の据置期間経過後、7年以内

【資料5-8】経営安定資金(災害復旧資金)

○実施主体：県（産業労働部）

融資対象	県内の被災中小企業者であって、次の各号に該当する者（組合含む） ① 原則として県内で客観的に事業に着手しており、事業税を滞納していないこと ② 保証対象業種に属する事業を営むものであること ③ 経済産業大臣の指定する災害その他突発的事由の影響を受け、市町村長の認定を受けている又は、災害の影響を受け、市町村の罹災証明を受けていること	
融資限度額	設備資金8,000万円（組合の場合 1億円） 運転資金8,000万円（組合の場合 8,000万円）	
融資条件	使 途	災害の復旧に必要なもの
	貸付期間	10年以内（据置2年以内）
	利 率	大臣指定等貸付 貸付期間に応じて年1.3～1.5%以内（令和6年10月時点） 知事指定等貸付 貸付期間に応じて年1.4～1.6%以内（令和6年10月時点）
	担 保	取扱金融機関及び埼玉県信用保証協会との協議により定める
	保 証 人	個人 原則として不要 法人 原則として代表者以外の連帯保証人は不要
	信用保証	埼玉県信用保証協会の信用保証を付する
償還方法	元金均等月賦償還 据置期間2年以内	
申込受付場所	取扱金融機関	

【資料5-9】天災融資法に基づく資金融資

○実施主体：県（農林部）

貸付の相手方	被害農林漁業者
貸付対象事業資金使途	種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具（政令で定めるものに限る）家畜又は家きん、薪炭原木、しいたけほだ木、漁具、稚魚、稚貝、餌料、漁業用燃油等の購入資金、炭がまの構築資金、漁船（政令で定めるものに限る）の建造又は取得資金、その他農林漁業経営に必要な資金
貸付利率	特別被害地域内特別被害者 年3.0%以内、 3割被害者 年5.5%以内、一般被害者 年6.5%以内
償還期限	3～6年以内（ただし、激甚災害のときは4～7年以内）
貸付限度額	市長の認定した損失額又は200万円（一般）のいずれか低い額 （激甚災害のときは250万円）
融資機関	農業協同組合、森林組合、漁業協同組合又は金融機関
その他	市長の被害認定を受けたもの

【資料5-10】農林漁業施設資金（災害復旧）

○実施主体：株式会社日本政策金融公庫

貸付対象者	(1) 農林漁業を営む者 (2) 農業協同組合、農業協同組合連合会、農業共済組合、農業共済組合連合会、土地改良区、土地改良区連合及び農業振興法人等
資金使途	災害により農林漁業者等が被害を受け、経営に打撃を受けた場合に、農林漁業施設等の復旧を行うために必要な次に掲げる資金 (1) 果樹の改植等（主務大臣指定施設） 果樹の改植又は補植、樹園地整備、果樹棚の設備、樹苗養成等に要する費用 (2) 個人施設（主務大臣指定施設） 農舎、畜舎、農作物育成管理用施設、農作物処理加工施設、農機具等の復旧に要する費用 (3) 共同利用施設 農業協同組合等が設置する農林水産物の生産、流通、加工、販売に必要な共同利用施設等の復旧に要する費用
貸付利率	(参考) 令和6年11月18日現在 貸付期間に応じて年0.65～1.30%
償還期限	15年以内（果樹は25年以内、共同利用施設は20年以内） 据置期間3年以内（果樹は25年（うち据置期間10年）以内、共同利用施設は20年（うち据置期間3年）以内）
貸付限度額	負担額の80%又は1施設当たり300万円（特認600万円）のいずれか低い額（共同利用施設は負担額の80%）

【資料5-11】 農林漁業セーフティネット資金

貸付対象者	認定農業者、認定新規就農者、所得の過半が農業所得の方、農業の粗収益が200万円以上の方（個人）等 ※融資には、市町村長が発行する「罹災証明書」
資金使途	①災害により被害を受けた経営の再建に必要な資金 ②法令に基づく行政処分により経済的損失を受けた経営の維持安定に必要な資金 ③社会的・経済的環境の変化等により経営状況等が悪化している場合に経営の維持安定に必要な資金
償還期限	15年以内（据置期間3年以内）
貸付限度額	一般 600万円 簿記記帳を行っている場合、年間経営費の12分の6又は粗収益の12分の6に相当する額のいずれか低い額

【資料5-12】 埼玉県農業災害対策特別措置条例に基づく資金融資

貸付の相手	被害農業者
資金使途	種苗・肥料・飼料・薬剤・家畜・蚕種等の購入資金、ビニールハウス・その他プラスチックハウス・ガラス室・果樹だな・蚕室・畜舎・放牧施設・畜産物の調整施設・きのこ栽培施設・養魚施設・農産物倉庫及び農業用生産資材倉庫・農業用生産資材製造施設・作業場の復旧に必要な資金等
貸付利率	年3.5%以内
償還期限	6年以内
貸付限度額	市町村長の認定した損失額又は500万円のいずれか低い額
融資機関	農業協同組合等
その他	当該市町村長の被害認定を受けたもの

【資料5-13】 農業災害資金

貸付対象者	特別災害に指定された市町村で、該当災害により被害を受けた農業者
資金使途	種苗・肥料等の購入、施設の復旧、その他農業経営に必要な資金
貸付利率	無利子
借入限度額	市町村で認定した損失額または500万円のいずれか低い額

【資料5-14】被災者生活再建支援制度

目 的	被災者生活再建支援金を支給し、被災者の自立した生活の開始を支援する。																													
対 象 災 害	自然災害（暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象より生ずる災害）																													
対 象 災 害 の 規 模	<p>政令で定める自然災害</p> <p>① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した市町村における自然災害</p> <p>② 市町村において10以上の世帯の住宅が全壊した自然災害</p> <p>③ 県において100以上の世帯の住宅が全壊した自然災害</p> <p>④ ①又は②の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害</p> <p>⑤ 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、①～③の区域に隣接する市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害</p>																													
支 援 対 象 世 帯	<p>住宅が全壊（全焼・全流失等）した世帯その他これに準ずる程度の被害を受けたと認められる世帯として政令で定めるもの</p> <p>① 住宅が全壊した世帯</p> <p>② 住宅が半壊し、又は敷地に被害が生じ、倒壊防止等やむを得ない事由により住宅を解体した世帯</p> <p>③ 災害が継続し、長期にわたり居住不能な状態が継続することが見込まれる世帯</p> <p>④ 大規模半壊の被害を受けたと認められる世帯</p> <p>⑤ 中規模半壊の被害を受けたと認められる世帯</p> <p>※全壊：損害割合50%以上 半壊：損害割合20%以上50%未満 大規模半壊：損害割合40%以上50%未満 中規模半壊：損害割合30%以上40%未満</p>																													
支 援 金 の 額	<p>支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。 （※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額）</p> <p>① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）</p> <table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <tr> <td>住宅の被害程度</td> <td>全壊</td> <td>解体</td> <td>長期避難</td> <td>大規模半壊</td> </tr> <tr> <td>支給額</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </table> <p>② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）</p> <p><全壊等></p> <table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <tr> <td>住宅の再建方法</td> <td>建設・購入</td> <td>補修</td> <td>賃借 (公営住宅以外)</td> </tr> <tr> <td>支給額</td> <td>200万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </table> <p><中規模半壊></p> <table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <tr> <td>住宅の再建方法</td> <td>建設・購入</td> <td>補修</td> <td>賃借 (公営住宅以外)</td> </tr> <tr> <td>支給額</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> <td>25万円</td> </tr> </table> <p>※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は差額を支給</p>				住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊	支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)	支給額	200万円	100万円	50万円	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)	支給額	100万円	50万円	25万円
住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊																										
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円																										
住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)																											
支給額	200万円	100万円	50万円																											
住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)																											
支給額	100万円	50万円	25万円																											

<実施内容>

市	<ul style="list-style-type: none"> ① 住宅の被害認定 ② 罹災証明書等必要書類の発行 ③ 被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務 ④ 支給申請書等の必要書類のとりまとめ及び県への送付
県	<ul style="list-style-type: none"> ① 被害状況のとりまとめ ② 災害が法適用となる場合の内閣府等への報告及び公示 ③ 支給申請書等の必要書類のとりまとめ及び支援法人への送付
被災者生活 再建支援法人	<ul style="list-style-type: none"> ① 国への補助金交付申請等 ② 支援金の支給 ③ 支給申請書の受領・審査・支給決定 ④ 申請期間の延長・報告
国（内閣府）	被災者生活再建支援法人への補助金交付等

【資料5-15】 埼玉県・市町村生活再建支援金

目的	被災者生活再建支援法が適用とならなかった地域において、埼玉県・市町村生活再建支援金を支給し、被災世帯の生活再建を支援する。																		
対象災害	自然災害（暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象より生ずる災害） ※被災者生活再建支援法の規定と同様の内容																		
対象災害の規模	自然災害の規模は問わない。ただし、対象は被災者生活再建支援法が適用とならなかった地域に限る。																		
支援対象世帯	住宅が全壊（全焼・全流失等）した世帯その他これに準ずる程度の被害を受けたと認められる世帯として、埼玉県・市町村生活再建支援金及び埼玉県・市町村半壊特別給付金に関する要綱第2条第1項(2)ア～エで定めるもの ① 住宅が全壊した世帯 ② 住宅が半壊し、又は敷地に被害が生じ、倒壊防止等やむを得ない事由により住宅を解体した世帯 ③ 災害が継続し、長期にわたり居住不能な状態が継続することが見込まれる世帯 ④ 大規模半壊の被害を受けたと認められる世帯 ⑤ 中規模半壊の被害を受けたと認められる世帯 ※被災者生活再建支援法の規定と同様の内容																		
支援金の額	支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。 (※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額) ① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金） <table border="1" data-bbox="403 981 927 1126"> <tr> <th>住宅の被害程度</th> <th>支給額</th> </tr> <tr> <td>全壊、解体、長期避難</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>大規模半壊</td> <td>50万円</td> </tr> </table> ② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金） <table border="1" data-bbox="403 1176 1353 1373"> <tr> <th>住宅の被害程度</th> <th>建設・購入</th> <th>補修</th> <th>賃借 (公営住宅以外)</th> </tr> <tr> <td>全壊、解体、長期避難、 大規模半壊</td> <td>200万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td>中規模半壊</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> <td>25万円</td> </tr> </table> ※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計200（又は100）万円 ※被災者生活再建支援法の規定と同様の内容	住宅の被害程度	支給額	全壊、解体、長期避難	100万円	大規模半壊	50万円	住宅の被害程度	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)	全壊、解体、長期避難、 大規模半壊	200万円	100万円	50万円	中規模半壊	100万円	50万円	25万円
住宅の被害程度	支給額																		
全壊、解体、長期避難	100万円																		
大規模半壊	50万円																		
住宅の被害程度	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)																
全壊、解体、長期避難、 大規模半壊	200万円	100万円	50万円																
中規模半壊	100万円	50万円	25万円																

<実施内容>

市	① 住宅の被害認定 ② 罹災証明書等必要書類の発行 ③ 被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務 ④ 支給申請書等の必要書類のとりまとめ、第1次審査及び県への書類送付
県	① 被害状況のとりまとめ ② 支給申請書等の受領、審査（第2次）、支給の可否の決定 ③ 被災世帯主へ支給可否の決定通知、申請受理市町村へ決定通知の写し送付 ④ 被災世帯主へ支援金の支給 ⑤ 各市町村へ本支援制度に係る負担金の請求 ⑥ 申請期間の延長決定

【資料5-16】 埼玉県・市町村半壊特別給付金

目的	災害救助法が適用とならなかった地域の半壊世帯に対し、埼玉県・市町村半壊特別給付金を支給し、被災世帯の生活再建を支援する。
対象災害	自然災害（暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象より生ずる災害）
対象災害の規模	自然災害の規模は問わない。ただし、対象は災害救助法が適用とならなかった地域に限る。
支給対象世帯	埼玉県・市町村生活再建支援金及び埼玉県・市町村半壊特別給付金に関する要綱第2条第1項(2)オで定める住家が半壊した世帯
給付金の額	補修50万円、賃借（公営住宅以外）25万円 （※世帯人数が1人の場合は、補修375,000円、賃借187,500円）

<実施内容>

市	<ul style="list-style-type: none"> ① 住宅の被害認定 ② 罹災証明書等必要書類の発行 ③ 被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務 ④ 支給申請書等の必要書類のとりまとめ、第1次審査及び県への書類送付
県	<ul style="list-style-type: none"> ① 被害状況のとりまとめ ② 支給申請書等の受領、審査（第2次）、支給の可否の決定 ③ 被災世帯主へ支給可否の決定通知、申請受理市町村へ決定通知の写し送付 ④ 被災世帯主へ給付金の支給 ⑤ 各市町村へ本支援制度に係る負担金の請求 ⑥ 申請期間の延長決定

【資料5-17】 埼玉県・市町村家賃給付金

目的	自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯に対し、埼玉県・市町村家賃給付金を支給し、被災世帯の生活の再建を図ることを支援する。
対象災害	自然災害（暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象より生ずる災害）
対象災害の規模	自然災害の規模は問わない。
給付対象世帯	<p>下記の特別な理由により、県又は市町村が提供し、又は斡旋する公営住宅等に入居せず、自己の費用をもって賃借した民間賃貸住宅（仮住宅）に入居した全壊世帯（埼玉県・市町村家賃給付金に関する要綱第3条に規定する世帯）。</p> <p>① 全壊世帯に身体障害者があり、近隣の公営住宅等にバリアフリー住宅がないこと。</p> <p>② 全壊世帯に児童又は生徒があり、公営住宅等に入居すると通学区域が変更になること。</p> <p>③ 公営住宅等に入居すると1週間に1日以上通院しているかかりつけ医療機関から離れ、自動車等の通院手段がなく通院が困難になること。</p> <p>④ 公営住宅等に入居すると全壊した住宅の所在地から離れて遠くなり、親族の介護、介助が困難になること。</p> <p>⑤ 公営住宅等に入居すると、入居の規定により、当該自然災害発生前から飼育しているペットの飼育が困難になること。</p> <p>⑥ その他、前各号に準ずるやむを得ないと認められる理由</p>
給付金の額	<p>給付金の額は、仮住宅の賃借料相当額（敷金、礼金、権利金、共益費、管理費等を除く。）とし、月額6万円を上限とする。ただし、支給対象世帯の世帯員が5人以上である場合には、給付金の額は月額9万円を上限とする。</p> <p>支給期間は、仮住宅に連続して入居する期間とし、最長12月とする。</p>

<実施内容>

市	<p>① 住宅の被害認定</p> <p>② 罹災証明書等必要書類の発行</p> <p>③ 被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務</p> <p>④ 支給申請書等の必要書類のとりまとめ、第1次審査及び県への書類送付</p>
県	<p>① 被害状況のとりまとめ</p> <p>② 支給申請書等の受領、審査（第2次）、支給の可否の決定</p> <p>③ 被災世帯主へ支給可否の決定通知、申請受理市町村へ決定通知の写し送付</p> <p>④ 被災世帯主へ給付金の支給</p> <p>⑤ 各市町村へ本支援制度に係る負担金の請求</p> <p>⑥ 申請期間の延長決定</p>

【資料5-18】 埼玉県・市町村人的相互応援

目的	災害による被災市町村の迅速な応急対策及び復旧対策を応援することにより、被災者の速やかな生活の再建を支援する。
対象災害	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害
応援内容	被災市町村のみでは十分かつ迅速に救助、応急対策及び復旧対策を実施することが困難な場合に、必要な技術職、事務職及び技能職等の職員を被災市町村からの要請に応じて短期間派遣するものとする。

<実施内容>

被災市町村 (要請市町村)	<ul style="list-style-type: none"> ① 県に職員派遣の要請（派遣要請依頼書の提出） ② 県から派遣調整結果通知書を受領、確認 ③ 派遣市町村又は県の派遣機関に対して派遣要請書を提出 ④ 派遣職員の受入れ
被災地以外の市町村 (派遣市町村)	<ul style="list-style-type: none"> ① 派遣可能の可否、派遣可能職員数の回答 ② 県から派遣調整結果通知書を受領、確認 ③ 要請市町村から派遣要請書を受領 ④ 職員の派遣
県 (統括部、支部)	<ul style="list-style-type: none"> ① 要請市町村から職員派遣要請の受理、市町村又は県の機関に対して派遣の可否についての照会 ② 派遣市町村又は県の機関と派遣人数等について調整及び派遣調整結果通知書を要請市町村、派遣市町村及び県の派遣機関に送付 ③ 要請市町村から派遣要請書を受領 ④ 県の派遣機関による職員の派遣

【資料6-1】東日本電信電話株式会社埼玉事業部における電気通信設備の 応急対策

東日本電信電話株式会社埼玉事業部における電気通信設備の応急対策

災害等により電気通信設備に被害の発生のおそれのあるとき、又は発生した場合において、東日本電信電話株式会社埼玉事業部が実施する応急対策は次のとおりである。

1. 災害時の活動体制

(1) 災害対策本部の設置

災害が発生する恐れのある場合、又は発生した場合、災害の迅速かつ適切な復旧を図るため、埼玉事業部に災害対策本部を設置する。

(2) 情報連絡

市災害対策本部、その他各関連機関と密接な連絡を取ると共に、気象情報、報道機関等の情報に留意し、被害の状況、その他各種情報の把握に努める。

2. 応急措置

電気通信設備に被害が発生した場合は次の各号の応急措置を実施する。

(1) 重要通信の確保

行政や災害救助機関等を担当する機関の通信を確保するため、応急回線の作成、ネットワーク網措置等そ通確保の処置を行う。

(2) 特設公衆電話の設置

災害救助法が適用された場合等には、避難所等に罹災者が利用するために事前に開通済みの特設公衆電話について、その設置支援を行うに努める。それ以外の施設等で特設公衆電話の要望があれば、その開通に務める。

(3) 通信の利用制限

通信のそ通が著しく困難となり、重要通信を確保する必要がある時は、利用制限等の措置を行う。

(4) 災害伝言ダイヤルの提供

災害発生により著しく通信の輻輳が発生した場合には、安否等の情報を円滑に伝達できるよう災害伝言ダイヤルを速やかに提供する。

3. 応急復旧対策

(1) 被災した電気通信設備等の応急復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。

(2) 復旧にあたっては、行政、ライフライン事業者と連携し、早期復旧に努める。

4. 災害時の広報

(1) 特設公衆電話や災害伝言ダイヤル等を提供した場合、必要に応じて報道機関、自治体との協力体制により利用案内を実施する。

【資料6-2】東京電力パワーグリッド株式会社川越支社における非常災害対策計画

東京電力パワーグリッド株式会社川越支社における非常災害対策計画

1. この計画は、東京電力株式会社における非常災害対策規程・マニュアルによるものとし、細部は次のとおりとする。

2. 電力施設の保守

非常災害に備え、配電線路の設備の巡視・点検等により、その保守管理に務める。

3. 非常災害対応要員の確保

非常災害の発生が予想される場合、又は発生した場合は、東京電力非常災害対策規程・マニュアルに基づき対応する。

(1) 待機体制

非常体制に先立ち待機が必要とされる場合

(2) 非常体制の発令は、非常災害の情勢に応じ、次表のとおり区分して行う。

区 分	情 勢
第1非常体制	<ul style="list-style-type: none">・ 災害の発生が予想される場合・ 災害が発生した場合
第2非常体制	<ul style="list-style-type: none">・ 大規模な災害の発生が予想される場合・ 大規模な災害が発生した場合・ 東海地震注意情報が発せられた場合
第3非常体制	<ul style="list-style-type: none">・ 大規模な災害が発生し、復旧に長期化が予想される場合・ サービス区域あるいは所属店所のある都・県内で震度6以上の地震が発生した場合・ 警戒宣言が発せられた場合

4. 情報活動

(1) 停 電

広範囲のものに対しては、復旧予定等の周知広報を行う。

(2) 連 絡 先

連 絡 先	所 在	電話番号
東京電力パワーグリッド株式会社 川越支社	川越市三久保町17-4	0120-995-007

【資料6-3】坂戸ガス株式会社における災害緊急対策要綱(抜粋)

坂戸ガス株式会社における災害緊急対策要綱(抜粋)

1. 目的

この要綱は、災害その他非常の措置における体制を確立し、ガスによる二次災害の防止、軽減及び早期復旧を図ることを目的とする。

2. 適用範囲

この要綱は、台風、洪水、地震、火災等広範囲にわたる災害発生の場合に適用する。

3. 組織および権限の委譲(項目のみ掲載)

4. 警戒出動(項目のみ掲載)

5. 特別出動および地震時自動出動

災害発生の規模により第1次～第4次までの特別出動および地震時自動出動を定める。

(1) 特別出動

出動区分	災害、事故の規模	供給支障の場合	導管被害の場合
第1次	・小規模な災害、事故 ・復旧は少人数で可能	30件未満	低圧導管被害
第2次	・人命に危険が及ぶ事故等 ・復旧は多数が必要	30～100件	低圧導管被害
第3次	・救護広報が必要な事故等 ・復旧は多数が必要	101～300件	中圧および低圧被害
第4次	・大規模な災害、事故	301件以上	ホルダー破損 中圧および低圧被害

※第4次出動とは、大規模な災害、事故で他社の応援を必要とする場合をいう。

社内的には、第3次出動と同じく全員出動体制である。

(2) 地震時自動出動(項目のみ掲載)

(以下、項目のみ掲載)

6. 特別出動および地震時自動出動時の連絡系統

7. 特別出動および地震時自動出動時の任務

8. 特別出動時および地震時自動出動時の指揮系統

9. 出動時の作業基準

10. 出動時の作業方法

11. 体制の解除

【資料6-4】 角栄ガス株式会社における災害緊急対策要綱(抜粋)

角栄ガス株式会社における災害緊急対策要綱(抜粋)

1. 目的

この要綱は災害その他非常時の措置における体制を確立し、迅速、的確な初動措置によって、ガスによる二次災害の防止と被害の軽減を図り、効率的な復旧措置によって被害の早期復旧を図ることを目的とする。

2. 適用範囲

この要綱はガス漏えい事故・火災及び地震等の災害が発生した場合に適用する。

3. 緊急出動及び特別出動の区分

(1) 緊急出動

ガス事故が発生し、又は発生する恐れがある場合の緊急措置を講じることをいう。

(2) 特別出動

特別出動とは、緊急出動では処理することが困難な事態に対して、これを処理するために特別に編成する体制で出動することをいう。

特別出動は、事故の内容に応じ、第1次から第3次までの体制を編成する。

特別出動の体制を迅速に編成するため、必要に応じ事業所間（他のガス事業者の事業所を含む。）の連携を図るとともに、迅速に通信連絡ができるように連絡体制の整備を図る。

特別出動体制	災害・事故の規模	供給支障の場合	ガス導管被害の場合
第1次	・大規模な火災 ・事故による大規模避難勧告、大規模交通制限、家屋の破壊	30～100件	低圧導管の被害
第2次	同上	101～300件	中圧及び低圧導管の被害
第3次	・第2次で対応できない場合 ・その他大規模な被害のおそれのあるもの	301件以上	同上

(以下、項目のみ掲載)

4. 緊急出動時の現場における措置

5. 特別出動時の現場における措置

以上

(2016年12月 ガス漏えい及びガス事故等処理要領より)

■その他

【資料7-1】坂戸・鶴ヶ島消防組合受援計画

坂戸・鶴ヶ島消防組合受援計画

第1章 総則

(目的)

第1 この計画は、消防組織法第39条の規定に基づく埼玉県下消防相互応援協定（平成19年7月1日施行）及び埼玉県特別機動援助隊設置要綱（平成18年7月19日施行）並びに緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（平成27年3月31日消防広第74号。以下「要請要綱」という。）第36条及び埼玉県緊急消防援助隊受援計画（平成27年7月3日消第631—1号）第29条により、緊急消防援助隊等の応援等を受ける場合の受援計画について必要な事項を定め、緊急消防援助隊等が円滑に活動できる体制の確保を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2 この計画における用語の定義は、次に定めるところによる。

- 2 代表消防機関は、さいたま市消防局とする。
- 3 代表消防機関代行及び地域代表消防機関は、川口市消防局、埼玉西部消防局、熊谷市消防本部及び春日部市消防本部（以下「幹事消防本部」という。）とする。
- 4 前項までに定めるもののほか、用語については別紙第1のとおりとする。

第2章 応援要請

第1節 埼玉県下消防相互応援部隊

(応援要請の手続き)

第3 埼玉県下消防相互応援の応援要請は、別紙第2のとおり行うものとする。

- 2 消防長は、災害規模及び被害状況等を考慮して、坂戸・鶴ヶ島消防組合の消防力では十分な体制を取ることができないと判断した場合は、管内被災地の市長へ被害状況を報告し、第2ブロック幹事消防本部に対して、埼玉県下消防相互応援協定に関する運用基準（以下「運用基準」という。）様式第1号（第9条関係）により埼玉県下消防相互応援部隊の応援要請を行うものとする。
- 3 応援要請から応援部隊出動に至るまでの一連のフローは、運用基準別表第4（第18条関係）のとおりとする。
- 4 指揮体制のフローは、運用基準別表第5（第21条関係）のとおりとする。

(受入れに係る情報提供)

第4 運用基準第19条に基づく、応援部隊の指揮支援隊長及びブロック指揮隊長への情報提供は、次による。

- (1) 活動を要する場所又は区域
- (2) 災害の状況及び人的・物的被害の状況
- (3) 道路等の通行障害状況
- (4) 消防水利、燃料補給場所及びヘリコプター離着陸場等の情報
- (5) その他必要な事項

第2節 埼玉県特別機動援助隊

(応援要請の手続き)

第5 埼玉県特別機動援助隊の応援要請は、別紙3—1のとおり行うものとする。

2 埼玉県知事(以下「知事」という。)は、災害発生の市の長から要請があった場合には、代表消防機関の長と協議し、特別機動援助隊の出動を決定する。

3 知事は、特別機動援助隊の出動を決定したときは、次の各号に定める事項を明らかにして機動援助隊を有する市町村の長に必要な指示をする。この場合、機動援助隊を有する市町村の長に対する指示は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第43条の規定を根拠とする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生場所
- (3) 被害の状況
- (4) その他必要な事項

4 前項の規定による指示を受けた機動援助隊を有する市町村の長は、速やかに機動援助隊を出動させる。

5 消防長は被災者の生命、身体等に重大な影響を及ぼすと判断される場合には直接、埼玉DMA T指定病院の長に対して埼玉DMA Tの出場要請を別紙3—2のとおり行うものとし、事後、速やかにその旨を知事に対して様式第6号により報告するものとする。

第3節 緊急消防援助隊

第1款 応援等の要請

(警防本部の設置)

第6 消防長は、災害規模や被害状況、当該市を管轄する坂戸・鶴ヶ島消防組合及び埼玉県内の消防力を考慮して、大規模な消防の応援等が必要であると判断した場合は、坂戸・鶴ヶ島消防組合警防業務に関する規則(平成14年4月25日規則第2号。以下「警防規則」という。)第5条に基づき、消防本部に「警防本部」を設置するものとする。

2 警防本部は、消防本部警防課内の災害対策連絡室に設置するものとする。ただし、状況に応じて連絡調整に最も適する場所に設置できるものとする。

3 警防本部の本部長(以下「警防本部長」という。)は、消防長又はその委任を受けた者をもって充てるものとする。

4 警防本部の本部員は、災害対策構成員の職員で構成する。

なお、被害状況により災害対策構成員の参集が困難の場合は、警防本部長の判断により代理などにより、柔軟に対応することができる。

(応援要請の手続き)

第7 緊急消防援助隊の応援要請は、別紙第4のとおり行うものとする。

2 被災地の市長は、災害規模や被害状況等から大規模な消防の応援等が必要であると判断した場合は、知事に対して当該応援等が必要である旨を直ちに電話（災害時有線通信、消防防災無線、地域衛星通信ネットワーク、防災行政無線、衛星携帯電話その他災害時に有効な通信を行える手段を含む。以下同じ。）により連絡するものとする。

3 被災地の市長は、災害の概況、出動を希望する区域及び活動内容その他参考となるべき事項が明らかになり次第、知事に対して電話により連絡するものとする。

なお、詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別や規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階で、要請要綱別記様式1-2により速やかに行うものとする。

4 被災地の市長は、知事に対して第2項及び第3項の連絡ができない場合は、その旨を消防庁長官（以下「長官」という。）に直ちに電話により連絡することができるものとし、事後、速やかにその旨を知事に対して報告するものとする。

5 知事は、被災地の市長から電話により応援等が必要であるとの連絡を受け、災害規模、被害状況及び埼玉県内の消防力を考慮して、緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断した場合は、長官に対して、電話により応援等の要請を直ちに行うものとする。

6 知事は、被災地の市長から応援等が必要であるとの連絡がなく、災害による死者数その他の詳細な災害の状況が迅速に把握できない場合であっても、甚大な被害に拡大することが見込まれ、緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断したときは、長官に対して、電話により応援等の要請を直ちに行うものとする。

7 知事は、災害の概況、出動を希望する区域及び活動内容その他参考となるべき事項が明らかになり次第、長官に対して電話により報告するものとする。

8 知事は、電話による緊急消防援助隊の応援等の要請を行った場合は、その旨を、様式1により被災地の市町村長及び県内各消防本部の消防長に対して通知するものとする。

9 消防長は、長官から要請要綱別記様式3-2により緊急消防援助隊の応援等決定通知を受けた場合、また、要請要綱別記様式3-3により緊急消防援助隊の出動隊数通知を受けた場合は、速やかに代表消防機関及び地域代表消防機関に電話により連絡をする。

(連絡体制)

第8 応援等要請時の連絡体制は、次に掲げるとおりとする。

(1) 関係機関連絡先は、別表第1-1から別表第1-4のとおりとする。

(2) 緊急消防援助隊等の受援に係る連絡方法は、原則として電話又はFAX等（埼玉県緊急消防援助隊受援計画様式1を通信書とする。）によるものとする。ただし、電話又はFAX等断絶時には都道府県の主運用波、防災行政無線、消防防災無線、地域衛星通信ネットワーク等を活用するものとする。

第2款 受援体制

(関係機関への派遣)

第9 警防本部長は、知事が法第44条の2の規定に基づく埼玉県消防応援活動調整本部（以下「調整本部」という。）を設置した時は、可能な範囲で調整本部員として坂戸消防署副署長の職にある者を派遣するものとする。

なお、被害状況により調整本部に派遣することができない場合は、電話等により調整本部と連絡を取り合うなど、適宜対応するものとする。

2 警防本部長は、被害が発生している構成市の災害対策本部に予防課副課長あるいは、警防課副課長の職にある者を派遣し、連絡体制の構築を図るものとする。

(受援対応)

第10 緊急消防援助隊の応援等が決定した場合は、被災地での緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動等に資するため、指揮本部を設置するものとし、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

- (1) 被害情報の収集に関すること。
- (2) 被害状況並びに被災地消防本部及び消防団の活動に係る記録に関すること。
- (3) 緊急消防援助隊の受援体制の確立及び受援活動の実施に関すること。
- (4) その他緊急消防援助隊の受援に必要な事項に関すること。

2 警防本部長は、緊急消防援助隊の受入体制が整わないと判断する場合は、埼玉県及び代表消防機関（代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行）に遅滞なくその任務に係る調整を求めるものとする。

第3款 指揮体制及び通信運用体制

(指揮体制等)

第11 指揮体制は、次に掲げるとおりとする。

(1) 警防本部長は、警防本部全体の事務を指揮総括するものとし、状況に応じ現場本部を設置するものとする。

ア 現場本部の指揮は、署長又は現場最高指揮者が行う。

イ 警防本部の編成及び任務については、警防規則を準用するものとし、災害状況に応じて応援部隊から警防本部要員の派遣を要請するものとする。

ウ 緊急消防援助隊の指揮系統は、要請要綱によるものとし、警防本部長の指揮の下に活動するものとする。

エ 緊急消防援助隊の連絡体制は、要請要綱別記様式7のとおりとする。

(2) 警防本部は、次の業務を行う。

ア 指揮体制の確立

イ 災害の状況把握（種別・範囲）

ウ 人的・物的被害の状況把握

エ 気象、地形及び市内の状況把握

オ 道路交通状況把握

- カ 警防活動の総括
 - キ 無線通信体制
 - ク 部隊編成計画
 - ケ 応援要請、調整本部、その他関係機関との連絡調整
 - コ 各県隊等の活動指示
 - サ 受入ルート、到達ポイント及びヘリコプターの場外離着場等の設定
 - シ 食糧及び燃料の確保
 - ス 野営又は宿泊場所の確保
 - セ 救急指揮所・救急出動時道路案内職員の配置
 - ソ 警防本部の運営チェックリストの確認（別紙第5）
- (3) 警防本部に係る資機材は、別表第2のとおりとする。

（通信運用体制）

第12 無線運用を円滑に行うため、無線種別及び無線運用体制については、別表第3を参考に次に掲げるとおりとする。

- (1) 緊急消防援助隊が被災地で活動する場合は、次のとおりとする。
- ア 統制波については、警防本部、調整本部、緊急消防援助隊指揮支援本部及び都道府県隊本部相互間の通信に統制波を使用する。この場合において、被災地が広域にわたり指揮系統を複数に分割する必要があるときは、調整本部等の指示により統制波1・2・3のいずれかのチャンネルを使用する。
 - イ 県の主運用波（以下「主運用波」という。）については、応援都道府県隊内における部隊間の通信に使用するものとし、応援都道府県間の通信については、調整本部等の指示により統制波を使用するものとする。
 - ウ 活動波については、当消防本部部隊間の隊との交信とする。
- (2) 埼玉県内の応援部隊が活動する場合は、次のとおりとする。
- ア 幹事消防本部は、統制波及び主運用波を使用する。
 - イ 幹事消防本部以外は、主運用波を使用する。

第4款 消防応援活動の調整等

（迅速出動時の部隊の受入）

第13 消防長は、管内において最大震度6弱以上の地震が発生し、迅速出動が適用になった場合、早期に被害状況を把握し、緊急消防援助隊の応援が必要な地域等の確認を行い、調整本部及び地域代表消防機関に対して報告するとともに、緊急消防援助隊の受入体制を整えるものとする。

（進出拠点）

- 第14 警防本部長は、緊急消防援助隊の進出拠点について、調整本部及び消防庁と協議し、消防庁が決定する。
- 2 陸上部隊の進出拠点は、別表第4のとおりとする。
 - 3 航空部隊の進出拠点は、別表第5のとおりとする。

- 4 警防本部長は、進出拠点が決定了したら、連絡員（消防司令以上）等を配置し、調整本部及び警防本部との連絡体制を確保する。
- 5 連絡員等は、到着した応援都道府県隊名及び部隊規模について確認し、調整本部に対して報告するとともに、応援都道府県大隊長に対して応援先市、任務等の情報提供を行うものとする。
- 6 誘導員については、消防職員をおおむね次の場所に配置する。
 - ア 国道等からの進入道路への交差点
 - イ 高速道路のインターチェンジ出口
 - ウ その他必要となる場所

（任務付与）

第15 警防本部長は、次に掲げる事項について到着した応援都道府県大隊長に対して情報提供を行うとともに、任務付与するものとする。

- (1) 被害状況
- (2) 活動方針
- (3) 活動地域及び任務
- (4) 安全管理に関する体制
- (5) 使用無線系統
- (6) 地理及び水利の状況
- (7) その他活動上必要な事項

（スピンドルドライバーの形状等）

第16 市別消火栓スピンドルドライバーの形状及び口径は、別表第6のとおりとする。

（ヘリコプター離着陸場所）

第17 ヘリコプター離着陸場所は、別表第7のとおりとする。

（宿営場所）

第18 調整本部は、災害に状況、大隊又は部隊の規模等を考慮し、緊急消防援助隊の宿営場所について消防庁及び被災地消防本部と調整するものとする。なお、宿営場所の決定は、消防庁が行うものとする。

- 2 宿営場所は、別表第8のとおりとする。
- 3 宿営場所は、被災者への配慮及び隊員の心理的負担軽減を考慮し、被災者の避難施設と供用しない場所から決定するものとする。
- 4 調整本部は、決定した宿営場所について、別表8の宿営場所管轄消防本部に対して連絡するものとする。

（燃料補給場所）

第19 陸上部隊の燃料補給場所は、別表第9のとおりとする。

- 2 航空部隊の燃料補給場所は、別表第10のとおりとする。

(燃料調達要請)

第20 警防本部長は、燃料の調達が必要と判断した場合は、燃料等の供給について災害時の応援協定を締結している企業等に要請するものとする。

(重機派遣要請)

第21 警防本部長は、重機保有団体の協力が必要と判断した場合は、重機派遣についての応援要請は、別表第1－3のとおりとする。

(部隊移動)

第22 緊急消防援助隊の部隊移動に関する手続きは、別紙第6のとおり行うものとする。

(緊急消防援助隊の部隊移動)

第23 警防本部長は、消防庁長官又は埼玉県知事から部隊の移動に対する意見要請要綱別記様式6－1により聴取がなされた場合は、要請要綱別記様式6－2により回答するものとする。

(部隊移動に係る連絡)

第24 警防本部は、調整本部から部隊移動に伴う部隊規模、移動経路等の連絡を受けた場合は、道路啓開、先導等を実施する。

(活動終了)

第25 警防本部長は、被害状況を考慮して緊急消防援助隊の活動が必要ないと判断した場合は、調整本部及び指揮支援本部と協議し、その旨を被災地市長に報告するとともに、指揮支援本部長及び都道府県大隊長に対して、要請要綱別記様式4－1により緊急消防援助隊の引揚げを指示するものとする。

第5款 その他

(情報提供)

第26 警防本部、調整本部、指揮支援本部は、緊急消防援助隊動態情報システム及び支援情報共有ツールを活用し、緊急消防援助隊及び関係機関との情報共有に努めるものとする。

(地理情報)

第27 警防本部長は、緊急消防援助隊の活動が円滑に行われるように、次に掲げる事項を記した市別の地図を作成しておくものとする。

- (1) 各部隊の進出拠点
- (2) ヘリコプター離着陸場
- (3) 燃料補給可能場所
- (4) 河川、プール、防火水槽等の水利状況
- (5) 物資補給可能場所
- (6) 宿営場所

- (7) 広域避難場所
- (8) 救急医療機関

(災害時の体制整備)

第28 消防長は、関係機関と連携し、災害時における重機派遣に関する協力体制、燃料等の供給体制及び物資等の調達体制を構築し、災害時の体制整備に努めるものとする。

(その他)

第29 埼玉県下消防相互応援部隊又は埼玉県特別機動援助隊の応援要請時、第1節及び第2節に記載のない事項で、受援体制、指揮体制、通信運用体制、消防応援活動の調整等が必要な場合は、状況に応じて第3節を準用するものとする。

2 その他坂戸・鶴ヶ島消防組合受援計画に必要な事項は、消防長が別に定める。

附 則

この計画は、平成28年12月5日から施行する。

【資料7-2】 財政援助措置の対象一覧

種別	対象
公共土木施設 災害復旧事業等 に関する特別の 財政援助	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共土木施設災害復旧事業 ・ 公共土木施設復旧事業関連事業 ・ 公立学校施設災害復旧事業 ・ 公営住宅災害復旧事業 ・ 生活保護施設災害復旧事業 ・ 児童福祉施設災害復旧事業 ・ 老人福祉施設災害復旧事業 ・ 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業 ・ 障害者支援施設等災害復旧事業 ・ 婦人保護施設災害復旧事業 ・ 感染症指定医療機関災害復旧事業 ・ 感染症予防事業 ・ 堆積土砂排除事業 ・ 湛水排除事業
農林水産業に 関する特別の助成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置 ・ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例 ・ 開拓者等の施設の災害復旧事業等に対する補助 ・ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例 ・ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助 ・ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助 ・ 共同利用小型漁船の建造費の補助 ・ 森林災害復旧事業に対する補助
中小企業に 関する特別の助成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 ・ 小規模企業者等設備導入資金助成法による資付金の償還期間の特例 ・ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
その他の財政援助 及び助成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 ・ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助 ・ 日本私学振興財団の業務の特例 ・ 市町村が施行する感染症予防事業に関する特例 ・ 母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例 ・ 水防資材費の補助の特例 ・ 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例 ・ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等 ・ 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例 ・ 上水道施設及び簡易水道施設の災害復旧事業に対する補助

【資料7-3】(参考)OILと防護措置について

[引用：原子力災害対策指針（原子力規制委員会）]

	基準の種類	基準の概要	初期設定値 ^{※1}			防護措置の概要
緊急防護措置	O I L 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})			数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
	O I L 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線：40,000cpm ^{※3} (皮膚から数cmでの検出器の計数率) β 線：13,000cpm ^{※4} 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)			避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染。
早期防護措置	O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 ^{※5} の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})			1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。
飲食物摂取制限 ^{※9}	飲食物に係るスクリーニング基準	O I L 6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h ^{※6} (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
	O I L 6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種 ^{※7}	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。
			放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg ^{※8}	
			放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
			プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg				

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるOILの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはOILの初期設定値は改定される。

※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。OIL1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がOIL1の基準値を超えた場合、OIL2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がOIL2の基準値を超えたときから起算しておおむね1日が経過した時点の空間放射線量率(1時間値)がOIL2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。

※3 我が国において広く用いられている β 線の入射窓面積が20cm²の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/cm²相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度から入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。

※4 ※3と同様、表面汚染密度は約40Bq/cm²相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。

※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの(例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳)をいう。

※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。

※7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるOIL6を参考として数値を設定する。

※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。

※9 IAEAでは、飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間の暫定的な飲食物摂取制限の実施及び当該測定の対象の決定に係る基準であるOIL3等を設定しているが、我が国では、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。